

東京立正短期大学紀要

第 41 号

目 次

若者の「地域」認識と彼らの旅行離れに関する一考察	秋 山 綾 (1)
高度成長期における「金融の二重構造」とリレーションシップバンキング	新 井 大 輔 (12)
ヴィジュアル・イメージを利用したグラフィティ研究 (1)	有 泉 正 二 (37)
保育者養成課程における表現体験を考える ——ダンスパフォーマンス企画“ALIVE”の制作事例より——	池田(尾畑)三鈴 (60)
中年期の発達課題と社会参加 ——「心の正午革命」とその後をどう生きるか——	加 地 雄 一 (79)
ホテル・旅館の業態転換について.....	下 田 將 文 (96)
児童養護施設における家族支援とソーシャルワーカーの専門性について	朴 美 京 (114)
保健医療において子どもの参加を効果的に支援するための医師と子どもの関係 ——日本における子どもの患者会の活動に基づいて——	山 本 智 子 (125)
余滴 学生のための文学講座 恋歌のゆかり 桑田佳祐作詞「LOVE AFFAIR-秘密のデート-」について	西 脇 哲 夫 (150)
《編集後記》	(144)

2 0 1 3

東京立正短期大学

若者の「地域」認識と彼らの旅行離れに関する一考察

秋 山 綾

1. 旅行をしない若者と地理が苦手な若者

1) 若者は旅行しない？ —問題提起—

若者の旅行離れが深刻な社会問題として取り上げられる様になってから久しい。観光産業（特に、旅行業界）にとって若者の旅行離れは、業界の死活問題となるため、多くの研究がなされている。財団法人日本交通公社の『旅行動向別冊 旅行者の行動と意識の変化 1999～2008』（2010, pp.110-111）第3章では「旅行に対する好感度」について報告がされている。この報告をみると、調査母集団全体の約9割超の人が、「旅行が好き」と答えており、経年的な変化は見られないにもかかわらず、男性20代は例外で、「どちらかといえば嫌い、または嫌い」と回答した比率が約15%と、他の性／年代に比べて突出している。また、ライフステージ別で見ても未婚男性で旅行が嫌いな比率が高くなっている。

また、『旅行動向 別冊』（財団法人日本交通公社：2010, pp.112-113）の「3.3 若年層の旅行に対するモチベーションの低下と背景」では、20・30代の未婚男性の旅行をしなかった理由の第1位は「仕事などで休暇がとれない」となっている。しかし、旅行が“嫌い”なグループだけ見ると「行きたいと思うところがない」、「旅行以外にやりたいことがある」が上位に挙っている。また、休日の過ごし方を20・30代未婚男性全体と、旅行が“どちらかという嫌い・嫌い”のグループで比較してみると、“旅行嫌い”グループでは、「家でゲームをする」、「家で音楽を聴く」、「コンビニに行く」、「家で勉強をする」、「図書館やカフェなどで勉強や読書をする」など、場所で言えば自宅や近所でおこなう行動、また誰かと一緒というよりは、自分1人でおこなう行動の選択

率が全体に比べて高い傾向が見られると報告がある。

西村、高井、中村らは2008年頃から“若者の海外旅行離れ”について研究しており、実態調査では「旅行しない若者」の特性の把握、「若者が旅行をしない理由」の解明に取り組んでいる（西村、高井、中村）。海外旅行の阻害要因の1つには、これまでの海外旅行への参加レベル（回数・頻度）が挙げられている。

その他の研究では経済的な理由が挙げられ、彼ら以前の世代に比べ、携帯電話にかかる支出などがあるため、旅行に費用を費やせないことが挙げられていることが多い。

しかし、本当に若者は旅行をしなくなったのか。筆者は大学・短大における担当講義において、受講者に「今週の楽しかったこと」について報告を受けているが、試験直前などの時期的な問題による減少、参加した旅行の遠近、長短の差はあるが、毎週多くの学生がどこかに旅行している事例が報告されている¹⁾。

筆者は、上述の先行研究で明らかにされてきた「若者が旅行しない理由」は表面的な理由でしかなく、これらの表面的な理由を引き出す社会的な状況や現代の若者が創り出す文化の中にこそ、旅行に行かないとされる理由があるのではないかと考えている。

2) 地理が苦手な中学生

ここでは、筆者が実際に経験したエピソードを紹介しよう。

筆者は、大学生の当時から約20年間にわたり、都内の受験指導をおこなう進学塾にて、小学生、中学生、高校生の指導をしてきた。特に、中学生の進学指導を担当していた。中学生が都立高等学校（以下、都立高校）を受験する際には、5教科の受験が必須²⁾であり、彼らは国語、数学、理科、社会、英語に関する受験勉強をおこなっている。都立高校入試における社会は、地理、歴史、政治経済からなる問題が出題されるが、いずれも小学生の中学受験における社会の出題問題に比べれば、平易な問題が多い。

ある時、中学3年生と来年受験を迎える小学5年生で地図を見ながら日本全国の都道府県名と県庁所在地名を漢字で正確に記述する競争をおこなった。勝

者は、小学5年生であった。小・中学生の誤答をみると、小学生の誤答はちょっとした漢字の間違いがほとんどで、口頭や平仮名での解答では正解できる場合が多い。しかし、中学生の誤答をみると、小学生同様のミスはもちろんのこと、宮城県と宮崎県を混同する、日本海側の都道府県の位置が正確に解答できないなどの致命的な間違いも多く見られた。

また、日本周辺の海洋名に関する小テストでも、中学生の解答には珍解答が多かった。日本海をエーゲ海と記入した解答用紙を発見したときは大爆笑したが、返却時に本人に話を聞くと、本人は真剣に検討した上で記入した解答だということがわかった。

このようなエピソードは、2月におこなわれる学力検査で合格した後は、受験指導の成果として笑い話となり、皆で共有することが可能であるが、中学生の地名や地域に対する興味のなさ、公立小中学校における地理教育の問題が集約されていると言えよう。

3) 本研究の構成

筆者は上述の個人的な経験から、若者の地域に関する認識が彼らの旅行経験に大きく関与しているのではないかと考えている。そのため、本研究では、現在の大学生における地名、地域に関する認識について分析する。

第1章を閉じるにあたり、以下に続く章の内容を簡単に要約しておく。

第2章では、現代の若者が生まれた時点にすでに完成していた「空間」としての地域について確認する。戦後の日本が観光開発により地域の生活の近代化をおこなうにあたり、「地域」が「空間」として地域社会から切り離され、活用されたことにより「空虚な地域」が生成するプロセスについて理解する。

第3章では、近代化の達成により完成された「地域」で生まれ育ってきた現代の若者達の「地名」や地理に関する稀薄な認識について確認する。学校教育以外の場で若者が知識を手に入れる教科書の1つとしての雑誌に登場する「地名」の変遷について確認する。さらに、彼らが小中学生の頃に流行していた「ケータイ小説」における「地名」の取り扱いについて分析する。

第4章では、これまでの議論を整理し、現代の若者の地理感覚を嘆くのではな

く、かれらの地理感覚と新しい観光，新しい観光教育について検討する。

2. 近代観光開発と「地域」

1) 「空間」としての「地域」の誕生

戦後，農山漁村では主要産業である第一次産業が日本の経済成長を支える製造業などに比べ生産性が相対的に低くなり，地域経済を支えるために新しい技術による地域開発が必要となった。地域によっては，住宅開発，工場誘致などにより地域開発をおこなう場合もあったが，地域によっては観光産業を起こそうとする傾向がみられた。そのために，農山漁村では観光資源が探され，観光施設の建設や経営などの観光開発が導入された。

農山漁村地域は，観光開発を導入するにあたり，地域住民が日常生活を営む地域社会から機能空間としての「観光地」を切り離すことにより，観光資源を利用した観光事業を起こすことが可能となった。

「観光地」はイーフトゥアンのいう「空間 (space)」として認識され，個人的な経験や思い入れが徐々に無視されることにより，誰もが利用可能となり，そこに境界線を引くことが可能となった。行政区画や商店街といった地域の境界線同様，「観光地」という境界によって地域が特定された。

2) 「地域」における「観光者」

地域社会が「観光地」を「空間」として整備することにより，そこには「観光者 (観光客)」が来訪することが可能となった。地域社会にとって「観光地」にやってくる「観光者」は誰でもよく，「観光者」の別による区別／差別をしない。

「観光地」にとって「観光者」は地域社会が目標とする「地域の近代化」を達成するための重要な要因でしかなく，「観光者」のパーソナリティや個人の経験などは地域の経済効果や雇用効果などを生み出すためには重要視されない。

「観光地」は「空間」としてすべての人に平等に開かれ，「観光者」は匿名性が確保される。そのため，多くの人々が「観光者」として「地域」を楽しむ

ことができるようになった。「観光地」における「観光者」の“たのしみ”は、個人的な経験や思い入れによる“愉しみ”は排除され、誰もが享受することが可能な“楽しみ”への傾斜していった。

3) 「地域名」の提示による「地域」の消費

「観光地」が機能的空間として「地域」を利用することにより、地域住民の生々しい日常生活とは切り離されたところで徐々にその「地域名」が商品のイメージを作り出すほどの力を持つ様になる。

「ハワイ」という「観光地名」は、日本人にとって南国やビーチといった「常夏のリゾート」というイメージを作り出した。「観光者」はこのイメージを消費するため、実際には犯罪も少なくないハワイ地域ではあるが、「観光者」にとってはリゾートのイメージが勝っているため、「ハワイ」に訪れる。

そして、「ハワイ」の持つそのイメージはまた別の商品に付与される。「常磐ハワイアンセンター（現、きずなりリゾート スパリゾートハワイアンズ）」という商品を生み出した。「ハワイ」とは無縁の福島県において、「夢の島ハワイ」をイメージに日本初のリゾート施設、日本初のテーマパークとして開園したのは1966年であった。

「ハワイ」という「地域名」が示す好意的で強力なイメージは、当地域を売り出す有力なツールとして利用されるだけでなく、他地域においても「地域名」を付加価値として付与することにより、新しい商品を生み出す力をもつ。このように「地名」、「地域名」自身が力もち、老若男女を問わず、“（「地域名」で表現された）「地域」へのあこがれ”が喚起された。

3. 地名に興味をもたなくなった若者

1) 雑誌メディアにおける「観光地」

上述のプロセスにおいて、「空間」としての「地域」に色を添え、新しい観光地を創り出したのは、1970年に創刊した『an・an』と翌年創刊の『non-no』であった。両雑誌は18歳から25歳の女性をメイン読者層として創刊されたが、

実際に旅行に出たのは、大学生（女子大生）から若いOL（20代前半）だった。彼女たちは「アンノン族」といわれ、従来の観光旅行とは異なった新しい旅行のスタイルを生み出していった。両雑誌は旅特集を組み、そこに登場した観光地は、小京都と称される萩（山口県）、倉敷（広島県）などであり、1970年から始まった国鉄のディスカバージャパン・キャンペーンとあいまって更なる盛り上がりを見せた。

『an・an』と『non-no』の人気にあやかり、発行部数の拡大をもくろみ、多くの女性誌が旅特集を組んだり、風光明媚な場所でのロケをおこなったりした。当時の女性達は、これらのページを眺めることにより、「特集されている観光地に行ってみたい!」、「私の好きなブランドの洋服を（雑誌の中の）風光明媚な場所で雑誌のワンシーンの様に着たい」などの欲求を達成するために「観光地」に出かけていった。

1988年に『Hanako』が創刊され、海外旅行特集などが組まれることにより、女性の海外旅行が盛んになった。当時の日本はバブル経済ただ中であったこともあり、大学生（特に女子大生）を中心に、海外へ行くパッケージツアーが盛んにおこなわれていた。

これらの雑誌の中では、第2章でみてきたプロセスを経た「観光地」がその「地域名」により販売するイメージを作り出された。消費者となる若者は「地域名」で示される「観光地」へ出かけていった。

その後のバブル経済の崩壊は、雑誌メディアの発行にも大きな影響を与えた。旅特集や風光明媚な地域での撮影写真が多く掲載されていた雑誌（特に女性誌、特に若者向け）が減少し、アパレルメーカーとのタイアップなどにより、掲載服を全面に押し出した紙面構成へと変化していった。これまで背景として利用されてきた「観光地」は掲載されなくなり、白地にモデルが掲載服を着て撮影された写真が紙面を飾った。1996年創刊の『Cawaii!』などの雑誌（2005年休刊）ではこのような現象がみられた。「観光地」が雑誌に登場しなくなったことにより、それまで何気なく眺めていたページの背景として刷り込まれていた「素敵な服を素敵に見せるための観光地」の存在が若者に認識されなくなっていった。

2) ケータイ小説に表れない地名

現在の学生達が小学生後半から中学生当時に、「ケータイ小説」が流行していた。速水（2008）は、ケータイ小説には情景描写おこなわれていない事を指摘している。「ケータイ小説」の代表作といえる『恋空』において登場する地名は、修学旅行先の「東京」、「ディズニーシー」、「大阪」「USJ」の4つにすぎず、主人公らが住んでいる物語の舞台が何処であるかさえ表記されていない（速水，2008，pp.16-22，pp.22-23.）。

井上（2008）は、この速水の指摘をうけ、「ケータイ小説」と観光の関係について考察している。「主要なケータイ小説を読んだ結果、旅行に関する表現や固有の地名がほとんど表現されていないことに着目し、これらの作品の舞台が「ファスト風土」と称される地方都市であり、作者そして登場人物は固有の土地名に関心がない」（井上，2008，p.377）としている。また、杉浦（2008，pp.54-56）によれば、「ケータイ小説」の購買者は主に首都圏の書店ではなく、地方都市の「ファスト風土」にある「TSUTAYA」やショッピングモール内の書店にて多く購買されている。

「ケータイ小説」はその舞台が「ファスト風土」そのものにあり、「東京へのあこがれ」が稀薄であるため、彼らが日常生活をおくる地域とその外側の地域に境界線を引いて地域を認識する必要がない状況がみられる。「ファスト風土」化した地域は、まさに観光産業などの導入により地域の近代化がなされ、地域の固有性を失いつつある地域である。そのような地域では、地域の外側の生活よりも地元の友人などとの「つながり」が重視され、地元志向のライフスタイルが育ってきている事が推測される。

3) 若者の稀薄な地域への興味

現代の若者が地域や「地名」を意識しない（意識が稀薄になっている）状況がある事が分析された。しかし、近代観光の達成により地域社会が「空間」として認識される様になったことは、先人達が希望してきたことの結果ではなかったか。また、日常生活の教科書である雑誌メディアにおける「観光地」の利用が減少し、日常生活に「観光地（名）」が何気なく刷り込まれる頻度が極端

に減少したことで、若者が「地名」を意識しにくくなったと言えよう。さらに、2000年代の「ケータイ小説」の流行からも見られる様に、地元志向のライフスタイルの定着は、現代の若者を中心に、地域や地名に興味のない状況に拍車をかけていると言えよう。

2011度、ある大学の学生の企画で「若者の自動車離れ」について、筆者が担当している大学・短大の学生に話を聞いた。学生が用意したアンケート用紙をもとに「休日と費用があったらどこに行きたいか」と質問したところ、「東京ディズニーランドまたはシー」以外には具体的な施設名や「地域名」は殆ど見られず、「温泉」、「ドライブ」、「キャンプ」、「旅行」といった回答が多く、「どこ」と質問されたにも関わらず、自家用車を使って「何をするか」その目的を回答したものが多く見られた。

4. 考察

1) 若者の「地域」に関する認識と旅行

これまで見てきた様に、現代の若者における「地域」に関する認識がこれまでの世代のそれとは相違があり、外部地域や「地名」に関する興味が稀薄であることがわかった。この結果は先人達による「地域の近代化」、「観光の近代化」が達成されたために生じた均質的な地域（「ファスト風土」）で生まれ育った人々を中心とした、彼らによる地元志向のライフスタイルから導かれたことが推測される。

井上（2008）は、若者の旅行離れについて、「ケータイ小説」世代の若者は、日常生活圏外の地域（特に東京）へのあこがれがなく、そもそも外部地域への興味がないうえに、外部地域に移動を要する旅行に興味がないことが、若者の旅行離れに起因しているのではないかと研究を結んでいる。

筆者は、井上の研究に大筋で賛同しているが、本当に若者が旅行に興味がないかという、実際に毎週学生と旅行について話をきくと、第1章で述べた様に、長短、遠近の差こそあれ、旅行に出かけている様子から察するに「旅行」には興味があるのではないかと感じている。

2) ポスト“新しい観光”教育の試み

筆者はこれまで“たのしみ”を切り口に彼らの地域への関心を喚起するための試みをおこなってきた(秋山:2008)。「観光におけるポストモダンな状況が進行しつつある現在だからこそ、“たのしみ”の創造が観光者サイドに移行している過程を観光教育において説明する必要がある、“いま—ここ”でおこなわれているポストモダン観光をも視野に入れることで、観光教育は新しい教育領域を獲得することが可能となる」(秋山:2008, p.148)としてきた。観光教育が近代観光の達成に貢献したように、“新しい観光”教育において、学生がポストモダンな“新しい観光”現象を捉え、自らも“たのしみ”を創造する機会を得ることは、“新しい観光”の一般化に貢献する事ができる。

このため、東京立正短期大学現代コミュニケーション専攻観光コースにおける筆者担当講義(観光学概論A, B)では、“たのしみ”という視点を意識することや、校外授業をおこない、消費者(観光者)の“たのしみ”を消費する視点から観光地が生成されていくプロセスについて検討をおこなってきた³⁾。

これらの試みは、地元志向の若者がさらにかれらの日常生活圏に興味をもち、均質な地域になりながらも町にのこる「町のカケラ」を発掘する能力の開発には貢献していると言えよう。しかし、これらの教育内容では、現代の若者の地域の認識に関する視点が欠落している。地域の認識がこれまでと異なるということは、かれらがおこなう「観光」もこれまでの「観光」と異なった現象として表れているのではないかと考えられる。今後の観光教育では、これまでの観光教育に加え、彼らの現状と地域認識をどのように活かし、ポスト“新しい観光”状況に貢献するポスト“新しい観光”教育内容が必要になるだろう。

3) 若者の旅行離れ?

観光研究において、統計上、若者は旅行をしなくなっており、その理由も経済的な理由から井上(2008)の様に彼らが生まれ育った「地域」の特性やライフスタイルから論じたものまで多くの研究がなされている。しかし、筆者は「本当に若者は旅行から離れてしまっているのか」というところに疑問が残る。

本研究では、「若者=大学生」として研究を進めてきた。高校卒業者の大学

進学率は若干の減少時期もあったが戦後から総じて上昇傾向にあり、文部科学省の「学校基本調査」を元におこなわれたある調査では、男女共に50%以上の高校卒業者が大学に進学をしているとあるため、大学生を中心とした調査には、意義があると考えられる。残りの半分の若者は、高校を卒業して職に就いている者も多くいると想像され、彼らは大学生に比べ、経済的には優位な立場にあるかもしれないが、時間的には旅行をする機会は少ないと想像される。

今後は地域認識の異なる若者がする旅行について研究することにより、そもそも「旅行」の認識が異なり、彼らは彼らなりに「旅行」をしているのではないかを検討する必要がある。そのためには、これまでの観光研究を参照にするだけでは浮かび上がらない事実を、まったく異なるアプローチから研究する必要がある。さらに、それらの研究成果を学生にフィードバックする方法を検討することで、ポスト“新しい観光”への観光教育の貢献を可能にする。

【註】

- 1) 学生により毎週報告される旅行の多くは日帰り旅行だが、毎週、各講義に数名は1泊以上の旅行をおこなっている事が報告されている。ある大学では、2週間に1名以上は海外旅行に参加している事が報告されている。
- 2) 東京都立高等学校は全日制、定時制、通信制の高校があり、外国語科、体育科、デザイン科など、普通科以外のコースを所有する高等学校も多く存在する。これらにあわせ、入試における受験教科も多様化しており、3教科受験や学力検査以外の体育や美術などによる検査もおこなわれている。また、推薦試験のように面接や小論文による検査もある。ここでは、一般的な全日制普通科高等学校への入学を希望する学生が、学力検査において受験しなければならない教科を取り上げた。都立高等学校の受験の詳細については、東京都が発表している「平成24年度 東京都立高等学校募集案内 (http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/p_gakko/24boshu.htm)」を参照してほしい。
- 3) 2008年の当時は、東京立正短期大学コミュニケーション学科観光コースにおける観光学概論Ⅰ、Ⅱにおける試みであった。各講義の受講者は各自の「今週のたのしかったこと」を報告し、日常生活における“たのしみ”は何かを検討した。また、観光学概論Ⅰ（現在、観光学概論A）では「わたしのこだわり」についての分析もおこなっている。また、観光学概論Ⅱ（現在、観光学概論B）では2回の校外授業をおこない、実際に観光者（受講者）による高円寺の観光資源の発掘（創造）をおこ

なっている。詳細については、秋山綾（2008）を参照してほしい。

【参考文献】

- 秋山綾（2008）：「観光教育における“たのしみ”の創造に関する一考察」、『東京立正短期大学紀要 第36号』、東京立正短期大学、pp.142 - 152.
- 井上努（2008）：「ケータイ小説と観光」、『日本観光研究学会第23回全国大会論文集』、日本観光研究学会、pp.377 - 380.
- イーフトゥアン（1993）：『空間の経験』、筑摩書房
- 財団法人日本交通公社（2010）：『旅行者動向 別冊 旅行者の行動と意識の変化1999～2008』
- 財団法人日本交通公社（2010）：『旅行者動向2010』、pp.100 - 101.
- 杉浦由美子（2008）：『ケータイ小説のリアル』、中央公論新社
- 高橋典子、中村哲、西村幸子（2008）：「若者の海外旅行離れ「論」への試み」、日本観光研究学会第23回全国大会論文集、pp.421 - 424.
- 中村哲、高井典子、西村幸子：「海外旅行行動の効力尺度の開発—若者の海外旅行離れ「論」への試み—」、日本観光研究学会第26回全国大会論文集、pp.93 - 96.
- 西村幸子、高井典子、中村哲（2009）：「海外旅行実施に対する阻害要因の構造の検討：「若者の海外旅行離れ」をどう読み解くか」、第39回消費者行動研究コンファレンス要旨集、pp.43 - 46.
- 西村幸子、中村哲、高井典子（2010）：「海外旅行の阻害要因の検討を超えて：若者の海外旅行離れ「論」への試み」、日本観光研究学会第25回全国大会論文集、pp.5 - 8.
- 西村幸子、中村哲、高井典子（2011）：「海外旅行への参加レベルに関する仮説的モデル：「若者の海外旅行離れ」を堂読み解くか」、第42回消費者行動研究コンファレンス報告要旨集、pp.17 - 20.
- 速水健朗（2008）：『ケータイ小説的。“再ヤンキー化”時代の少女たち』、原書房

高度成長期における「金融の二重構造」と リレーションシップバンキング

新 井 大 輔

はじめに

本稿の課題は、1960年代の前半期における信用金庫（以下、信金）の渉外体制改革（＝「内外勤一本化」）によって、信金のリレーションシップバンキングが成立したことを明らかにすることである¹⁾。

信金の発足は信用金庫法が施行された1951年であるが²⁾、その渉外体制がおおよそ現在の形をとるようになった³⁾のは、1960年頃から急速に進んだ渉外体制の改革（いわゆる「内外勤一本化」）以降である。もちろん、それ以前にもリレーションシップバンキングの「前史」と呼ぶべき時期があり、信金は発足時あるいはそれ以前の信用組合（以下、信組）時代から、足を使った渉外活動を通じて構築した顧客とのネットワークを使って取引を拡大していた⁴⁾。その意味では、相川（1971）が言うように、「渉外活動分野における専任外務員制度から内外勤一本化への移行は、……、本質的な方向の転換ではなかった」のである⁵⁾。

しかし、後に詳しく述べるように、この時期における信金の渉外体制改革はリレーションシップバンキング、あるいはソフト情報の収集・活用にとって次のような画期的な意義を持った。

第1に、顧客とのネットワークを形成する機能の強化である。もともと信金の定期積金⁶⁾を基礎とした渉外活動は、顧客の工場、事務所、商店など「現場」への毎月の訪問を伴っており、訪問時の接触を通じて顧客との親密なネットワークを作り出す機能を持っていた。1960年代前半における渉外体制の改革は、従来からの小零細企業との親密なネットワークを外延的にいっそう拡大するも

のであった。第2に、渉外体制の改革は、ソフト情報の獲得・利用という側面において重要な意味を持っていた。すなわち、渉外体制の改革以後、定期積金の集金を通じて貸出審査にとって有益な借り手のソフト情報が取得されるようになった。第3に、渉外体制の改革により、支店の職員間における人間関係の改善、およびコミュニケーションの円滑化が図られ、日本のリレーションシップバンキングの特徴とされる「チームプレイ」の条件が作られた。

以下では、まず第I章で、「金融の二重構造」と「金融正常化」行政が高度成長期における金融機関の経営環境をいかに大きく規定したかについて概説する。その上で、第II章では信金の急速な業容拡大とその要因について説明した後、そのような業容拡大の中で新しい渉外体制に対するニーズがどのように生じてきたのかを明らかにする。最後に、第III章では、新しい渉外体制の成立過程を具体的に分析し、それが信金によるソフト情報の取得と活用にとってどのような意味があったのかを明らかにする。

I 高度成長期における「金融の二重構造」と「金融正常化」行政

1 高度成長期における「金融の二重構造」

1957年度の『経済白書』が「二重構造」と表現したように、高度成長期には、大企業と中小企業との間に様々な格差（労使関係、生産性、賃金、資金調達など）が重層的に存在していた。このうちの資金調達面（資本構成や金利）における格差は、「借り手の二重構造」と呼ばれた。また、借り手の二重構造に対応して、低コスト・低金利の大手銀行が大企業金融を担い、高コスト・高金利の中小企業金融専門機関が中小企業への貸出を担うという金融機関側の構図は「貸し手の二重構造」と呼ばれた⁷⁾。

都銀を中心とした大手銀行は高度成長期を通じて、金融緩慢期の限界的な資金運用先としてしか中小企業を位置づけておらず、その融資戦略上の位置づけは非常に低かった（表1）。また個人取引については、後に述べる「金融正常化」行政の下で、安定的な資金確保のために1960年代初頭から個人預金の獲得に力を入れ始めるものの（＝「大衆化路線」）、それが本格化するのはまだ先

表1 都銀と地銀における中小企業向け貸出比率の推移

	都 銀		地 銀	
	大企業向け	中小企業向け	大企業向け	中小企業向け
1953	68.6	31.4	38.0	62.0
1954	71.4	28.6	42.9	57.1
1955	68.8	31.2	41.8	58.2
1956	67.4	32.6	38.3	61.7
1957	73.5	26.5	42.5	57.5
1958	73.2	26.8	44.5	55.5
1959	72.1	27.9	44.3	55.7
1960	73.4	26.6	45.6	54.4
1961	74.4	25.6	46.4	53.6
1962	76.9	23.1	49.3	50.6
1963	79.5	20.5	50.4	49.7
1964	81.0	19.0	52.4	47.6

(出所) 川口 (1966) 26頁。

(原出所) 日銀『本邦経済統計』。

のことであった⁸⁾。

中小企業金融専門機関は、中小企業への貸出をほぼ一手に引き受ける一方で、資金の一部を積極的にコール市場に振り向け、都銀を通じて大企業に供給していた。というのも、当時都銀は製造業を中心とする大企業に対して常に預金額以上の貸出を行っていたため（「オーバーローン」）、コール市場は常に逼迫・高騰し、中小企業金融専門機関にとって非常に有利な運用先となっていたからである。中小企業金融専門機関によるコール市場への資金供給はとりわけ金融引締め期に増加し、その度に中小企業向け融資はいっそう削減され、中小企業の資金難は激化した。中小企業への資金供給が金融引締め期に減少し、引締め後の緩慢期にのみ増大するという循環パターンは高度成長期に一貫して見られたものである⁹⁾。このように、当時の金融機構は、大企業への「融資集中機構」

という性格を強く持っていた。

この大企業への融資集中は、「人為的」低金利政策という日本固有の制度的条件によって強化されていた。すなわち、預金金利と短期貸出金利（1年未満100万円超のもの）は1947年に施行された臨時金利調整法によって上限が決められており¹⁰⁾、公定歩合は低位に据え置かれていた。そして、その他ほぼ全ての金利（コール金利や公社債流通利回りなど一部の金利を除く）がこれを基準に決まっていた¹¹⁾。また、1959年2月には「標準金利」が導入され、短期貸出金利が公定歩合と直接連動するようになったため、公定歩合の引き下げは直接大企業向け貸出金利の引下げをもたらすようになった。翌1960年8月には、大企業の設備投資需要に応えるべく公定歩合の段階的引き下げが開始された。この「人為的」低金利政策によって、大企業への融資集中はいっそう強化された。それは借り手の二重構造を強め、実体経済の二重構造（厳密には「重層構造」）を再生産する方向に働いた¹²⁾。

2 高度成長期における「金融正常化」行政

金融の二重構造と融資集中機構が定着し強化される中で、金融行政の目標として掲げられたのは「金融正常化」である。元大蔵省銀行局長の西村（2003）によれば、1950年代における順調な経済発展によって「自国の経済運営に関する自信が生まれ、占領下においてGHQの指導の下に導入された終戦直後の制度や金融取引慣行を変更しようとする考え方が生まれた。「金融正常化論」はそれを代表するものである」¹³⁾。

またその内容は、伊藤（1995）によれば次の4点である。

- 「(1) 銀行は伝統的な「商業銀行主義」の原則にできるだけ戻るべきである。負債面では恒常的かつ過度の日銀借入依存（オーバーローン）を是正し、資産面ではその流動性の向上を図らなければならない。企業財務の側についていえば、銀行借入れへの過度の依存（オーバーボロイング）を是正して、財務体質を強化しなければならない。
- (2) 相互銀行・信用金庫など、いわゆる「後進（後達）金融機関」の中には、

経営に問題のあるものが少なくない。これらにおいて頻発する『不祥事件』をみると、個人経営的体質や特定顧客との過度の結びつきなど、かつての戦前の銀行にみられたような問題点がある。これらを近代化し、健全化しなければならない。銀行はそのモデルとなるべきである。

- (3) 以上を追求する手段として、店舗行政のほか、ガイドラインによる経営諸比率指導（比率行政）を主として用いる。
- (4) 大枠として、預金者保護・信用秩序維持のための金融機関経営保護行政、および業務分野規制を堅持する。さらに、設備資金調達場として割り当てられるべき証券市場が育成され、分業体制が強化されることが望ましいとの考え方をとる¹⁴⁾。

つまり、高度成長期における「金融正常化」行政は、大手銀行におけるオーバーローン体質と、中小金融機関経営における「前近代性」を払拭する（＝「正常化」する）ことでそれら金融機関の経営を安定させ、信用秩序維持と預金者保護を達成することを目標にしていた。そのために、簡略な銀行法の下で、經常収支率や預貸率などの「比率行政」や、店舗の新設を制限する「店舗行政」を中心とした詳細な指導が行われた。このような「人治的」色彩の強い金融行政は、1960年頃に完成期を迎えた¹⁵⁾。

その後1960年代前半には、政府の意識に大きな変化が見られた。第1に、設備投資が異常に突出した高度成長のあり方は、それに続く均衡過程（つまり成長率の鈍化）への不安感を引き起こした。いわゆる「転形期論」はそれを反映していた。第2に、開放体制への移行（1964年4月におけるOECDへの加盟、およびIMF 8条国への移行）は、外国資本によって日本が支配されるという危機感、あるいは悲観的認識を一般化した。このような意識変化は、大蔵省銀行局においては、橋口収銀行課長の「自由化行政」構想として現れた¹⁶⁾。前掲の伊藤によれば、その構想は当時における大きな環境変化（金融機関経営の安定化、監督・検査体制の充実、「正常化」論議の決着、新金融調節方式の導入など）を根拠とした「管理行政自由化」と「政策行政の強化」を主眼としていた。この時期は1960年代後半の「金融効率化」行政への過渡期として位

置づけられるが、実際にはこれらの金融改革構想の多くは実現せず、「店舗行政」の緩和などわずかな簡素化措置が実施されただけであった。

II 信金の急成長と経営の「近代化」

1 信金の急成長

前章で述べたような経営環境は、信金をはじめとする中小企業金融専門機関にとって非常に有利なものであった。1951年の制度発足以来、日本経済の戦後復興と共に信金は順調に業容を拡大したが、特に1955年以降の高度成長期

表2 各業態における預金・貸出金増加率の推移

	信 金		相 銀		地 銀		都 銀	
	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出
1954	20.6	15.8	14.5	10.1	14.1	12.3	17.6	5.1
1955	25.3	21.5	13.6	12.9	17.1	13.7	41.8	24.2
1956	28.8	28.1	16.5	17.5	24.3	25.1	29.3	36.5
1957	23.7	23.6	19.9	19.9	18.7	17.8	13.1	20.4
1958	22.6	21.5	21.9	20.3	18.1	17.7	16.0	13.0
1959	28.0	27.3	23.5	22.5	18.4	18.3	12.3	15.8
1960	29.9	31.3	27.8	27.7	22.0	23.4	21.9	20.2
1961	32.3	34.6	29.6	28.4	19.4	20.0	7.8	16.0
1962	34.2	33.5	33.5	31.2	25.5	23.5	27.9	25.6
1963	27.6	30.1	23.5	20.7	21.2	22.7	20.1	19.6
1964	20.6	16.8	16.2	11.7	15.0	12.9	14.1	15.1
1965	17.2	19.6	15.2	18.2	16.0	15.7	16.6	11.8
1966	18.2	22.1	15.8	17.1	16.6	18.9	10.1	13.1
1967	19.2	20.4	17.1	16.0	16.9	17.1	8.2	11.7
1968	18.3	17.9	2.1	1.1	16.4	15.9	16.6	15.5
1969	23.2	26.9	20.1	20.4	10.4	11.3	19.6	19.4

(出所) 相川 (1971) 下83頁。

(原出所) 全信協決算処理状況。

表3 信金における金個数・店舗数・職員数・会員数の推移

年度	金庫数	店舗数	職員数	会員数	比率	
					個人比率	法人比率
1954年度	556	2,197	32,705	1,318,440	94.2	5.8
1955	549	2,306	35,016	1,410,303	93.7	6.3
1956	547	2,381	37,620	1,513,855	93.3	6.7
1957	541	2,430	40,680	1,606,351	92.5	7.5
1958	540	2,519	44,063	1,702,862	92.0	8.0
1959	538	2,614	48,013	1,814,210	91.5	8.5
1960	538	2,716	51,992	1,936,945	91.1	8.9
1961	535	2,806	55,872	2,075,716	89.8	10.2
1962	534	2,918	61,716	2,221,185	89.5	10.5
1963	530	3,050	67,454	2,403,257	88.3	11.7
1964	527	3,220	73,053	2,586,208	88.3	11.7
増加倍率 (1964/1954)	0.95	1.47	2.23	1.96	-	-

(出所) 全信協『信用金庫二十五年史』より作成。

に入ると、企業の旺盛な資金需要を背景に、その預貸金の伸びは急激に加速し(表2)、また、それに伴って店舗数、従業員数なども急増した(表3)。

1960年代半ばには、このような信金(および相互銀行)の急成長に社会的な注目が集まり、その成長要因をめぐって、日本銀行調査局(1964)、および日本長期信用銀行調査部(1965)など民間大手銀行の調査部による諸研究が著された。相川(1971)は、これらの諸研究を踏まえた上で、信金の成長要因を客観的要因と主体的要因に区別して整理している。すなわち、客観的要因としては、①融資集中機構の存在、②中小企業における金融機関依存の強まり、③1955-1964年(昭和30年代)における中小・零細企業の拡大変化、④中小企業と中小金融機関の保護育成政策の4点を挙げ、主体的要因としては、①小零細企業分野における貯蓄性預金の吸収を図る経営活動の展開(既取引先の紹介をテコとした人縁的つながりによる訪問活動、定期積金)、②都銀から締め出

された中小企業へ融資を行うことによって信用を高め、それが預金吸収における地縁的つながりを生んだこと、③基盤である小零細企業との取引密度の濃さの3点を挙げている¹⁷⁾。

このように、前章で述べた「金融の二重構造」（あるいは「融資集中機構」）および「金融正常化」行政（とりわけ中小金融機関を保護・育成する立場からの「店舗行政」）は、当時信金などの中小企業金融専門機関にとって有利な経営環境を作り出す要因となったことは明らかである¹⁸⁾。

また、相川は、当時の信金における会員預金の顕著な増加に注目し、これが貸出の増加を通じた預金増加（言わば貸出主導の預金増）であることを指摘している。なぜなら、信金は制度上原則会員にしか融資できず、この時の会員預金の増加は会員への貸出増加の結果だと考えられるからである。これは信金の貸出能力の増大を意味しているが、そのことは、それ以前からの信金の地道な預金取引を基盤にしている。もともと高度成長期以前から信金の主要な顧客は、大企業に融資を集中する大手銀行から締め出された小零細企業であり、「小零細企業の個人的預金取り引きから始まり、そこを基盤としたことが、その後の諸環境の変化と結びつき、信用金庫の成長を支えた」¹⁹⁾。すなわち、高度成長期以前の小零細企業経営者との個人（貯蓄性）預金取引は、その後、貸出を含む企業金融取引へと発展する大きな可能性を持っていた。なぜなら、小零細企業においては家計と企業経理が分離していないことが多く、小零細企業の個人貯蓄はいつでも企業預金になりうる性格を持っており、その企業預金を基礎とした貸出が可能になるからである²⁰⁾。

2 信金における経営の「近代化」

このような急激な成長過程において、信金は「経営近代化」という課題に直面した。後に詳述する涉外体制の改革もその一環として行なわれた。すなわち、当時の信金においては、中小企業の資金需要に積極的に貸し応じるために組織を挙げて預金増強を行う必要が生じ、そのために既存の「専任外務員制度」（後述）を廃止し、「内勤」職員による新たな涉外体制を確立するという課題が提起されていた。

経営近代化を業界全体の課題として初めて提起したのは、1956年に策定された「信用金庫拡充3ヵ年計画」（以下、拡充3ヵ年計画）であった（実施期間は1957年4月1日－1960年3月31日）²¹⁾。計画の要旨は、①経営基礎の確立（経営水準の向上、資産の流動性の確保、自己資本の充実、全国信用金庫連合会〔以下、全信連、現信金中央金庫〕の強化拡充）、②近代的経営体制の確立（内部機構の充実、事務組織の合理化、経営計画の実施）、③中小企業金融機関としての機能の発揮（預金の倍増、貸出金利の引下げ）の3点である²²⁾。

これに続いて1960年度からは「第2次拡充3ヵ年計画」が実施された（実施期間は1960年4月1日－1962年3月31日の2年間）。その要旨は、①信金としての機能の発揮（預金の増加、貸出金利の引下げ、業務範囲の拡大、全信連の強化）、②近代的経営体制の確立（役職員の教育訓練、組織による運営体制の確立、事務の合理化、能率化、経営の計画化）、③経営基礎の強化（経営水準の引上げ、経営諸比率の改善）、④地区・府県協会を軸とした有機的な計画推進の4点であった²³⁾。

さらに、1961年の信用金庫発足10周年記念全国大会において、「信用金庫発展の基本方向」（以下、「基本方向」）が決定され、翌1962年4月から「基本方向推進3ヵ年計画」が実施された（実施期間は1962年4月1日－1965年3月31日）。「基本方向」の要旨は、①協同組織の理念の堅持、②中小企業を中心とした地域の全生活者との結びつきを図ること、③事業区域の拡大、④店舗の増設、⑤預金と貸出の増加、地域に貢献する「指導金融」への努力、非会員への貸出制限の緩和、⑥経営の近代化、合理化のための貸出増加と貸出金利の引き下げ、経営の安定・発展のための経営管理の組織化と合理化、人事管理の適正化、事務の機械化、およびそのための系統機関の援助、⑦業界の意思統一と地位向上のための全信協の強化、⑧全信連の機能強化、⑨職員の生活保障と労働環境の改善を通じた役職員の人的結合の強化等である²⁴⁾。

1957年度以降の拡充3ヵ年計画が資金量の増大と経営近代化のための教育制度確立を打出していたことを具体化する形で、信金業界においては、1959年度から地区ごとに預金増強のための「セールス指導者養成講座」が行われるようになった。セールス指導者養成講座は、1959－63年度の5年間は全信協

によって実施され、総計1,602名が受講した²⁵⁾。また、「第2次拡充3ヵ年計画」では、教育訓練については、「金融人としての素質の向上ならびに預金勧誘技術、企業診断能力、人間関係管理等経営近代化のための技術の習得に重点をおき、組織的、計画的な教育訓練を実施する」ことが打ち出されている²⁶⁾。その具体化として、1960年7月には「経営者研修会」、続いて10月からは「管理者訓練講座」が実施されるようになり、前年から実施されている「セールス指導者養成講座」とあわせて、信金の近代化に大きな役割を果たした。これらの3講座は「定型講座」と呼ばれ、1961年以降は前述の「基本方向」の策定に伴い本格的に展開された。1961年度には、前述のセールス指導者養成講座において使用するテキスト（『得意先係訓練用マニュアル・テキスト』）が作成された。これは、アメリカの一般販売業のセールス教本を原型としていた。しかし、1964年度からは講座の内容がより金融機関に即したものに改訂され、講座の実施も地区協会に移された²⁷⁾。また、1965年5月には千葉県鎌ヶ谷市に「全国信用金庫研修所」が完成し、翌月から研修活動を開始した。

このように、信金業界は1957年から始まった拡充3ヵ年計画以降、継続的に近代的経営体制の確立を目指すようになった。それは、金融制度調査会において預金者保護、金融機関経営保全のための制度的整備が進められたことや、「金融正常化」を目指す大蔵省による、信金の業務運営の改善を促す経営指導²⁸⁾の強化に促されてのことであった。また、そのための従業員教育制度が業界を挙げて行われていた。涉外体制の改革は、このような流れの中で行われた。

III 信金における涉外体制改革とリレーションシップバンキングの成立

1 涉外体制改革の事実経過

(1) 既存の涉外活動の行き詰まりと改革の方向性

拡充3ヵ年計画（1957年4月1日－1960年3月31日）が策定された当時、ほとんどの信金において定期積金の勧誘・集金を中心とした涉外活動を担っていたのは、歩合給の専任外務員であった。全信協のアンケート調査によると、1956年4月末現在、回答金庫（491金庫）中、専任外務員制度を採用している

表5 信金職員の年齢構成

	25才まで	25-30才	30-35才	35-40才	40-50才	50-60才	60才以上
男	54.0%	16.0%	9.0%	6.0%	1.3%	10.0%	3.7%
女	82.0%	9.0%	3.7%	1.8%	2.8%	1.0%	0.2%

(出所) 中村 (1962) 208頁。

金庫は78.2% (384金庫) であった。この専任外務員制度は、1950年代半ば頃からコスト、人事管理、事故防止などの問題意識から見直しが始まり²⁹⁾、1960年頃を境に新たな渉外体制に取って代わられた。以下では、まず専任外務員制度がどのようなものだったのかを見た後、それが廃止されるプロセスを見ていきたい³⁰⁾。

戦後の急激な業容拡大のため、1960年代初頭の信金の職員構成は、若年層が大半を占めていた。すなわち、当時25歳未満の職員が68% (男女平均) を占め、30歳未満の職員が80%を占めていた (表5)。これに対して専任外務員の年齢は平均50歳であり、この年制的、世代的なギャップは大きかった³¹⁾。

また、専任外務員の「お客の利益、金庫の利益より自分の利益が優先する仕事振り」³²⁾も問題視されていた。その背景には、歩合給の下で収入が不確定であり、生活が不安定だったことや、専任外務員の総収入のうち歩合給の割合が高まるほど、彼らが行う業務の比重が集金よりも新規契約獲得に傾くという問題があった³³⁾。さらに、当時の信金においては、渉外活動に対する職員の強い嫌悪感があった³⁴⁾。

高度成長の下で業容を拡大しようとする信金にとって、専任外務員制度が抱えるこれらの問題は大きな障害であった。特に、それは東信協が1959年に採用し、それ以来全国の個別信金に広まった、いわゆる「全戸利用」³⁵⁾の推進にとって問題となった。全戸利用とは、前述の拡充3ヵ年計画における預金増強運動の一環として、店舗周辺の全ての個人・法人を軒並み訪問し預金勧誘を行うことである。つまり、既存の渉外体制は、信金がより一層の急成長を可能にする経営環境の下で、預金増強の必要を十分に満たすことができないという限

界に逢着し、信金は全戸利用という組織的な預金増強を遂行できる新たな渉外体制を必要としたのである。

専任外務員制度の廃止が急速に進む大きなきっかけとなったのは、1959年9月に東信協の外務活動研究専門部会がまとめた「外務活動のあり方」についての答申であった。答申は、外務員制度の短所を「内勤職員と外勤職員の意思の疎通を阻み、ややもすれば外勤の恣意的行動を許し、職員全体の意欲を低迷させ沈滞させている」と評価し、専任外務員および内勤職員の身分・給与をともに一本化すること、そのためにも教育訓練や給与体系を改善することを提言した³⁶⁾。

(2) 渉外体制改革の具体例

全信協の発行する業界誌『信用金庫』1961年2月号の特集「得意先係制度と将来の改善方向」は、東京、京都、大阪の5つの信金から寄せられた移行期の渉外体制についての具体的な報告を掲載している。この特集記事は、その冒頭で次のように述べている。

「信用金庫の得意先係制度の在り方は、拡充三ヵ年計画にもとづく経営の近代化あるいは預金増強の観点から各金庫において真剣に検討、改善が加えられてきているが、いままでの信用金庫の発展はどちらかという足による専任外務員によって支えられてきた関係から、新しい観点に立っての外交活動をすすめる上に障害となるいろんな問題を含んでいるといえよう」³⁷⁾。

以下では、この特集に依拠しながら、「内外勤一本化」の具体的な過程を描いていきたい。

上野信金³⁸⁾では、この時点で「内外勤一本化」は実現しておらず、渉外体制は専任外務員34名、「内勤」渉外係30名（合計で全職員の2割）の二本立てであった（後に述べるように、この直後の4月から専任外務員制度は廃止される）。もともと渉外係は専任外務員のみであったが、1959年度における「全員セー

ルス体制」³⁹⁾の開始によって「内勤」涉外制度が発足した。しかし、同信金は、前述の拡充3カ年計画実施以来採用している「定期積金重点主義」⁴⁰⁾の下で、定期積金の新規契約を専任外務員に頼らざるを得ない状況である。

このような状況下で、上野信金の専任外務員は、定期積金の勧誘だけを任務としている⁴¹⁾。彼らには一定額の契約獲得が「責任額」として義務付けられており、それに見合った固定給が支払われている。しかし、彼らの給与は、「責任額」を果たしただけ（つまり固定給だけ）では生活費に達しない。そのため、「責任額」以上の契約を取った場合に支払われる歩合給が、より多くの契約を獲得する刺激となっている⁴²⁾。

上野信金では、当面は専任外務員に依存せざるを得ないものの、将来的には「内外勤一本化」を志向している⁴³⁾。実際に、同信金における「第一次五カ年計画」（1960年4月～）の一環として行なわれた組織改革によって、1961年4月1日に専任外務員制度（同信金での呼称は「専任得意先係制度」）は廃止され、「店長席」が新設された⁴⁴⁾。

上野信金における専任外務員制度の問題点として、①採用難、②集金軒数の増加、③全戸利用の困難、④事故、⑤不安定な収入からくる不安感、などが挙げられている。

渋谷信金⁴⁵⁾では、上野信金のような経営戦略上の理由からではなく、労使関係上の理由から、専任外務員と「内勤」涉外係との二本立ての涉外体制を採っている。渋谷信金は1959年4月から新卒職員を涉外係に配属し、また合併当時（1956年3月）から研究してきた外務員規程を刷新⁴⁶⁾するなど、比較的早くから専任外務員制度の改革に取り組んできた。規程改正においては、ベテランの外務員一人ひとりを説得することに多くの労力を要した。1960年には、若い涉外係が半数を占めるに至り、専任外務員と内勤涉外係との二本立てが明確になったため、涉外係をはじめ多くの職員から「内外勤一本化」を希望する声が聞かれるようになった。しかし、定年退職後嘱託として働いているベテラン外務員の処遇が問題となり、結局彼らのうちの1、2名の反対によって実施を見合わせた。

同信金では、このような体制の下で、前述の第2次拡充3カ年計画の初年度

である1960年から、全戸利用運動が展開されると同時に、本部機構の改正や職場訓練の実施など、「内外勤全員セールス体制」が開始された。若い大学卒の内勤渉外係は比較的好感を持たれ、また予想以上の成績を上げ、そのことがベテラン外務員に刺激を与えた。

特集当時、新たな渉外体制への過渡期とも言える二本立ての渉外体制を採っていた上記2信金に対して、京都信金においては、1959年3月をもって渉外体制が一本化されている。1961年現在の全役職員は360名、うち渉外係は51名である。従来の専任外務員制度では、給与制度において「集金勧誘に対して、固定給の他に歩合給を支給する」と決められており、外務員の給与は「本給＋外事手当＋集金費＋勧誘費」によって構成されていた。しかし、現在は全て固定給（本給＋特別手当）に一本化された。また、それまで渉外係は一般職員と身分的に区別され、昇進の道はほとんどなかったが、その区別も撤廃された。

旧制度廃止のきっかけは、拡充3ヵ年計画と併行して京都信金で行われていた「預金100億円達成5ヵ年計画」であった。それを役職員一丸となって推進する際に、一般職員との制度上の相違から渉外係が一つに溶け込めなかったことである。そこで、1957－58年の間に、経過的な措置⁴⁷⁾を実施したのち、1959年4月から新制度へと切り替えられた。

制度切り替えによって、①渉外係の積極的な経営参加、②個人プレーからチームプレーへの変化、③事務処理の円滑化、④人間関係の改善などの効果が生じた。②については、具体的には、(1)優良新規開拓先の増加、(2)要求払預金獲得の積極化、(3)情報収集・交換の積極化、(4)市場調査への参加、(5)自分で契約を獲得できない場合は同僚や役席の援助を求めるようになった、(6)不完全契約の発生率低下、(7)他店舗との重複先減少、(8)顧客への徹底的なサービス、(9)顧客と金庫の直接的結びつきの増加が挙げられている。③については、事務職員と渉外係、開拓担当者と集金担当者の一体感の深まりが関係している。④については、固定給制による生活安定や昇進の可能性により、心にゆとりができたことが関係している。

東京産業信金⁴⁸⁾においても、当時既に一本化された渉外体制の下で、全戸利用運動の準備（店舗間の競争を避けるための地盤協定など）が進んでいた⁴⁹⁾。

渉外係は顧客の相談によく応じて、融資の取次を行い便宜を図る。その他、必要に応じて信用調査、簡単な債権の督促、市場調査を行う。また、簡単な経営相談も行う。また、教育訓練に関しては、金庫全般の業務（特に融資関係の手続き、企業診断、経営相談、信用調査、渉外係のあり方、応酬話法など）について、役席による教育訓練を行っている。また、一般教養、社会情勢、経済動向などについては、外部講師を招き、必要に応じて実施している。

2 渉外体制改革の経済的意味

渉外体制改革は、信金のリレーションシップバンキングにとってどのような意味を持っていたのだろうか。既に述べたように、それ以前の渉外活動も、小零細企業との人縁的つながりに依存したものであったのであり、その意味では、「内外勤一本化」は本質的な方向転換ではなかった。むしろ、専任外務員はそれまで信金の「窓口の延長」として顧客との関係を培っていたため、専任外務員制度の廃止は一時的には信金と顧客との結びつきを弱める方向に作用した⁵⁰⁾。

しかし、その後の定期積金の急伸に現れているように、そのようなマイナスの影響はすぐに克服されていった⁵¹⁾。既に見たように、高度成長期に小零細企業を中心に預金・貸出業務を急激に拡大した信金は、その途上で顧客とのネットワークを一層上げて行くことを可能にする渉外体制を確立した。この移行は、リレーションシップバンキングの基礎としての渉外活動の担い手を、金庫への帰属感が希薄な歩合給の専任外務員に依存する体制から、それを信金が「自前で」再生産できる体制への移行であり、その意味で信金のリレーションシップバンキングの歴史においては画期的な意義を持つと考えられる。そのことの経済的な意味は次の3点である。

第1に、この新しい渉外体制は、直接的には預金増強の必要性から生じたものではあったが、その後の信金におけるリレーションシップバンキングの展開にとって大きな意義があったと考えられる。というのも、大手銀行と異なり、信金の預金商品は（当時は特に）定期積金が中心であった。この定期積金を基礎とした渉外活動は、顧客の工場、事務所、商店など「現場」への毎月の訪問を伴っており、また訪問時の接触を通じて顧客との親密なネットワークを作り

出す機能を持っている。したがって、「内外勤一本化」は、従来からの小零細企業との親密なネットワークを外延的にもいっそう拡大するものであった。

したがって第2に、渉外体制の確立は、ソフト情報の獲得・利用という側面において重要な意味を持っていた。なぜなら、ソフト情報の多くは、ネットワークを通じてしか伝達しないからである。1966年11月末に全信連によって実施された定期積金に関するアンケート調査では、478金庫中217金庫が定期積金のメリットとして「絶えず、顧客と接触を保つことによって、各種の情報を得ることができる」と回答している。このことについて、1969年の報告書『信用金庫の定期積金（下）』は、「この情報を元に、あるいはこの預金者の紹介によって、“いもづる式”に新規の預金者を獲得していくことも可能であろう」（全信連（1969）4頁）と、信金が定期積金の集金を通じて取得する情報が、預金増強にとって重要な意味を持っていることを評価している⁵²⁾。

また、同じく137金庫が定期積金のメリットとして「貸出対象として顧客の観察が容易である」と回答している。このことを、前掲の報告書は次のように説明している。

「……一般に中小企業は計数管理が不十分であるばかりでなく、不知、不馴れ、等閑、怠慢のままに放任し、目前の仕入れ、販売、あるいは製造などの仕事に忙殺されているのが実情である。このため、財務計数は信頼できないものが多く、実体の食違いはしばしば目撃するところである。したがって、頼りになるのは、昔からいわれているように、（イ）おやじ、（ロ）取引振り・仕振り、（ハ）担保、（ニ）販売先・仕入先の内容であり、さらに追加すれば、（ホ）納税額（逆算により所得を推定し、返済能力を見極める）などである。

幸いにして、①定期積金は毎月一定日に掛込むことになっているから、その掛込みの状態から、資金繰りが推測されようし、経営者がキチンとした性格であるかどうか判断できる。②さらに、定期積金は軒並みに勧誘するのが普通であるし、また、それ以前に金庫自体が限定された営業区域内で活動するのであるから、必然的に地元深耕に向かい、このため預金者

は“軒並み”という形態をとることが多い。そこで隣接預金者の「風評」や「聞き込み」によってもある程度、経営状態を判断する手掛りになる。③また、集金するのであるから、直接の対話によって、経営者の人格・能力・手腕などを知ることができようし、間接的にはその企業の人材、保有資産高、経営状況、財務内容なども察知できよう⁵³⁾。

このように、全信連の報告書は、信金における渉外活動の中心である定期積金の集金を通じて借り手のソフト情報が取得され、それが貸出審査にとって有益であることを指摘している。

また第3に、「内外勤一本化」により、東信協の「答申」が指摘していた、支店の職員間における人間関係の改善、およびコミュニケーションの円滑化が図られた。日本のリレーションシップバンキングは、欧米と比べて「チームプレイ」の要素が強いことが指摘されている⁵⁴⁾が、そのようなチームプレイの条件は、専任外務員制度にはおよそ存在し得なかった。

おわりに

本稿では、高度成長期における「金融の二重構造」という経営環境の下で、信金のリレーションシップバンキングの基礎である渉外体制がどのように確立したのかを見てきた。

信金をはじめとする中小企業金融専門機関にとって「金融の二重構造」は成長の好条件となった。すなわち、これらの金融機関は中小企業の旺盛な資金需要に対して独占的に貸し応じることができただけでなく、引締め期にはその資金の一部を高騰したコール市場を通じて都銀に供給し、高い利鞘を稼ぐことができた。また、「金融正常化」を目的とする当時の金融行政がこれをさらに後押しする形で、1960年代の前半に信金の業容は飛躍的に拡大した。

このような急成長の過程で、また「金融正常化」行政の強まりとともに、信金は経営の「近代化」を目指し、新たな渉外体制を確立させていく。もっとも、信金は発足当初から小零細・個人企業を中心に小口の預金を「足で稼ぐ」こと

によって、貸出の「原資」を蓄積し、同時にそのことを通じて取引先との人的関係を築いてきた。その限りではこの時期に成立した新たな渉外体制も変わるどころがない。しかし、この時期の渉外体制改革以前においては、信金の渉外活動はまだソフト情報の生産・伝達・利用のための仕組みとして機能する条件を備えていなかった。この時期の渉外体制の改革を待って、はじめて信金の渉外活動はリレーションシップバンキングの基礎として成立したと言えるのである。

〈注〉

- 1) リレーションシップバンキングという用語は非常に多義的であり、統一的な定義が存在しているわけではない（内田浩史（2007）15頁）が、一般には、借り手との長期的で親密な取引関係から得られる情報（＝ソフト情報）に基づく貸出（＝リレーションシップ貸出）等の金融業務を指すことが多い。また、それは信金などの「地域金融機関」に適合的であると言われている。詳しくは金融審議会（2003）、由里（2003）、内田浩史（2007）を参照されたい。

本稿では、リレーションシップバンキングという用語を、金融機関と借り手中小企業との長期的で密接な取引関係を通じて入手される有益な情報（特にソフト情報）に基づいた貸出という意味で用いる。リレーションシップバンキングは、貸し手が借り手企業のリスクを長期的な視点から柔軟に評価し、そのことを通じて借り手企業のアヴェイラビリティをより安定的に提供するという経済的機能を持つ。また、本稿では、金融機関の渉外活動をリレーションシップバンキングの本質的な要素と捉えている。なぜなら、信金など中小企業金融専門機関における渉外活動は、金融機関職員と借り手企業の経営者・財務担当者との親密な関係を構築するための主要な手段として位置づけられているからであり、また、渉外活動は親密な関係を形成・再生産するだけでなく、その関係を媒介にソフト情報を相互に移転する役割を果たしているからである。詳細は新井（2009, 2010a, 2010b, 2012）を参照されたい。

- 2) 信用金庫法の施行時（1951年6月15日）に存在した653信用組合のうち、560組合が1953年6月14日までに信金に改組し、21組合が合併および解散により消滅した。残る72組合は信組として残存した。また、この時までには1金庫が新設され、これを加えると信金数は561金庫であった。

信組については、都道府県の緩やかな設立認可基準の下で、1954年3月末までに294組合が新設された。このうち、消費生活協同組合を母体とする28組合と、信金に改組しなかった残存組合のうちの4組合は、1953年10月に制定された労働金庫法

に基づき、労働金庫へと改組した。また、残存組合の1つは解散により消滅した。そのため、1954年3月末の信組数は残存67組合、新設266組合、合計333組合となった（全国信用金庫協会〔以下、全信協〕（1992）127－133頁）。

- 3) 「おおよそ現在の形をとるようになった」という意味は後に明らかになるが、先にその最低限の要因を挙げておくと次の通りである。すなわち、渉外係とその他金庫職員との身分の平準化、および正規職員による組織としての渉外係の成立である。
- 4) 発足当時における信金の渉外活動のあり方について、相川（1971上）は次のように言っている。「客観情勢は信用金庫の存在を必要としたとはいえ、都銀のような高い知名度もなく、地銀のような地域の老舗でもなく、少数の優良取り引き先の上に経営を拡大することのできない信用金庫がその取り引き基盤を拡げることは至難のことだった。そこで信用金庫は、既取り引き先の紹介をテコとして、人縁的つながりによりながら、足しげく紹介をうけた先を回る活動をとった。またそれ以外にはありえなかった。そしてその活動を定着させる定期積金という商品が信用金庫にあった」（64頁）。
- 5) 同前、上65頁。
- 6) 定期積金とは、渉外係が定期的に顧客の事務所や工場、自宅などを訪問し、現金で集金する特殊な貯蓄性預金である。
- 7) 都銀や長信銀などの大銀行と信金・信組の中間に属する地銀は上位相銀とともに「中堅企業的」立場と把握された（川口（1966）25頁）。
- 8) 都銀がこれらの分野に本格的に参入するのは、個人分野では1960年代後半、中小企業分野においては1970年代に入ってからである。詳細は新井（2011）を参照されたい。
- 9) 川口（1965）。
- 10) 預金金利は1961年4月から1970年4月まで9年間に渡って変更されず、この間のインフレを考慮すれば実質的にマイナス金利であった。
- 11) この「人為的」低金利政策下における金融調節手段は、1957年以降日銀による（主として都銀に対する）貸出増加額規制（＝「窓口指導」）に代表される「信用割当」が中心となった。当時の金融調節手段はオベではなく貸出政策であったため、景気の過熱を抑えるために金融を引締めようとすると、公定歩合を上げる必要がある。しかし、政策的に金利が低く抑えられている下で、公定歩合を引き上げることは実際には困難であった。そこで、公定歩合を引き上げることなく、市中銀行の貸出量を抑えるための「窓口指導」という手段が発達した。
- 12) 篠原（1961）。
- 13) 西村（2003）34頁。
- 14) 伊藤（1995）225頁
- 15) 西村、前掲書、35頁。

- 16) 橋口の「自由化行政」は田中角栄蔵相の銀行合併構想に対応したものであった。また、この時期における政府・財界の危機意識の現われとしては、この他に、通産省の推進する「特定産業振興臨時措置法案」（特定重要産業を指定し、合併、生産調整、設備調整、分野調整、技術革新促進、共同事業設定などを行うことが目的）、経済同友会によって提出された「構造金融論」（企業体質の強化のために産業主導の大規模なスクラップ・アンド・ビルドを行い、金融はそこに超低利・超長期の融資を行うという構想）、およびオーバーローン是正のための融資ルール（「世銀融資方式」の検討（1962年12月～）、「銀行融資に関する共同準則」（1965年7月））の検討などがあった（伊藤，前掲書，226－235頁）。
- 17) 相川（1971）上64－65頁
- 18) 「融資集中機構」が中小企業専門金融機関の経営にとってどのような意味を持ったかということについて、川口（1966）は次のように言う。「このような信用制限の下では、これらの分野において大企業に比べて高い金利が成立しうることとなり、この高い貸出金利の可能性が、労働集約的営業方法に立脚した小規模、高コストの金融機関の存立を促すことになったのである」（23頁）。
- 19) 相川，前掲書，上64－65頁。
- 20) また、福利厚生制度の薄い小零細企業の貯蓄性預金は、「病気その他不時のアクシデントに対する備え」であると同時に、「大企業におけるレクリエーション活動用費用」でもあった（同上）。
- 21) ここで、信金における業界レベルの意思決定の仕組みについて触れておく。信金業界は、1952年6月に第1回全国信用金庫大会を開催し、それ以降大会ごとに当面の目標や、監督当局に対する要望等を含む大会宣言・決議を発表してきた。1959年の第8回大会までは毎年開催されたが、それ以降1969年までは節目における記念大会として開催された。その後1970年からは全信協の通常総会の後に毎年開催されている。また、1957年12月の全信協役員会では、大会決議をより確実に実現するための仕組みとして、「大会決議実現促進運動要綱」が定められた。また同時に、全信協の

表4 高度成長期における信金業界の長期計画

実施年度	名 称
1957～1959年度	信用金庫拡充3ヵ年計画
1960～1961年度	第2次拡充3ヵ年計画（2年で切り上げ）
1962～1964年度	基本方向推進3ヵ年計画
1965～1967年度	基本方向達成第2次3ヵ年計画
1969～1972年度	躍進5ヵ年計画（4年で切り上げ）

（出所）筆者作成。

全役員はそれぞれ部門別（信用金庫法改正，行政監督関係，農協取引・供米代金関係，歳入代理店取扱関係，日本銀行取引関係）委員として，決議の実現を期すようになった。このことによって，大会で決議された「基本方向」や「〇ヵ年計画」といった長期的な目標や長期計画（表4）が，全国の信金で実施され，大会で総括される仕組みが出来上がった（全信協（2002）271頁）。

- 22) 預金量について言うと，最初の2年間はやや不振だったものの，最終年度の実績は計画を上回り，3年間で目標額8,000億円に対して7,611億円（95.1%），預金増加倍率1.94倍を達成した（全信協（1992）170頁）。
- 23) 全信協（1992）173頁。
- 24) 全信協（1992）195 - 196頁。
- 25) 講座の趣旨は「経営が安定的伸展を持続するためには，内部の充実とその資金源の量的確保が必須の要件である。この意味合いから，従来比較的訓練体制が遅れていた資金源増大等を意図した。しかも，それには何よりも科学的セールス技術の習得が急務であることと思ひ，管理職にある職員を対象にし，管理技術ならびに科学的セールス技術を習得させるため，会議方式により地区ごとに訓練指導者の養成を行う」というものであった。また，講師は産業訓練団体の訓練コンサルタントが担当した（全信協（1975）622 - 623頁）。
- 26) 全信協（1975）623頁。
- 27) その後1972年3月にはテキストが信金版に改訂された（全信協（1975）623頁）。
- 28) 貸出金利の引下げ，「歩積・両建」預金の自粛，「仮決算」制度，「決算承認」制度の実施など。
- 29) 全国にさがけてこの問題に取り組んだ東京都信用金庫協会（以下，東信協）は，1954年に外務員制度の実態調査を行い，その後も系統的な研究を続けた。
- 30) 以下の記述は中村（1962）197 - 208頁に依拠している。中村氏は，東京都に立地する中央信金で要職を務めた後，全信協経営コンサルタント（1963年～），全国信用金庫研修所事務局長（1965年～），全信協理事などを歴任し，1975年よりしんきん経営研究所の初代所長に就任している。当時の肩書きは中央信金理事兼業務部長。
- 31) 「経営の近代化の問題にしても，この八〇%の若い世代の人達が，意欲的な研究を進めているわけで，五〇才平均という外務員さん達とは，感覚の相違，明治生れと，昭和生れというギャップは抜き差しならない問題となっている」（中村，前掲書，207 - 208頁）。
- 32) 同上，208頁。
- 33) その他に，専任外務員が予想以上の収入を得た際に一般職員が抱く感情の問題も指摘されている。
- 34) 「内勤とか外勤とかの言葉も，今では珍しいものとなってきた。都会地に於ては，

内、外勤は一本化したところが多く、特に内勤、外勤といった差別や、それから生ずるトラブルも余り耳にはしなくなった。けれ共、地方の地域金融機関の中には、相変わらず内、外勤の制度があって、この制度を廃し、一本化するための技術的な方策が、真剣に研究課題としてとりあげられているので、ここに紹介します。

近ごろ耳にした問題点は、

- ・外務（得意先係）に廻されると、片身がせまい
- ・成績が悪いので外勤に出されたのではないか
- ・内勤は出世コース、外勤は日の当たらない職場ではないか

といった外勤（得意先係）の重要性を意識しないことから起る、劣等感や外務活動そのものの、前時代的な在り方に対する一種の嫌悪感から生ずる誤解といったものが多い」（中村（1962）197頁）。

- 35) 全信協（1992）192頁。東信協が全戸利用を採用した1959年度末から1964年度末までの5年間に、信金の預金口数は1,468万口から2,560万口へと、74.4%増加した。
- 36) 全信協（1992）208－210頁。
- 37) 『信用金庫』1961年2月号、6頁。
- 38) 1966年に庶民信金と合併し朝日信金と改称。
- 39) 専任渉外係だけでなく内勤渉外係によって顧客の深耕・開拓を促進すると同時に、退職する専任外務員の受け持っていた集金を担当すること。また、内勤職員が一定期間渉外係業務に従事することによる教育訓練効果もあると考えられていた。
- 40) 同信金が定期積金に重点を置く理由は、①都心においては、営業性預金はほとんど銀行に吸収されていたため、銀行と競合しない定期積金に力を入れることが効果的だったこと、②また、定期積金が「足の金融機関」として認められていた信金の特性とマッチしていたこと、③定期積金をきっかけとして、多種預金の吸収（定期への移行）が可能であること、④定期積金は預金計画が立てやすいこと、⑤預金の見返りとしての倍貸〔原文では預金ではなく融資となっているが、それでは意味をなさないため訂正した——筆者〕、⑥定期積金の勧誘は景気に関わらず持続されること、⑦金庫の全ての業務が定期積金に結び付けられて行われること、である。
- 41) また、彼らは採用に当たって他職務への転換は想定されていない。したがって、彼らに期待される能力は勧誘と契約獲得に必要な能力だけであり、事務処理その他の能力は要求されない。
- 42) 同様の仕組みとして表彰制度がある。
- 43) 今後の改善方向として、①職員の3割を渉外係に配置し、徹底した店舗周辺への全戸訪問により、取引先数を5年間で3倍にする、②「定期積金重点主義」を漸次脱却し、定期性預金全般の増加を図る、③貸出方針の具体化に伴い、営業性預金の口座数および平均残高の増大に努める、④計画的な市場調査、資料整備を基礎に、店

舗周辺地域の特殊性を活かした預金増強活動を行う、⑤小口預金を育成する、などが挙げられている。

- 44) 朝日信用金庫（1971）24頁。
- 45) 1992年に東邦信金との合併により平成信金となる。2002年に西武信金に合併される。
- 46) 具体的には、渉外係の身分と給与の見直し、開拓者と集金者の専門化、担当地区の交代制の強化、解約・中止の取扱の修正、延滞防止の厳格化、更改契約の取扱、歩合給の引下げおよび奨励金支給方法の見直しなどが行なわれた。
- 47) ①渉外係に対する総合的な業務推進活動のための教育訓練の実施、②渉外係以外の全男子職員に「訪問販売訓練」を実施し、事務職員のうち優秀者を渉外係へ配置転換した、③各店舗の営業地域の設定。
- 48) 2002年に東都中央信金（2001年に同栄信金と港信金の合併により発足）に合併され、さわやか信金となる。
- 49) 渉外係の標準的な人数は、当該店舗人員の20%前後であり、その他に渉外活動に関わる内勤事務員を1－2名配属している。渉外係には内勤事務の経験2年以上の者が任命され、約3年で交代する。渉外係の長には支店長代理が当たっていた。渉外係の給与は内勤職員と同じであるが、渉外手当（一日66円）が支給される。
- 50) 全信協（1992）では、定期積金の総預金に占めるシェア低下（27.6%（1954年度末）、23.1%（1956年度末）、20.0%（1959年度末））の要因として、満期を迎えた定期積金の定期預金への振替を積極的に進めたこと（「定振率」の向上）に加え、外務員制度の廃止が指摘されている（164－165頁）。
- 51) 全信連（1968）93－94頁。
- 52) 前掲の相川（1971下）は、当時の信金における預金獲得にとって定期積金が作り出す「人縁的つながり」が重要な役割を果たしたことを次のように強調する。「……信用金庫には定期積み金という、預金そのものを創りだす商品があったので、人縁的つながりはより深いものになった。また定積みによる顧客との定期的つながりは、その顧客の他の預金をつかみだし、取り引きを深耕させるばかりでなく、他の顧客の紹介を、よりスムーズにさせる強力な武器となった。つまり、集金活動は預金開拓活動であり、重要な、情報獲得活動であった。信用金庫の対象先は、小零細企業が圧倒的に多い。小零細企業は、大企業とことなり地域性をもつから、ここから得る情報の正確度はきわめて高い。信用金庫のマーケティング活動は要するにこれであった」（相川（1971下）82頁）。
- 53) 全信連（1969）4－5頁。
- 54) 加納（2006）91－92頁。

〈参考文献〉

- 相川直之 (1971) 「信用金庫の成長要因をめぐって (上・下)」『信用金庫』 3月号62-68頁, 4月号82-89頁。
- 朝日信用金庫 (1971?) 『金庫の沿革と現状』。
- 朝日信用金庫 (1984) 『朝日信用金庫六十年誌』。
- 新 八代 (1973) 『信用金庫経営の基本問題』 日本経済評論社。
- (1977) 『地域経済と信用金庫』 日本経済評論社文庫。
- 新井大輔 (2009) 「都内2信用金庫へのヒアリング調査報告書」『論究』 (中央大学大学院経済学・商学研究科) 第41号, 77-96頁。
- (2010a) 「中小企業金融におけるハード情報とソフト情報の相違と相互補完関係」『季刊 経済理論』 第46巻第4号, 54-64頁。
- (2010b) 「信金・信組における渉外活動の機能」『大学院研究年報』 (中央大学大学院商学研究科) 第39号, 19-33頁。
- (2011) 「1970年代における都銀と信金の競争激化とリレーションシップバンキング」『商学論纂』 (中央大学商学研究会) 第52巻第5・6号, 363-397頁。
- (2012) 「中小企業金融における情報利用と顧客特性」 林正樹編著『現代企業の社会性——理論と実態』 中央大学出版部 (企業研叢書31号), 305-326頁。
- 伊藤 修 (1995) 『日本型金融の歴史的構造』 東京大学出版会。
- 岡田卯平 (1977) 『低成長経済と信用金庫経営』 日本経済評論社文庫。
- 加納正二 (2006) 「日本におけるリレーションシップレンディングとソフト情報」『国際公共政策研究』 第11巻, 第1号, 85-101頁。
- 川口 弘 (1965) 「中小企業への金融的『シワ寄せ』機構」 館龍一郎・渡部経彦編『経済成長と財政金融』 岩波書店, 138-176頁。
- (1966) 『日本の金融』 日本評論社。
- (1982) 「戦後日本の金融構造の形成」 中村孝俊・川口弘編『日本資本主義と金融・証券』 大月書店, 9-58頁。
- ・榊田喜四夫 (1977) 『コミュニティ・バンク論争』 日本経済評論社文庫。
- 金融制度調査会 (1967) 「中小企業金融制度のあり方」。
- 久留間健 (1982) 「高度成長型金融構造の展開過程」 中村孝俊・川口弘編『日本資本主義と金融・証券』 大月書店, 59-96頁。
- 齊藤 正 (2003) 『戦後日本の中小企業金融』 ミネルヴァ書房。
- 篠原三代平 (1959) 『産業構造』 春秋社。
- (1961) 『日本経済の成長と循環』 創文社。
- 全国信用金庫協会 (1962) 『「信用金庫発展の基本方向」読本』。
- (1965) 『基本方向達成《第2次計画》読本』。

- 編 (1977) 『信用金庫二十五年史』。
- 編 (1992) 『信用金庫四十年史』。
- 全国信用金庫連合会調査部 (1966) 『信用金庫預金鈍化の要因をめぐって』。
- (1968) 『信用金庫の定期積金 (上)』。
- (1969) 『信用金庫の定期積金 (下)』。
- (1970) 『資金需要アンケート調査報告』。
- (1972) 『信用金庫の貸出業務の実態』。
- 高田太久吉 (1982) 「金融再編成と銀行経営」中村孝俊・川口弘編, 前掲書, 143 - 180 頁。
- (2005) 「戦後日本の金融行政と制度改革」『経済』118号, 48 - 61頁。
- 中村紀文 (1962) 『優績店舗創造術』近代セールス社。
- (1975) 『定期積金と渉外活動』日本経済評論社。
- (1988) 『信用金庫定期積金に対する史的考察』日本橋書房。
- 成松義衛 (1966) 『現代日本の金融機構』法政大学出版会。
- 西村吉正 (2003) 『日本の金融制度改革』東洋経済新報社。
- 日本長期信用銀行調査部 (1965) 「中小金融機関の発展に関する若干の考察」『調査月報』1965年1月号, 2 - 62頁。
- 日本銀行調査局「近年における相互銀行および信用金庫の発展とその背景」『調査月報』1964年7月号, 1 - 12頁。
- 根本忠宣 (1998) 「金融の二重構造論の展開と限界金融論の現代的意義」『中央大学企業研究所年報』第19号, 135 - 170頁。
- 野口 祐編 (1972) 『日本の信用金庫』日本評論社。
- 柳田恵臣 (1965) 「最近における信用金庫貸出の鈍化要因」1965年3月号, 34 - 44頁。
- (1966) 「預金鈍化の要因をめぐって (上・下)」『信用金庫』2月号44 - 55頁, 3月号44 - 55頁。
- 「特集 得意先係制度と将来の改善方向」『信用金庫』1961年2月号, 6 - 21頁。
- 「座談会 近年における信用金庫の発展と今後の課題」『信用金庫』1965年6月号, 12 - 30頁。
- 「座談会 信用金庫の得意先活動のあり方」『信用金庫』1965年9月号, 60 - 70頁。
- 東京都信用金庫協会『東信協時報』第2号。
- 東京都信用金庫協会『東信協時報』第4号。

ヴィジュアル・イメージを利用したグラフィティ研究(1)

有 泉 正 二

0. はじめに

身近な地域研究として東京都杉並区高円寺地区を対象にフィールドワークを行い、そのフィールドワークで記録された写真を授業で眺めたときに、私たちは建物・壁・電柱などどこにでもある日常風景の中にしばしば「落書き」が写り込んでいることに目を留めた。誤解されぬうちに書き加えておこならば、それらはくグラフィティ (graffiti) >と言われるアルファベットで書かれた文字列で、特に高円寺では、書き手であるライター自身の作家性・作品性が強く出て技術も要する「ピース (master-piece)」という3Dグラフィック風の表現様式よりは、ライターの名前・ニックネームなどを素早く書き記した「タグ (tag)」やバブルレターと呼ばれる丸まった文字スタイルで輪郭線を描く「スローアップ (throw up)」,あるいはあらかじめ用意したステッカーを貼ったものが圧倒的に多く見られた。

私たちはそのときこのようなものを写真を介して眺めて、ただ「落書き」としか認識していなかった。くグラフィティ>に対する知識が乏しかったこともあるが、その理由を考えるならば、私たちは、それをまず上手下手で眺めて下手だから「落書き」だと認識したのである。しかし、私たちはアート作品と呼びうるような「上手い落書き」を別の現場で写真に撮っていたから、それと比較して先のを「落書き」と言ったのではない。目下のところ比較対象がなかったにもかかわらず、壁や塀などに書かれたそのような文字列を見て上手下手で眺めたという事実は、一体何を示しているのだろうか。

ここで次の二つのことが想定しうる。まず、街に書かれた「落書き」というものの、意味不明でごちゃごちゃとしていて汚いというヴィジュアル的なイメ

ージが社会の中にあるということ。そしてヴィジュアルとして目立つグラフィティ（落書き）が、都心を中心にくつもの場所に複数存在するがゆえに実際に目撃するだけでなく写真的な記録のかたちで残され、私たちはそれらを新聞・雑誌などの媒体を通じて目にしてきていると考えられる。

このように、＜グラフィティ＞と呼ばれうるものに対して私たちが持つ「ヴィジュアル・イメージ」という気づきを始まりとして構想する本稿のグラフィティ（落書き）研究では、過去の記憶（ヴィジュアル的なイメージ）とも向き合いつつ、1980年代中頃から2000年にかけて新聞・雑誌などで実際に利用された写真のヴィジュアル・イメージと言葉から、グラフィティ（落書き）に対して社会が生み出したイメージ、あるいはイメージが生み出した社会を振り返る。そのため、グラフィティ（落書き）に対する迷惑行為という認識が一体どこから来て、どのように形成されていったのかもヴィジュアル・イメージに基づいて考察していくことになる。

1. 写真的記憶から写真的記録へ

ラップミュージック・DJ・ブレイクダンス・スケートボーディングとともにヒップホップ文化の一要素として語られるようになった＜グラフィティ＞は、1970年代初頭のニューヨーク・ブロンクス地区から広まり、現在では都市部を中心に世界中の街角で写真を撮れば意図せず写り込む、「社会風景の中の（サイト・スペシフィックな）ライティング・ペインティング」となった。それは、どの街角でも同じように、母語の差異を超えて「スタイルを持つアルファベットの文字列」で書かれている。

また、グラフィティに特徴的なことは、人々がグラフィティを見て（その多くは写真で見て）、その中のある若者たちが実践する（まねる）。模倣によって同じスタイルが続けられることもあれば、新しいスタイルが生み出され、消され、また書かれ、それに上書きされ、というかたちで変化（進化・衰退・停滞）する。

日本に目を向けてみると、街角で見かけるタグやスローアップなどのライト

ィングを人々が<グラフィティ>と表現することはほとんどない。「落書き」と呼ばれるのが一般的である。そしてこれは日本に限らないことであるかもしれないが、地域の街並みに突然「異質なもの」として現れる「落書き」は、その系譜をたどることが容易ではない。「落書き」は、いわば見る者にとって「それは—そのとき—あった」という「写真的な記憶」に基づいて地域の中に存在していた（現在も存在している）ものにすぎない。

しかし他方で、アルファベットの文字列がスタイルを持って書かれる<グラフィティ>については、日本の場合自然発生的ではなく政治的な目的によるのではなく、外国文化として「輸入された」ものであるため、その街並みに対する「異質なもの」の出現の記憶は時代を同じくする。その当時は<グラフィティ>について何も知識がなくあいまいな記憶しかないはずの筆者でも、旧東急東横線高島町一桜木町間の高架下や、再開発前の人気は全くなくレトロな趣があった旧横浜赤レンガ倉庫が、1980年代終わりぐらいから90年代前半にかけて突然「カラフルな色合いでひどく汚くされてしまった」という印象はそのヴィジュアル的なイメージとともに強く残っている¹⁾。

以下の考察では、このような同時代的な写真的記憶の曖昧さに代わって、当時のグラフィティ（落書き）に関する「写真的記録」を伴う新聞・雑誌記事からグラフィティに対するイメージを検討していくが、『路上のエスノグラフィ』（2007）「IVグラフィティ・ライター」の章で論じられている通り、日本にグラフィティが定着していく過程で1990年代のサーフ&ストリート系ファッション雑誌『Fine』が大きな役割を果たしたこと、「落書き」が社会問題化（器物破損や建造物損壊罪として起訴）されていったのが1999年、2000年以降であることは注目すべき事実としてある。しかし、以上の点から「路上文化としての『グラフィティ』と社会問題としての『落書き』は、同一の都市現象をまなざしているにも拘わらず、互いにまったく異なる文脈で語られてきており」（同書：225）といった「まなざし」に対する指摘は、当時の写真的記録を検討するまでは判断を留保すべき事柄に入る。すなわち、私たちの社会の中にはグラフィティを落書きと見る「まなざし」がある。それは上述の引用によれば、グラフィティ・ライターではない人々の大半が「社会問題としての落書き」＝

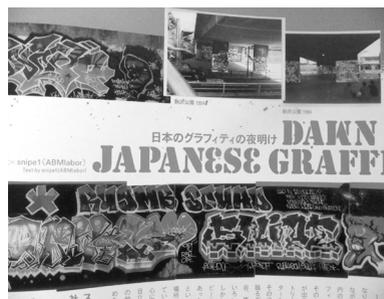
新聞などによる迷惑行為・犯罪報道の文脈で一方的に、都市におけるライティング行為をまなざしているからだと言える。しかしながら、同一の都市現象だという「まなざし」は、反対に〈グラフィティ〉というものに対する文化知識（ニューヨーク発祥の歴史やスタイルの展開など）に引きずられたイメージで、写真的な記憶にも記録にも基づかないようなものという点で問題がある。

2. 写真になったグラフィティ

〈グラフィティ〉の始まりには諸説ある中で、1970年初頭のニューヨークがその発祥の地として挙げられるのは、まず初めに地下鉄の構内や車内にタグが書かれ、次にレタリングや陰影の工夫が施され大規模化したスローアップが地下鉄の車体に書かれると、当局あるいはライター同士の「スタイル・ウォーズ」が勃発し危険を冒しながらも多くのライターが新しいスタイルを發明してより複雑化したピース作品を描くようになったという変遷の歴史を持っているからである。その歴史は、1972年12月から1973年1月の間に撮られた3000以上もの写真の中から『The Faith of Graffiti』（『Watching My Name Go By』）という写真集として1974年にはすでに出版され、1980年代には『Subway Art』（1984）や『Spraycan Art』（1987）などの写真集、また『Style Wars』（1983）などのTVドキュメンタリーにも記録されている。つまり、〈グラフィティ〉はその揺籃期において写真的記録とともにニューヨークから「輸出」され、それを見た（他の地域の）若者たちによって写真的記憶とともに実践（模倣）されたのである。いわば〈グラフィティ〉は、ほとんどの場合が各地域の「輸入」の仕方に応じた「グラフィティ」文化を生み出すことになる。このことを端的に表す言葉が、『Fine』1994年2月号で紹介されているロサンゼルス（LA）のグラフィティ・アーティストのコメントに記されている。「LAにはオリジナルのグラフィティ・アーティストがいたわけじゃないし、外から見ているようなものだったよ。初めてグラフィティを見たのは『スタイル・ウォーズ』の映画だね。「友達がサブウェイっていうニューヨークのグラフィティの本を見せてくれたんだ」。

そして「日本のグラフィティ」の場合は、『Fine』が大きな「輸入」メディアであった。いわば東海岸のニューヨークから西海岸のロサンゼルスに輸入され、実践され、写真に記録された「LAグラフィティ」が、『Fine』を媒介して私たち日本の都市現象を生み出す一つの潮流になる。しかし繰り返すが、その「輸入品」が、同じ都市現象であるにもかかわらずそのまま別の文脈で「落書き」とされたという認識は、他の写真的記録を伴う新聞・雑誌記事もあわせてはじめてわかることである。したがって、私たちはまず「写真に記録されたグラフィティ」と社会認識を詳細に検討する必要がある。

「日本のグラフィティの夜明け」と題された『STUDIO VOICE』2005年12月号の特集記事によれば、「グラフィティは—1991年に—あった」という写真的な記憶が記されている。当時は公園に点在し、初めは「アート」という市民権を得ていて描くことに問題はなかったという。そして、仲間たちと一緒にピースを描くクルー活動が、代々木公園・駒沢公園・桜木町などで展開されたのが1994年あたりからだということを示す実際の記録写真がこの記事に数多く紹介されている。1994年から96年に撮影されたとみられる写真を見ると、公園にある太い橋脚面や高架下の壁面に一つひとつ完成された作品を残すような形で正面あるいは全体像がわかるように撮影されている。まさに「それは—そこに—あった」ことがわかる。当時から16～17年後の現在その写真的記録を見ても、落書きではなく力作と呼びうるピースの出来映えである（写真1）。



この国内「グラフィティ」に関する写真的記憶と写真的記録を資料に基づいて再確認すると、1989年から1991年の間にはすでに公園や高架下に欧米の影響を受けたとみられる落書きが記事になっている。たとえば1989年7月号の『宝島』では、「過激なウォール・ペインティング出沒！」というタイトルで、ラッカーズプレーによる落書きに注目しているが、まなざしはグラフィティのそれではなく、「スケートボード」に基づいている。そのため、記事に付随す

る写真では、渋谷の宮下公園トンネル歩道の他は高井戸インター高速下の空き地、代官山交番前駐車場、平和島公園アスレチック広場、千葉県蓮沼海岸公園など、日本のグラフィティの歴史でも語られることがほとんどないスケートポイントが中心である。高井戸インター高速下写真では、スケボー少年たちが横並びで写る記念撮影風の背景にスタイルを持たないアルファベットのロゴが見える。また、平和島公園では、ただスプレーで日本のDJの名前が公園建物の壁に書かれたりしている。

このようなスプレー書きを指して「ウォール・ペインティング」だとしているのであるが、注目すべきは次の点である。先の高井戸の写真に対して「正統派のスラッシュ・ペインティングはさながら杉並のベニス・ビーチといったところ」とコメントをつけ、平和島公園では「STREET GANG COLORS」と書かれた壁の写真が採用されている。そして、実際のベニス・ビーチとダウントウンの壁にスプレーで書かれたメッセージのような写真を載せて、「本場、LAは……恐いぐらい迫力あるのだ」と書かれている。今日の進歩し拡張したグラフィティの姿を知る立場から見ると、先の写真の中に「過激さ」もグラフィティの要素も感じられない。その壁に書かれているアルファベットの文字列やペインティングは、前年の1988年に公開された映画『カラズ／天使が消えた街』の世界観、すなわちLAのベニス・ビーチにいるギャングたちの抗争で書かれたリアルメッセージとイメージが重ね合わされていると考えられる²⁾。

これとは別の落書きイメージは、1991年11月24日の『アサヒグラフ』に出てくる。タイトルは「なっちゃん！ でもカラフル 今どきガード下 落書きアート」で、東急東横線桜木町ガード下に描かれた壁画を絵画作品紹介のように一つひとつ正面から撮影した写真が掲載されている。そして宮下公園、中野、新宿で目にする壁画、子どもたちによる魚の絵、大日本愛国党のポスターが貼られたガード下の写真と比較して、桜木町ガード下に書かれる「落書き」アートの新しいスタイルは、アメリカン・ポップアート（アメリカのキャラクター）の影響下にあることがイメージされるが、これもヴィジュアル・イメージとしての「グラフィティ」とは異なる。

私たちが知る「グラフィティ」の本格的な「輸入」は、『路上のエスノグラ

フィ』で指摘されている通り『Fine』1992年9月号の特集記事にある。「LAで今また盛り上がるヒップホップアート“グラフィティ”」というタイトルのもと、はじめに1992年4月末にサウスセントラルで起こった暴動直後の「放火された建物の焼け跡」写真が15枚ほど続く。記事では、自分の名前のサインを残すことを「TAGGIN」と紹介して英語で表記し、カリフォルニア中にタグを書いて有名になり逮捕されたCHAKAというライターネームを紹介し、「LAではTAGGINが流行りすぎている」と述べられているが、ヴィジュアル・イメージを必要とするグラフィティ記事であるにもかかわらず「TAGGIN」の写真は一つも撮られていない。

写真で紹介されているのは、サウスセントラル出身のクルーIGAがベニス・ビーチに開くアート・ショップ店内に描いた迫力のある人物のキャラクター・アートである。これらは「普通のグラフィティとはまた違う空気を作っている」とコメントされているが、この特集記事の中でヴィジュアルで認識できる「普通のグラフィティ」はタグではない。他に写真は、グラフィティ・アーティスト、リスクのグラフィティが10枚以上配置されている。当時「レタリング」と言われていたそのグラフィティは今日（マスター）ピースと呼ばれるものであり、しかもすでにその3Dスタイルは今日にも通じるほど完成度が高いものである(写真2)。この記事の中で繰り返されているメッセージは、「(普通の)グラフィティはアート」だということである。



『STUDIO VOICE』「日本のグラフィティの夜明け」で述べられていた記憶は、この『Fine』の写真的記録との関連性から、かなり正確な写真的記憶であったことをうかがわせる。日本における「グラフィティ」は、最も複雑で技術を要するピースから始まっていた。言い換えれば、アルファベットのレタリングをする行為で言えば「ピースがグラフィティ」であり、少なくとも黎明期には、「グラフィティ」の表現様式として、ピース以外のタグやスローアップ

はヴィジュアル的にも定義としても同時に輸入されていない。

その後も1990年代半ばは、『Fine』をはじめグラフィティを肯定的に紹介する記事の多くで「ピースがグラフィティである」あるいは「ストリート・ペインティングはアートである」という認識が進む。ファッション雑誌では、ピースやキャラクターがウェアにまで描かれた姿を写真入りで紹介したり、グラフィティのビギナー向け簡単レッスンはやはりタグではなくピースのすすめ（紙に下書きしてから、まず一色で壁にスケッチして、濃い色を重ねてというような絵画的技術論）になっている。その他大衆向けの週刊誌の記事でも、「グラフィティと呼ばれるこれらの絵はハイレベルで、単に落書きと呼ぶにはもったいない」、「独特な文字や人間の絵がグラフィティの特徴だ」（『プレイボーイ』1995年10月31日）というように、街に増殖している「グラフィティ」をアート・ペインティングと見る「まなざし」の潮流は広がり、取り上げられるグラフィティ写真もキャラクター+レタリングの組み合わせで、社会の中にこのような「グラフィティ」認識が定着しつつあったことがわかる（写真3）。



いまひとつ認識の定着をうかがわせるのが、日本のライターも名前入りでグラフィティ写真が掲載されるようになり、1995年には「作品」という紹介のされ方の上にルビで「ピース」と表記されるようになったことである。しかも、^{ピース}作品をスプレーで描いている姿や、サングラスをかけるか意図的にぶらした画像とはいえ顔写真まで載せるようになり、^{ピース}レベルの高い作品であれば路上で描く行為が否定されることはない。いわば「グラフィティ」は、「いい絵で目立ちたい」（『朝日新聞』1995年11月18日、グラフィティ・アーティストKAZZの言葉）行為であり、「オレの作品の前で写真を撮っている人がいるとやっぱりうれしい」（『DENiM』1994年11月号、KAZZの言葉）と言えるぐらいのヴィジュアル・イメージを備えたものだったのである。

3. 「落書き」写真が社会を生む

ライターネームやニックネームなど名前をアルファベットで綴るタグを、主に単色のスプレーやマーカー、靴墨などで素早くスタイリッシュに書く行為をタグギング (tagging) と呼ぶが、これまで見てきた通り、LAから輸入された日本の「グラフィティ」においては、タグギングは写真的記録として提示されることもなくその前にすでに否定的に捉えられていた。目立った発言を取り上げてみても、「非合法に壁にTAGGINして、名は知られたとしても、そのアーティスト自体は知られないからね」、「グラフィティはアートであり、フリーウエーやビルディング、ストリーートの壁、地下鉄、そういったもの以外に、もっと、いいグラフィティの表現は何か」(『Fine』1992年9月号)を考えるべきものであるが、「今のコたちは違うね。自分の名を売ろうとしてタグギングばかりしている。俺は自分の名前をサインしないんだ。……グラフィティとタグギングは大違いさ」(『Fine』1994年2月号、リスクの言葉)などと書かれている。

「グラフィティ」(アート)の視点から語られたLAの都市現象発言を見ていくと、非合法・表現する場所(公共物破壊=ヴァンダリズム)・売名行為との差異化において「グラフィティ」の境界線が見えてくる。そしてこれらの発言がグラフィティ特集記事の中で引用されていることから、日本でも輸入当初から否定的な流れ、すなわち「グラフィティ」とは別の都市現象のイメージでタグギングが位置づけられようとしていることが推察される。このことを、同時代の別の記事と写真的記録から検証していきたい。

たとえば、『プレイボーイ』1993年11月16日号では、「LAレポート 命がけのグラフィティ」となっているが、そのグラフィティという言葉に吹き出して「落書き」と書かれていて、内容は主にタグギングに関することである。「“タガー”と呼ばれる落書き小僧たち」「ロスのティーンエイジャーは“タグギング”(tagging)と呼ばれる落書きごっこに夢中」などの表現とともに、タグギングが、クルーで街に出かけ街中の至る所に、しかも時間内でどれだけ書けるかを競ってヒーローになろうとする行為だという紹介のされ方をしている。

写真的記録として特徴的であるのが、「グラフィティ」の場合作品紹介的に

正面あるいは斜めから全体を捉えるアングルが多かったのに対して、「落書き」レポートにおけるいわゆるタグの写真的記録は、ハイウエーの高所にある表示板（4車線分にまたがる大きなタグ）、捕まった複数の少年たちが罰則として壁のタグをペンキで消す作業風景、サンドブラスターで変電器に書かれたタグを消そうとする住民の様子が写し出されている（写真4）。ハイウエーの写真には、「高くて危険な場所に書くことを彼らは“マップ・ザ・ヘブン”と呼び、タガーとして最も尊敬されるらしい」とのコメントが書かれているが、タグを介した「命がけのゲーム」はむしろ悪質化する社会問題としてイメージに残る。



写真4 タガーで捕まった少年たちは罰則としてペンキで塗りつぶす。道具はすべて市民の財産で買われ



壁に絵を描くこととは区別され「書く行為」とみなされるタギングが日本で「落書き」として報道されたのは、1994年4月27日の『読売新聞』である。この記事に対してなされた分析によれば（吉見・北田編2007：224-225）、当時の報道機関がグラフィティという言葉や路上文化に対する知識がない反面、まだ人々の被害者意識も薄いことが読みとれる。しかし、この新聞記事の分析が必要なのは、むしろスプレーでアルファベットを書くという同じ路上行為のように見えるが日本の「グラフィティ」と「タギング」は別々の都市現象であり、それぞれ別のまなごしが用意され、そのイメージに基づいた社会が生み出されるということを順を追って示すためにこそある。

4月27日付けの見出しは「落書き 街並み破壊！ 渋谷公園通り周辺」となっているが、内容は、この「落書き」がただの落書きではない（既知の落書きとは違う）ことを読者に知らせる構成になっている。すなわち、「新種の落書き」という表現で、暴走族の漢字を使った落書きとは違い「ローマ字を崩したような」「意味不明の文字」「何かのマークのような」「判読不能」などとして、わざわざ落書きの特徴を述べているのである。しかも、落書きされた場所を、店の壁、横断歩道、バス停、案内板、清掃局分室の白壁など支持体別で挙

げていることも、タギングという路上行為としての確かな報道だと言ってよい。さらに、掲載されている写真は時刻表の上にマーカーでタギングされた区役所前のバス停であるため、そのヴァンダリズム的な行為の仕方³⁾も一目瞭然で理解できる（写真5）。つまり、記事の中にタギングあるいはグラフィティという表記がなくても、この都市現象が渋谷という繁華街で広がっていることと「新種の落書き」（＝タギング）がどのようなものであるのかというヴィジュアル・イメージを社会に与えるきっかけになっているのである。



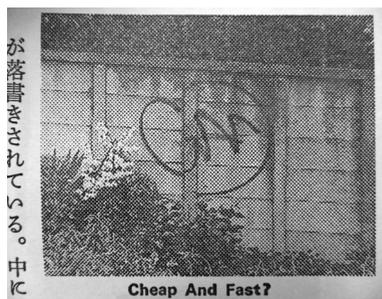
新聞に「タグ」という呼び方が表記された「落書き」記事は、1995年11月21日の『朝日新聞』東京版にある。その三日前には、同紙東京版の26面に、先に引用した「いい絵で目立ちたい」KAZZの紹介記事が載っていた。言い換えれば、三日前には「スプレー缶でグラフィティ」という見出しで、KAZZがピース作品と本人の写真入りで、「今やラップやDJやクラブと同列の、カッコイイ流行になった」と紹介されている。この流れで、次の記事を「同一の都市現象をまなざして」異なる文脈で語っているだけだと読むことができるだろうか。

三日後の11月21日の見出しは、「街にあふれる落書きタグ 若者の自己存在宣言？」であり、1994年4月27日の『読売新聞』と同じ構成内容になっている。「これはいったい何語なんだ？」と言いながらも、英語（アルファベット）の短い言葉で「ブレイクダンスを踊っているような字体」で書かれている「独特のスタイルのサイン」がそれぞれのストリートネームで、「タグ（TAG）とかタギングとか呼ばれる」という説明を入れている。そして、分布が集中する場所（原宿・渋谷の公園通り沿い、宮下公園、下北沢、駒沢公園）を具体的に示し、「公共物に書き残されて発見されることが多い」として、歩道橋、ガード下、変圧器、郵便ポスト、電柱、地下鉄の車体、商店のシャッターなど支持体別にタグを発見している。掲載写真は右側面に白いマーカーで大きめのタグが二つ書かれている四角い郵便ポストであるが、「それ（タグ）は一そこに一

あった（書かれた）」あるいは「そこに書かれているようなスタイルのものはタグである」ということが明確にわかる写真的記録になっている。

そして記者は、グラフィティ・ライターが集まる下北沢の洋服店「ファンククリブ」に取材をしてタギングの都市現象を明らかにしようとするのだが、「グラフィティ」とは同じ都市現象として語るができなくなっていく。見出しが？マークであるように、「より捕まりそうな場所、目立つ場所に競ってタグを残そうとする風潮もある」とはいえ、オレはここに来ただぞという「自己存在宣言」は、誰のサインかわかる仲間内にしか届かない非常に限定的なメッセージにすぎない。しかも街ごとの縄張りがわかっていなければ、タグがつねに発見されるとも限らない。あるいは自分たちの縄張り内で書いていたとしても、それでは逆にあまり意味のない自己存在宣言となってしまう。このように考えると、「グラフィティ」と「落書き」（タギング）は、路上文化と社会問題という文脈が全く異なるというだけでなく、また社会問題化される前はタグに関心がなかったわけでもなく、「グラフィティはアート」、「アートはピースである」という社会認識からすると、「街にあふれる落書きタグ」は何故書くのか不可解で疑問が多い、まさに？マークのイメージになり、そのイメージに基づいて社会が生み出されることになるのである。

すなわち、街にあふれる落書きタグの、不可解で？マークのイメージそのままに模倣する若者たちが現れるというかたちで社会（現象）が生み出される。1997年6月5日号の『週刊新潮』の記事は、「デザイン化したアルファベット」という程度の認識で、タギングという行為に対する知識がまだ一般化されていないことを示すような内容であるが、この記事が注目し値するのは「JR駅周辺に現れた『意味不明』落書きの謎」としているところである。この場合謎であるのは、落書き文字の意味不明さというよりも、むしろ全国で100件以上が似たような場所（JR駅近くの目につきやすい場所）で、似たようなデザインで、そのような街の落書きタグに謎の真犯人と模



倣者がいるといった謎に構成されている社会の方である。この記事の写真は非常に珍しく、コンクリートの塀にスタイル化されたCAFのタグがぼつんと一つあるだけで（写真6）、写真のタグとは直接関係がないのかもしれないが、現行犯逮捕された人物は「真似しただけ」と発言したことを記事にしている。タグ本来の「自分のライターネームを書く」という意味合いとは異なり、また、スタイルの模倣ということとも違い、単純にヴィジュアル・イメージをそのまま模写したような行為が都市現象になっていくのである。

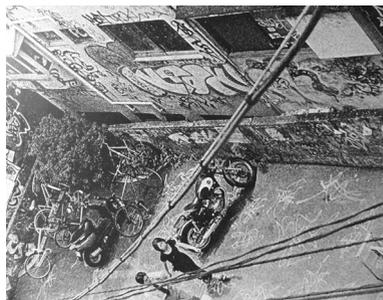
4. 「落書き」は迷惑行為であり犯罪であるという認識

主にスプレーを利用した「落書き」に対して非合法的な迷惑行為だという認識が強まり、ときに犯罪として起訴され処罰の対象になっていく流れは、1999年、2000年あたりから見られる。たとえば渋谷の街では、1999年の「シブヤ(428)の日」に合わせてクリーンキャンペーンを行っており、神南小学校の6年生が通学路に当たる渋谷区宇田川町・東急ハズ前前の「落書き」を消したことが記事になっている（『朝日新聞』東京版1999年4月29日）。翌年の2000年4月30日にも、同じく『朝日新聞』東京版では渋谷区原宿地区（神宮前5・6丁目遊歩道沿い）で一斉落書き消しキャンペーンを行ったということを書き記している⁴⁾。1999年が「落書きする者あれば消す子あり」、2000年が「落書き消し 疲れるよ」という見出しで、それぞれ写真は、ローラーで壁に白ペンキを塗る子どもたちと、大人3人がシャッターの落書きを消している姿である。写真の中に記録されている「消されるべき落書き」を見ると、いずれもタグである（写真7）。しかし、1999年の記事でも「道路わきの壁にペンキで英文字や図形などが書きなぐられている」と、いまだにタグとも呼ばれず不可解な謎のまま、ただ街を汚し、地域住民を不快にさせ（負担をかけ）、な



おかつ誰が書いたか分からないという「迷惑行為」のイメージだけがタグに対して強くなっていることがわかる。記事では子どもの声として「この上にまた落書きされたら、むかつくよね」と記してあり、原宿地区の町会副会長も、落書きをする若者は見つかると「スケートボードなどで逃げてしまう」と話している。外壁のポップアートなどで街のイメージを作ってきた大阪・アメリカ村でも「アメリカ村の落書き消すぞ 店主、ゴシゴシ作戦」を行っているが（『朝日新聞』大阪版夕刊2000年10月2日）、「落書きは犯罪です」と書いた垂れ幕が指すその「被害落書き」は、やはり「アルファベットのような文字が殴り書きされている。道路や電柱、外壁におよび、二階部分にまで」書くもので、タグとは呼ばれずともタグに対して「犯罪」というぐらいに厳しい見方が出てきている。

このような新聞記事と連動するかたちで、週刊誌でも同様な特集記事を出している。「若者の街、渋谷は落書きでいっぱい」という見出しの『週刊新潮』2000年8月31日号では、その「無法ぶり」が指摘されている。「家の壁という壁、塀という塀、道路まで、空間という空間は落書きで埋め尽くされている」という説明の通り、建物の2階から見下ろすように撮られた街角空間、落書きされてしまった状況がわかるように撮られている宇田川町にあるスポーツ店、路地、商店のシャッター、法律事務所、屋台を包むシート、公衆トイレ、公園の鉢植えなどの写真が掲載されている。言い換えれば、どの写真的記録も一つひとつの「落書き」それ自体には注目していないような全体的な撮り方がされていて、そこに無数のタグやスローアップばかりが写っており、見るも無残なかたちで渋谷の街を「台無し」にしている張本人



人といったヴィジュアル・イメージが成立している（写真8）。『FLASH』2000年9月19日号もほぼ同じ構成になっている。渋谷と大阪のアメリカ村を取り上げ、東西の人気スポットがいずれも「街の迷惑落書きに汚染」され、「無法地帯」と化していると紹介している。写真による記録のされ方も『週刊新潮』

と同じくタグやスローアップの「状況写真」であり、壁・路地・店舗・シャッターなどに「くまなく」「すみずみまで」書かれているという印象を与える。

ここで、立ち止まって考えるべきは、そもそもなぜ街に落書きタグがあふれるようになったのかということである。自己主張だと言うライターもいるかもしれないが、渋谷や原宿などでは、警察当局や自治体の条例、商店会・地域住民による自警団など地域ぐるみによる取り締まりの強化・排除活動によって、素早く書ける（貼れる）「クイックスタイル」が目につくようになり、タグやスローアップ、あるいはステッカーなどが増えたと言われている（『STUDIO VOICE』2005年12月号：38-39）。あるいは、取り締まりの強化が落書きタグの「汚染」を拡散させ、「落書き社会」を生み出すことになったと表現してもあながち的外れではない。

一例として挙げたいのが、桜木町高架下の変容である。アート作品と見られるピースも多く、これまで非合法という認識がほとんどなかった「グラフィティのメッカ」とも呼べるJR桜木町駅周辺のガード下で、2000年3月に4人のライターが器物破損の罪で書類送検された（『神奈川新聞』2000年3月10日）。記事によれば、県警が摘発に踏み切った理由として「最近、壁面だけでなく道路標識やJRの高架壁にまで落書きがあふれている問題」を挙げている。『Quick Japan』2000年4月号ではこの記事を元に、「グラフィティ イズ ノット デッド!？」という特集記事を組み、摘発に踏み切ることまで桜木町に留まっていたライターを街に放り出すようなものだと危惧している。また、グラフィティにはジャンルがあり、道路標識や高架壁などリスクの高い場所に書く「ハードコア」は、「タグやスローアップといった素早く描けるスタイルが主流」だとしてピースとの違いを説明している。いうなれば、ピースを描くグラフィティ・ライターの領域に、それまで桜木町ではなく別の場所で書いていたタグが侵入してきたことで、桜木町のグラフィティを含めた全体の犯罪取り締まり強化につながったと見ることができる。そうであるからか、この事件に関して新聞・雑誌ともに掲載されている写真は、「願合法」という文字をレタリングで描いた壁画であり、自分たちは標識などにボムしないという宣言がスプレーされていた。

5. 「グラフィティ」から「スプレー缶アート」へ

2000年の「落書き社会」状況認識を別の角度から見ていくと、当時の「グラフィティ」や「落書き」をめぐる都市現象がより明確に浮かび上がってくる。2000年5月に、JR東海道線の国府津駅付近に停車してあった湘南ライナーの車体に「落書き」（スローアップ）が書かれた事件が起こった。その事件を受けて『Title』2000年8月号では、「落書きか文化か——グラフィティ・ライターたちの本音」という記事を出している。この記事の基本的なスタンスは、グラフィティ擁護である。すなわち、「グラフィティは単なるいたずらや嫌がらせではない。街を歩けば日常的に目にするし、すでに風景の一部になっている」と書いている。しかし、掲載されている写真はクイック・ピースやキャラクター・アートと呼ばれるようなものが中心で、実際に日常で最も目にするはずのタグやスローアップの写真は見られない。

この擁護記事のもう一つの特徴は、1999年創刊の国内初のグラフィティ雑誌『KAZE MAGAZINE』の編集長のコメントを載せていることである。『KAZE MAGAZINE』は、全国のライターたちによるピース「作品」の写真を中心に構成されたグラフ雑誌のかたちをとっていたが、その編集長が『Title』に寄せたコメントとして注目すべきは、「今回のような事件があって、それがグラフィティの全てと思われるのは困ります」、そして「グラフィティは絵なんです。いろいろな事情があってストリートに描かれているわけだけど……様々な方面にも影響を与える文化なんです。だから楽しみながら描ける場所は絶対に必要なんです」と語ったことである。グラフィティとして描かれているのは絵であり、それが文化であるのだから楽しみながら描ける場所を、という言葉は、『Title』の文脈から活字を拾えば東京都や地方自治体がグラフィティを自由に描ける壁を用意する≡「願合法」のことを意味している。それはいわば、「アートとしてのグラフィティ」からの、タグやスローアップなどに対する境界づけであり、そもそも表現としてはどちらも＜グラフィティ＞と呼ばれるべきはずの同一ジャンルの内部から、まさしく別々の都市現象であるということが一方的に差別化されていくのである。

このような、タグとの一線を画するというやり方で「日本のグラフィティ」からタグは「落書き」として差別化されていくという事態は、振り返れば1996年頃からすでに始まっている。1996年1月、杉並区にある高井戸倶楽部で「グラフ・エキスポ96」が開催されている。この展覧会の事務局を務めていたのはグラフィティ・ライターたちが集まる下北沢のファンククリブであり、1996年1月27日の『朝日新聞』東京版に取り上げられた記事では、「落書き？ いやアートだ」という見出しで、街にあふれる「不可解な落書きタグ」とは一線を画するように、記事写真では、壁にピース作品が描かれ絵画のように人が鑑賞している姿が写し出されている。そして、当時の「日本のグラフィティ」が転換点を迎えたことを示している『Fine』1999年3月号も、このような「タグとの一線を画する」という「まなざし」から見ることで理解できる点が多くなってくる。

今回紹介している作品は、すべて合法的に描かれたもの。つまり公共物や他人の私有物に無断で描き殴ったものではなく、許可を得たりルールに則って描かれたものばかりだ。衝撃的にストリートにタレ流すのもいいんだけど……無邪気にハーコー気取って“書き逃げ”しても限界がある。タレ流しは中途半端な自己顕示欲を満たすことができても、それはクリエーティブじゃないから。……PS 海外のライターの名前をマネしたライターネームを使うのはもうやめ！ それと、ヒストリーは自分で勉強しようぜ（『Fine』1999年3月号：155）

この号で紹介されている横浜・茨城・中目黒の「グラフィティ」写真は、どれもレターのみで構成されているピースであり、一つひとつに「アウトラインもキレイ」「色の組み合わせが面白い」「文字のつながりがパーフェクト」「2つの色の合わせ方に少しムリがあったかも」などの批評的なコメントが付けられている。そして引用にあるように、これが合法的に描かれたものだとすることを強調している。

先に見た通り、1999年は確かに「落書き」が迷惑行為であり犯罪であるという意識が人々に持たれた時期であった。そのため、日本ではこの時期、防犯意識が強くなったからヴァンダリズムを許容しなくなったのだと言いたくなる。

それは一方で否定できないが、重要なのは次のことである。すなわち、ヴァンダリズムを許容できなくなったのは、迷惑を被る一般市民というよりも、むしろ「アートとしてのグラフィティ」の側である。タグやスローアップとの差別化を強化させる方向に進む、その過程でアーティストたちは合法に向かったということはできないだろうか。

この特集記事が単なるグラフィティ紹介記事と違って違和感を持つ点は、何と言ってもこれまでピース作品を「グラフィティ」と表示してきた『Fine』が、タイトルに「スプレー缶アートの最前線」としてレタリングのみのピースの呼び方を変更したことである。なぜそのようなことをしたのかといえ、すでにこの時期には、「街にあふれる落書きタグ」やスローアップも、本来的な意味では<グラフィティ>というジャンルに属するというを「ストーリーを自分で勉強」すればするほど理解してくるからであり、もし、ピースもタグやスローアップの延長線と見られれば「不可解で迷惑な落書き」に過ぎなくなってしまうから、それを避けるために「スプレー缶アート」と言い換えたのである。

上述のこの想定は全く根拠のないことではない。というのも、この号ではグラフィティ紹介記事としては珍しく、タグやスローアップの記録写真が掲載されているからである。その写真は、タグやスローアップの中でもどちらかと言えば初心者風の雑なものを4点ほど、「不可解な文字」を中心に、壁やガードレール、電柱など書いた場所が分かる程度に載せ、しかも同じ写真をポジとネガで反転させて、作品紹介風の他のピース正面写真の中に入れ、まさに見開きページ全体に収められているピース写真とは対照的なネガティブ・イメージを生み出させようとしている（写真9）。そしてこの写真に対するコメントも、街を限定してタグやピースとの差別化を助長している。その街は、まさに「街にあふれる落書きタグ」のメッカ、渋谷・原宿である。「渋谷や原宿の街を歩いていると、いろんところで左の写真のよう



なものを目にするけど、その作品が『どこ』に描いてあって『どんな色』を使っているかを見ると、そのライターセンスやスキルが分かる。キッカケはこういった殴り書きでもいいけど、ネクストレベルはやっぱりピースでしょ。つべこべ言わずにヤバイピースを描く！これでしょ。

もう一つ非常に珍しいのが、「グラフィティガデキルマデ」と題してピースの描き方をライターに実践してもらいながら6枚のシークエンス写真で紹介している部分である。描きあげる作品の打ち合わせ、紙への下書きから、文字の間隔の取り方、アウトライン、色つけ、影の方向や長さなど、未経験者でもイメージができる絵画教室風で、「キレイに」「丁寧に」「スプレーが垂れないように注意すべし！」などの言葉が並ぶ。「アートとしてのグラフィティ」文化の中にいる人々は、「キレイに」「丁寧に」「スプレーが垂れないように」することによって、汚く・雑で・スプレーが垂れるような「落書き」と呼ばれうるタグやスローアップとの差別化を図る。ライターネームを模倣するのも「落書き」にすぎないから差別化する。アートとしてのグラフィティの合法化は、ヴァンダリズムの問題というよりもむしろ上手下手の観点からタグやスローアップと一線を描く中での副産物であると言える。

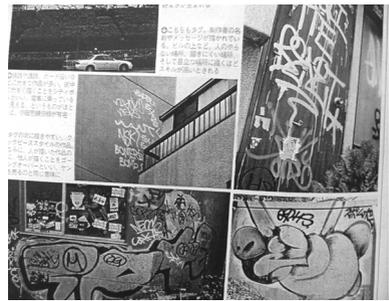
6. 「ヒップホップ・アート」という呼び名の第二潮流：タグの市民権

これまで「アートとしてのグラフィティ」と「街にあふれる落書きタグ」への対照的なまなざしについて論じてきたが、もう一度、今度は「都市現象へのまなざし」という点から注視してみると、『KAZE MAGAZINE』をはじめとして、2000年以降のグラフィティは投稿というかたちで写真に媒介されることによって、そのスタイルが「地域の活動」としての意味合いを帯びてくることになる。先に、渋谷や原宿が「アートとしてのグラフィティ」の側から「キッカケ」=前段階と半ば揶揄されていたが、反対に、時間と手間がかかる「アートとしてのグラフィティ」は取り締まりの強化と世間の監視の目もあって、次第に地方都市現象化が進んでいく。言い換えれば、東京や大阪の中でも多くの若者が集まる繁華街に見られる都市現象と、それ以外の地域の都市現象では、

もはや同じ路上文化と言えない状況になってしまうのである。

東京都心を中心にデート・グルメ・レジャーなどで人気のスポットを紹介するエリア情報誌として1990年に創刊された『東京ウォーカー』（現『Tokyo Walker』）で、2000年2月8日号に「ヒップホップ・アート」が取り上げられている。これまで見てきた通り、ヒップホップ文化として輸入された「グラフィティ」とは、アートでありピースであると位置づけられてきた。そして「アートとしてのグラフィティ」は、技術的にも社会道徳（法律）的にも、タグやスローアップなどの「街にあふれる落書き」と自分たちを差別化し、渋谷や原宿との違いを強調してきた。

しかし、東京に起こる都市現象をトレンドとして伝えるこの情報誌は、「ヒップホップ・アートが渋谷のいたるところに！！」と告げ、グラフィティ・アートは「誰でも表現できるヒップホップ・カルチャーのひとつだ！！」と宣言した。そして、ついに写真的記録までもが逆転する。掲載された9枚の写真のうち、8枚がタグやスローアップ（クイックピース）となっている。「公園の階段など、渋谷の街中にはこのようなラク描きが。これがグラフィティアート」として代表されている写真は、スローアップである。さらには、ガード沿い、ビルの上、ドア、壁、公衆トイレ、階段など書かれている場所と書かれたものわかるような写真の撮り方、すなわち、どれもタグやスローアップを作品のよう^に写してある（写真10）。そしてそこに付けられているコメントもまた、「非合法なやり方もグラフィティアートの基本的な姿勢」「人のやらない場所、そして目立つ場所に描くほどスキルが高い」「液がたれることをドリップといい、文字が太ければ太いほど、たれ具合に格好よさが生まれる」「グラフィティは必ずスプレーというワケではない。ステッカーをペタペタ貼るスタイルもあり」など、これまで「アートとしてのグラフィティ」が否定してきた事柄が反転して肯定されている。



しかも面白いことに、『KAZE MAGAZINE』の編集長がこの記事に寄せた

コメントはアート発言が翻され、渋谷という都市の現象としてグラフィティを捉えた場合編集長までもが記事に同調する。すなわち、「グラフィティアートって要はラクガキアート。……暴走族が〇〇参上と書くのと同じで、自分の名前やクルー名を目立つ場所に描くのが基本。自分のテリトリーを示す、犬のマーキングみたいなものですね」と、もはや輸入文化であった事実が影を潜め、都心に見られる路上行為が事実として語られはじめる。

いまや、「ヒップホップ・アート」の代名詞において、タグやスローアップがピースに取って代わろうとする。少なくとも第二潮流として、「街にあふれる落書きタグ」こそが「グラフィティ・アート」であり、ストリートを肯定する渋谷では路上文化を担うことになっていた。

7. むすびにかえて

<グラフィティ>に関する文献で表現様式を学びながら本場の写真集を眺めると、どこの地域でもニューヨークと同じように、グラフィティはタグから始まりスローアップを経て、技術的にもオリジナリティを追求できるようになり、ピースに発展していくと思ひ込んでしまう。また、ヴィジュアル・イメージとして<グラフィティ>を見る機会を全く持たないと、壁・電柱・塀などに書かれているアルファベットの文字列を単純に街角に書かれているという理由で全て落書きと一言で片付けてしてしまうことがある。このような自分自身が陥った偏見も含めて、都市の路上を舞台とした社会現象を理解するために、本稿ではグラフィティ研究にヴィジュアル・イメージを利用することが必要だと考えた。

これまで述べてきたように、日本では、タグ・スローアップ・ピースそれぞれの表現様式を含めてジャンルとみなす本来の<グラフィティ>はどこにも存在しない。少なくとも1980年代後半から2000年にかけて写真的記録にあるのは、ピースとキャラクター作品をアートと呼ぶ「グラフィティ」と、不可解な？マークのアルファベット「落書き」であった。東京都心のグラフィティが「落書き」と呼ばれてしまう理由は、壁や塀に書かれていた暴走族の「夜露死

苦」やカップルの「相合い傘」、そして「卑猥な言葉や絵」と同じように見えたからではない。輸入当初「グラフィティ」はピースのことであり、当時アートとして文化的なアイデンティティを目指したが、「街にあふれる落書きタグ」が渋谷や原宿で社会問題となってくると、「アートとしてのグラフィティ」はアート（絵・文化・合法）という境界線でタグやスローアップ（文字・不可解・非合法）と差別化し、自らをあまり「グラフィティ」とは呼ばなくなった。それに代わって、東京・渋谷のタグやスローアップなどの「落書き」が、ヒップホップ文化の「グラフィティ・アート」を名乗るようになる。言い換えれば、「グラフィティ・アート」という表現は、2000年の時点ですでに、同一の路上行為をまなざしていないだけでなく、一方は地方都市化、他方は首都先鋭化といったように別々の都市現象をまなざす言葉にもなってしまっていたのである。このように見ていくと、グラフィティ研究を始めるきっかけとなった高円寺でのフィールドワークが物語っていたように、「グラフィティ」と「落書き」には地域性の問題がまだ残されている。そしてグラフィティ研究には、「落書き」というまなざしにいままだ残しているであろう社会的偏見の問題も含まれることを書き記しておきたい。

【註】

- 1) 「1989年になると倉庫の1階部分はほとんど落書きで覆われるようになった」として当時撮影したであろう写真が公開されている。豊田芳州のTheme「赤レンガ倉庫横浜No.4」（2006年1月30日）http://silent-forest.cocolog-nifty.com/ht/2006/01/no4_50a3.html（アクセス日2012年12月1日）。また、『横浜赤レンガ倉庫物語』の記述を読む限り、倉庫再生（保存工事）のための作業員が「本当に消してよいのか」と迷うほど、作業を見ていた見物人たちは「この落書きがいいのに」と言っていたらしい（同書：34）。
- 2) 映画『カラーズ 天使が消えた街』（1988年）に出てくる街の風景は、ロゴやメッセージなどで埋め尽くされている。
- 3) その「爆撃行為」はボムとかボミングと呼ばれるが、『STUDIO VOICE』2002年12月号にあるグラフィティ用語説明では、その行為は「夜中にいろいろな場所にタギングして回ること」とタグに限定した書かれ方をしている。
- 4) 落書きを消す行為の他に「落書きタグ」対策を新聞記事から拾い上げると、一つは、

小・中学生などに地下道の壁面に絵を描かせて防止する策がとられている（『朝日新聞』1999年7月28日草加／埼玉、『朝日新聞』1999年8月19日宇部／山口など）。また、群馬県前橋市の商店街では、被害が広がっていたために県警備業協同組合がボランティアで自警団を組織し、巡回を開始している（『朝日新聞』2001年4月2日）。商店街に監視カメラが設置されるきっかけが「落書き」であるケースも多く、都心でいち早く設置された新宿中央通り商店街もそのケースで、2001年11月には19台のカメラが24時間体制で監視を始め、それ以降しばらく落書きの被害が止まったと言われている（『朝日新聞』2002年2月11日）。

【参考文献】

- Chalfant, Henry & Cooper, Martha., *Subway Art*, Thames & Hudson, 1984=2008.
- Chalfant, Henry & Prigoff, James., *Spraycan Art*, Thames & Hudson, 1987.
- Gastman, Roger & Neelon., Caleb, *The History of American Graffiti*, Harper Design, 2011.
- 後藤範章「ビジュアル・メソッドと社会学的想像力」『社会学評論（237）』（第60巻第1号）pp.40-56, 2009年.
- 小林茂雄・東京都市大学小林研究室編著『街に描く 落書きを消して合法的なアートをつくろう』理工図書, 2009年.
- 近藤真里子「東京をタグで埋めつくす グラフィティライターたちにきく」DeMusik Inter. 編『音の力<ストリート>占拠編』pp.167-183, インパクト出版会, 2005年.
- 窪田研二編『X-COLOR Graffiti in Japan』フォイル, 2005年.
- Mailer, Norman & Naar, Jon., *The Faith of Graffiti*, Polaris Communications, 1974=2009.
- Naar, Jon., *The Birth of Graffiti*, Prestel, 2007.
- ニコラス・ガンツ『グラフィティ・ワールド』グラフィック社, 2004年.
- 能勢理子『ニューヨーク・グラフィティ』グラフィック社, 2000年.
- 横浜みなとみらい21編『横浜赤レンガ倉庫物語』神奈川新聞社, 2004年.
- 吉見俊哉・北田暁大編『路上のエスノグラフィ ちんどん屋からグラフィティまで』せりか書房, 2007年.
- Waclawek, Anna., *Graffiti and Street Art*, Thames & Hudson, 2011.
- 「特集 グラフィティの未来系」『STUDIO VOICE』（vol.314）, 2002年2月.
- 「特集 拡張するグラフィティ！」『STUDIO VOICE』（vol.360）, 2005年12月.
- 「特集 バンクシーとは誰か？」『ユリイカ』青土社, 2011年8月.

保育者養成課程における表現体験を考える

—— ダンスパフォーマンス企画“ALIVE”の制作事例より ——

池 田（尾畑）三 鈴

はじめに

幼児期の子どもたちは、私達大人が言葉によって削ぎ落としてしまっているノンヴァーバルな領域を、そのコミュニケーションの主な手段として生きる時代である。よって、幼児期の子どもが表す身体表現などの表現活動は、純粹で生命力に溢れ、より鮮烈な印象を持って深く大人の心を打ち、圧倒的なエネルギーをもっている。よって幼児期の子どもたちの成長過程に携わる保育学生にとってその表現力を磨き、自身の身体に気づく過程を体験的に習得することは、近い将来に現場へ出た際の基礎的な力として必要不可欠といえる。そしてこの体験知を基盤として、ノンヴァーバル絶世期にある子どもの表現を受け止め、サポートし、引き出す保育活動を提案し、大きな力を発揮していく立場へと成長していくのである。

拙者は1997年より、大学や短期大学において保育者養成課程に携わる中で、「身体表現」や「幼児体育」の指導を通して、保育学生の表現体験における切実な課題に直面してきた。講座においては、乳幼児期の運動、からだあそびや身体表現の手法、キッズダンスレパートリーを数多く網羅することを通して、その楽しさや展開方法などについて学びを重ねていくが、ただ実技を習得するだけでは「何か」が欠けているという問題意識を強く感じるようになった。つまり手法を教えたところで、実際にそれを実践する保育者の「身体」からの発信力やメッセージ性がない限り、子どもたちの表現体験を豊かに引き出すことは難しいのではないかと、ということである。では養成時代にどのような表現体験が必要であり、その結果として「発信力」を持つ身体が育成されるのか。

本研究では、保育学生に必要な表現体験とは何かという問題意識に立ち、ダンスというノンヴァーバルなコミュニケーションツールに着目する根拠をダンス教育との共通点が多く見出されるダンスセラピーの視点を手がかりに考察したい。そして、授業で実施したダンスパフォーマンス企画の制作過程において、学生がどのような表現体験を得ているのか、その諸相を分析考察し、養成課程において必要不可欠な表現体験として、何が必要不可欠なのかを検討する。

研究方法

大学における身体表現や舞踊教育講座、ダンスセラピーに関係した文献ならびに先行研究を手がかりとして、ダンス学習におけるコミュニケーションツールとしての視点について明らかにする。

また、ダンスパフォーマンス企画“ALIVE”の事前、事後意識調査アンケートの結果を基に、保育学生にみられる課題を明確に把握し、ダンスパフォーマンス制作を通じた表現体験において何を感じ、習得したかについて分析することで、保育学生に「変化」をもたらしたもの、すなわち有意義な表現体験とは何かについて言及する。

1. 保育学生における表現体験の課題

1.1 専門科目「身体表現」講座からみえた表現体験の課題

拙者は1997年より、大学や短期大学において保育者養成課程に携わる中で、「身体表現」や「幼児体育」の指導を通して、保育学生の表現体験が不十分ではないか、という切実な課題に直面してきた。講座においては、乳幼児期の運動、からだあそびや身体表現の手法、キッズダンスレパートリーを数多く網羅することを通して、その楽しさや展開方法などについて学びを重ねていくが、ただ実技を習得するだけでは「何か」が欠けているという問題意識を強く感じるようになったのである。先行研究において、保育学生にみられる表現体験の

課題について「体が硬い」(池田 2004),「他者との距離感が難しい」(池田 2007)などの項目を取り上げ,身体をほぐすことによってその内的な感性に気づき,育てる土壌を耕す必要性を明らかにしてきた。また,保育現場になじみやすい身体活動の紹介として,アメリカ26州の幼,小,中,高等学校の教育現場で数多くの実践例を持つYoga Ed. Pre-school Curriculumの実践について紹介を行う中で,保育学生における心身メンテナンスの必要性を強く感じてきた(池田 2011)。

また2011年より保育者養成校の専属の教員として携わるようになり,一科目の視野だけでは見えてこなかった「保育学生における表現体験の課題」が見えてくるようにもなった。それは専門分野のみならず,保育学生にとって本来体験すべき「表現体験」とは何か,という問題である。

保育領域「表現」は,身体,音楽,造形の3つのフィールドに分かれており,養成課程においては,それぞれ専門の教員が指導に当たることが多い。しかし,ヴィゴツキー(Lev Semenovich Vygotsky)の「混合主義」に依拠するなら,幼児期の表現活動の手法である絵画や歌,言葉,身振り(舞踊)などは,一つのつながりを持ち,その中心に遊びがあるということになる。つまり,専門化されていないような創造がそこにはあるということであり,様々なジャンルの芸術が一つの表現的行為へと結実しているということである。幼児期の表現活動が,私達大人の目に極めて芸術的と評され,圧倒的なエネルギーを発揮するのは,こうした自然な融合が絶妙かつ,ダイナミックに,そして色鮮やかにノンヴァーヴァルな感覚を刺激するからであろう。

しかし,こうした幼児期の子どもたちにおける表現活動の豊かさに比べ,後述する保育学生における表現への質問紙による「意識調査」からは,自己評価の低さが目立つ。この現場と養成校におけるギャップをどのように埋めていくかは,私達,養成校の教員に課せられた大きな課題であると考えられた。

1.2 総合的な表現体験を目指したプログラムづくりの必要性

前述したように,幼児期の表現活動は各芸術のジャンルによって分化しておらず,「遊び」を中心として様々なジャンルの芸術が一つの表現活動へと結実

する時期である。従って、保育領域「表現」において分類されている3つのフィールド（身体、音楽、造形）は、それぞれの専門分野を特化しつつも、最終的には一つの繋がりを持ち総合芸術としての視点からの講座展開があることが望ましいともいえる。しかし、現実の問題として教員間の連携や授業の枠組みなどによって、これらの理想をすべて実現化することには時間と労力が必要である。そこで、2011年度より本学では音楽表現と身体表現の専門教員（専任）がタッグを組み、学生の歌声と身体表現を融合させたコラボレーション作品の制作に取り組むこととなった。十分とはいえないが、できることから一つずつ積み上げて最終形へと進化させていく予定である。また本学では造形の教員が非常勤での出講であり、様々な条件から緻密な連携が難しい為、今回の企画においては、身体と音楽のみのコラボレーションとなっている。

手法としては、専門の教員間で適切な題材（楽曲）を選出し、各専門分野でできる表現の手法を受講者全員で実践し、最終的なパフォーマンスとして仕上げるといえるものである。まず音楽表現では、全員で合唱曲を仕上げ、伴奏や、効果音、ハーモニーなどのリハーサルを経てレコーディングまで完成させる。そこには、メロディーラインや音の強弱、感情と声の関係、仲間の声と自身の声との共振など、「音楽」という媒体を通じた表現体験が学生たちに経験される。そして身体表現では、それを音源として、歌詞やメロディーから作品のメッセージ性やイメージを膨らませ、受講者全員の「身体」を媒体として表現を具現化していく。2012年度の実践例においては、「手話」という身体言語をダンスのモチーフとして用いることにより、動きをよりスムーズに導入できる展開を狙った。またこの一連の企画を“ALIVE”と名付け、最終的には「パフォーマンス」という形式で教員、学生の前で共有することによって、この表現プログラムの結実を目標とした。

こうした総合的な表現体験を目指すプログラムの実験的な試みによって、学生たちの内面にどのような変化が訪れるのか、今後検討を重ねながら実践していく必要性を感じているが、今の保育学生に欠けている「何か」をどうにかして解明したいという思いで学生と教員が真剣に向き合う重要な機会として、必然的な場であると考えている。

1.3 保育現場からの要求

保育者養成校において勤務する拙者は、年間数十を超える幼稚園、保育園の実習巡回指導に携わり、保育現場との密接な関わりを持つ機会を得ている。その中で垣間見られる「お遊戯会」や「運動会」、「生活発表会」等の練習風景では、子どもたちが保育者の指導の下で懸命にそれぞれの表現を輝かせている様子が見られる。こうした風景の中でいつも感じることは、「保育者の表現」と「子どもの表現」の忠実なまでの比例関係である。模倣行動によって、様々な動きや行動を習得する時期にある乳幼児期において、保育者の動きは、まさにお手本であり、憧れであり、子どもたちにとって表現行動の原形ともいえる。

また保育者においても、子どもたちに動きを伝達する方法の中で、「先生をよく見てください」、「真似をしてみてくださいね」等、動きの模倣を促す言葉がけを頻繁に行っている。そして、子どもたちは一生懸命にその動きを覚えようと真似し、集中して身体を試行錯誤させていることは言うまでもない。よって、幼児期の子どもたちにとって保育者の身体とは、表現体験の「発信源」、あるいは「原形」であり、どのような表現が発信されたかによって、子どもたちの表現も形づくられていくといえるだろう。こうした保育現場における現状の中で、園組織の長である園長や理事長の立場にある先生方からは、「感性の豊かな保育者」、「表現豊かな先生」へと育ちそうな保育学生がいれば、就職先として自園を紹介して頂きたいといったオファーを頂くこともある。実際に、そうして就職を決めていく学生も多々みられることも事実である。そしてこうした保育現場からの要求は、乳幼児期に生きる子どもたちの身体や表現活動へと還元され、心身の育ちを促すファクターへと直結していくであろう。

特に、ノンヴァーバルな時代を生きる乳幼児期の子どもたちは、言葉で表すよりも「身体で表す」（身体表現）方がより雄弁であり、その独特の身体言語を受け止め、返すことのできる保育者の素材は、まさに養成時代に発掘、発見されなければならない要素の一つともいえるのである。

2. コミュニケーションツールとしてのダンスの活用

2.1 ダンス教育におけるコミュニケーションツールとしての位置づけ

2012年度より学習指導要領の改定により中学校でのダンス教育が必修化の流れとなったことは記憶に新しいが、なぜダンスなのか、という目的の中には、表現力やコミュニケーション力の向上、という項目が頻繁に見られる。ダンスは仲間と共に感じを込めて踊ったり、イメージをとらえて自己を表現したりすることに楽しさや喜びを味わうことができる身体活動である。文部科学省は、この必修化の主な理由として「生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する視点から、多くの領域の学習を十分に体験させた上で、それらをもとに自らが更に探求したい運動を選択できるようにすることが重要」とし、「このため、中学校1年・2年でこれまで選択必修であった武道とダンスを含めすべての領域を必修とし、3年から領域選択を開始する」（文部科学省HP）と説明している。

また、ダンスが他の運動と大きく違うのは、必修化の目的でも挙げたように最終的な目標が「表現」である、ということである。運動能力の向上の他に、表現力やコミュニケーション力、さらには積極性や想像（創造）力を養えることは、学校教育の中で必修化された大きな理由ともなっている。単に身体を動かすだけでなく、音楽や衣装等に接することにより、文化や芸術への興味、理解が増すのは、ダンスの持つ大きな特徴ともいえるだろう。ダンスはその舞踊史からも明らかであるように、世界各国、日本各地に原初的に広く根付く身体文化の一つとして、本来的に社会的存在である人間の生命欲求に近い身体活動なのである。

こうした背景の中で、ダンスに触れダンスを体験することは、単に踊るという枠組みを超えて、大きな表現体験の機会を与えるものであり、特に保育学生においてもこうした表現体験を体得することは職務上必要不可欠な体験であると考えられる。

2.2 ダンス・コミュニケーションが意味するもの

－ダンスセラピーの視点を手がかりに

仲間との創造的な活動において、コミュニケーション的に何らかの壁や隔たりを感じるという学生が想像以上に多いという保育学生の実態を目の当たりにして、ダンス教育を通して何らかの解決方法を導き出す視点がなにか模索する中、ダンスセラピーという治療的なダンスの手法に辿り着いた。拙者自身は、1994年より専門的な舞踊教育・研究を経る過程で、ワークショップやダンス作品の創作活動において即興やコンタクトインプロヴィゼーションを習慣的に訓練し、この手法がダンスセラピーにおいて非常に有効であるということを経験的に学習、理解はしていたが、セラピストとして実践的な経験がある訳ではない。よって、理論的な学習と体験知の中から、直観的に今の保育学生に欠けている「何か」を補う要素があるのではないかという仮定に基づいて、ダンスセラピーに着目しその手法や考え方をダンス教育の中にエッセンスとして取り込んできた。そのエッセンスとなったものが、ダンスセラピーを長く研究し、実践してきた先駆者たちの次の言葉である。

1940年代に米国においてダンスセラピーの技法や理論について言及を行ったマリアン・チェイスによれば、「ダンスとはコミュニケーションである」(Chace, M. 1993)と述べられる。また同じくダンスセラピーの実践者、そして舞踊家として幅広い活動を繰り広げている岩下においては、「ダンスとは<交感>である」(岩下 1996)と表現される。交感とは、互いに感じあうという意味合いであり、マリアン・チェイスの「コミュニケーション」とは必ずしも同一ではないが、ダンスを単に個人のイメージやコンセプトを表現するといった個人的な表現手段としてではなく、その表現が常に他者(第三者)にむけて開かれた行為として理解されるというものである。それは、絶えず自己の内から外へと行き来し、そして外から内へと回帰する。したがっていつも発展途上であり、過程であり、完結することがない(飯森 2004)という。つまりダンスセラピーは、人間が様々なイメージ、感覚を自身の身体を動かしながら(ノンヴァーヴァルな身体言語によって)語り、自らの表現を人々と共有することによって心の癒しを引き出す治療とも言い換えることができる。

またダンスとは、人間そのものの表現と人間が持ちうる感性が融合し全身で訴えかける表現の一つである。ダンスの原初を辿れば、特に土着的に派生した原初的なダンスにおいては、ノンヴァーヴァルな心の叫びやささやき、人々の願いがシンボル化され、祈りや雨乞い、儀式的な様式へと受け継がれている。従って、受け継がれるべき表現の要素はダンスの型として引き継がれ、現在もなおそれらの型を通して人々は互いに精神的な解放、活性化、成熟を共有し続けていると考えられている。

つまり、マリアン・チェイスの述べる「コミュニケーション」や、岩下の「交感」とは、ダンスそれ自体が原初的にもつ本質、すなわちダンスという身体言語を用いることによりノンヴァーヴァルな領域において人と人とは強くコミュニケーションし、感情や感性、精神性を共にし、その中で自己と他者を受け入れる状態をつくり出すことができる、という性質に直結しており、人と人をつなぐコミュニケーションツールとして非常に高い効果を持つことを意味している。特にダンスセラピーは、このダンスの本質を最大限に活用することにより、治療的な効果を大きく実証している領域ともいえる。よって、ダンス教育が身体活動に留まらず、人と人の心と身体を結び付け、受講者の精神力、感受性、想像（創造）力、直観力などを育て、心と身体をつなげるものを目指す時、「指導者（導き手）」と「学生（ダンサー）」の関係は、ダンスセラピーにおける「セラピスト」と「クライアント」の関係に近づく瞬間があるようにも感じられるのである。

3. ダンスパフォーマンス企画“ALIVE”の制作事例より

3.1 ダンスパフォーマンス企画“ALIVE”について

拙者は、1997年より保育者養成課程の専門科目「身体表現」や「幼児体育」の講座の中で、グループで作品を創作・共有し、小さなダンスパフォーマンスを企画し実践を試みてきた。“ALIVE”という名の下で実施したダンスパフォーマンスに参加した保育学生は、総勢500名を超えるほどになった。当初は非常勤講師という立場もあり、受講者の身体活動のみならず、精神性や感受性を

培うことを見据えた企画を展開することにより、達成感・充実感を確かな表現活動の成功体験にしてほしいという思いではじまったものである。

1999年より本格的に始動した授業企画パフォーマンス“ALIVE”（アライブ）では、ナレーションや照明、舞台上での入りとハケ、暗転の導入、上手下手スペースの設置等を行い、小劇場に見立てたパフォーマンス空間での発表へと進化し、身近であるが非日常的な表現体験の中にある「おもしろさ」を味わえるようにプロデュースを行っている。そして毎年こうしたパフォーマンス企画を進めていく中で、履修学生から「すごく楽しかった、またやりたい」（充実感、達成感、意欲向上）、「みんなできて嬉しかった、先生、みんなありがとう」（共感、感謝）等、ただ実技を習得する講座内容からは出てこなかったようなストレートな授業への想いや感想が出てくるようになった。

2011年より、現在の大学へ着任してからは、一科目担当の立場から、教育実習をはじめとして保育学生の全体的な育ちを概観する機会が増え、保育学生にみられる「表現体験」の課題がより大きなものとして感じられるようになった。つまり手法を教えたところで、実際にそれを実践する保育者の「身体」や「内面」からの発信力やメッセージ性がない限り、子どもたちの表現体験を豊かに引き出すことは難しいのではないかと、ということである。それは、芸術のジャンルを超えた総合的な表現体験の必要性とも感じられた。

では、そうした総合的な表現体験のプログラムを企画し実践することにより、保育学生の意識や人間関係はどのように変化していくのだろうか。そしてその結果として得られる精神的な成長あるいは自己評価の変化を明らかにするため、事前事後調査を行い、結果分析から今後の課題を見つけたいと考えた。

3.2 クラス構成と関わりの留意点

ダンスを指導する際には、集団で鏡の方を向き、基礎テクニックやボディワークなどを一斉に指導する形態が多くなるが、関わり方のポイントとして、指導者が、学生の動きや感性を知覚しつつそれに反応していくことが、学生の体と向き合う入口として非常に重要である。また基礎テクニックは、表現者としての身体づくりとして、関節の可動域を柔軟にしながらか動きの可能性を広げ、

身体言語のボキャブラリーを増やし、表現の可能性を磨いていくためのものである。

指導者の関わり方の留意点として、学生が上手くまたは美しく、イメージ通りに動けるかどうかは問題ではなく、身体と動きを通して学生本来の姿、在り方に関わり、そこに寄り添い、共有し、共に動いていけるかが重要ともいえる。そして、学生の身体に感応していけば、それが連鎖反応となり、まさしく感染するようにダンス空間が拡大していく。制作の場とは、学生が主体的にダンスに関わり指導者がその活動をサポートしてく場とも言い換えることができるだろう。受講者が作り出す空間的な広がりや狭まり、重さ、軽さ、空虚感や充実感、違和感や一体感は、「今ここ」にある受講者同士の関係を如実に映し出し、具現化したものといえる。講座の指導において、この入口部分を丁寧に学生と向き合うことにより、その後展開する制作活動が大きく変化するのである。

またこうした学生と指導者の信頼関係を築く過程として、この講座の前のシーズンに開講していた「幼児体育」においてクリエイティブで尚且つ遊び心が培われるアクティビティやレクリエーション活動を十分に共有していたことも大きな背景となっていたと考えられる。

3.3 事前、事後調査の結果分析

3.3.1 質問紙による身体表現への「意識」ならびに「技能」に関する調査

調査方法の詳細は、以下に記す。

①調査対象

首都圏にある T 短期大学 2010 年度、2011 年度入学の保育学生（幼児教育専攻 2 年次）、回答数 44

②調査時期

事前調査：2011 年 9 月、2012 年 9 月

事後調査：2012 年 1 月、2012 年 12 月

③調査方法

各年度において、講座開始の第 1 回目に保育学生に身体表現への意識や

技能について、質問紙による調査を実施した。研究材料として用いる旨説明した後、質問紙を配布。質問回答後、直ちに回収を行った。調査内容は、統計処理によって個人は特定されないこと回答結果が成績や評価と無関係であることを口頭で説明し、調査協力を依頼した。

3.3.2 保育学生の身体表現に関する事前調査結果および考察

まず、ダンスパフォーマンス企画“ALIVE”の制作以前に調査した保育学生の身体表現に関する質問紙による実態調査結果を明らかにする。

① 身体表現に対する自己評価

2011年度においては、「苦手」「興味なし」が過半数弱含まれており全体として表現に対する自己評価の低い傾向、2012年度においては、自己評価が高い傾向が見られた（表1）。しかし、「どちらでもない」と回答する学生の割合を見ると、比率としてほぼ同じであり、例年得意不得意の学年差はあるとしても、この中間地点に立つ学生の比率がほぼ同率含まれているということが分かった。

表1 身体を使って表現することについてどう感じているか

	きもちが いい	好き	どちらで もない	苦手	興味なし
2011年度	7.7%	30.8%	15.4%	23.1%	23.1%
2012年度	29.6%	51.9%	14.8%	3.7%	0.0%

② 創作・創造活動に対する自己評価

また、身体表現の創作・創造活動に対する自己評価では、例年とも「得意」が1.5割前後、「普通」と回答する学生が5割弱、「不得意」や「かなり不得意」が3割前後含まれており、全体の印象として自己評価のやや低い傾向が見られた（表2）。

表2 何かを創作・創造することについてどう感じているか

	かなり得意	得意	普通	不得意	かなり不得意
2011年度	0.0%	15.4%	46.2%	7.7%	30.8%
2012年度	7.4%	14.8%	48.1%	25.9%	3.7%

③ 身体活動に対する自己評価

一方で、身体活動についての「意識調査」の結果を見ると、2011年度は他の質問項目同様、全体として自己評価の低い傾向が見られるが、2012年度は全体として「普通より少し上位」の傾向がつかめた(表3)。

表3 身体を動かすことについてどう感じているか

	かなり得意	得意	普通	不得意	かなり不得意
2011年度	7.7%	7.7%	53.8%	23.1%	7.7%
2012年度	14.8%	33.3%	40.7%	11.1%	0.0%

④ グループやチームでの共同作業に対する自己評価

さらに、グループやチームでの共同作業についての「技術調査」においては、「普通」が6割弱、「得意」が3割前後であり、「不得意」な学生も多少なりとも含まれているが、全体としては「普通より少し上位」の傾向がみられた(表4)。

表4 グループやチームでの共同作業についてどう感じているか

	かなり得意	得意	普通	不得意	かなり不得意
2011年度	0.0%	30.8%	53.8%	7.7%	7.7%
2012年度	3.7%	29.6%	59.3%	3.7%	3.7%

⑤ 保育学生にみられる事前課題と傾向

これらの事前調査アンケート結果からは、意識や技術面において自己評価が低めの傾向となった。また、表現を入れない身体活動やグループやチームでの共同作業に対しては、「普通」以上の自己評価が多数であり、今後の制作活動の進め方やグループやチームでの共同作業を経て、より上位層へと成長できる可能性が考えられた。

3.3.3 保育学生の身体表現に関する事後調査結果および考察

では、“ALIVE”制作過程、本番を経て、保育学生の意識がどのように変容しているだろうか。本番終了後、1週間後の総括において、活動を振り返り事後調査を実施した。調査結果を以下に記す。

① 身体表現に対する自己評価の変化について

まず、“ALIVE”本番終了一週間後の自己評価項目については、次のようになった。2011年度においては、事前調査の段階で非常に自己評価が低く（表1～3参照）、全体として身体表現に対する苦手意識の強い傾向の集団であったが、事後においては「5」と評価した学生が6割弱と増加し、全員が「4」以上という評価結果に至った。

一方2012年度では、2011年度に比べ身体表現や身体活動について事前の自己評価が高かったにも関わらず、事後調査では「3」や「4」の比率合わせて7割という結果であり、「5」と評価した学生が2割となっている（表5）。

ただ興味深い結果として、事前に「苦手意識がある」と回答した学生が、各年度共に2～3割含まれていたにも関わらず、事後においては「1」や「0」と評価した学生が0%となっていることである。また、「2」と回答した学生においても、制作活動に対する自由記述欄において「一生懸命取り組めた」、「団結した」、「楽しかった」といった内容が見られた。

表5 ALIVE終了後の身体表現に対するモチベーションの自己評価（6段階）

	5	4	3	2	1	0
2011年度	58.8%	41.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2012年度	20.7%	31.0%	41.4%	6.9%	0.0%	0.0%

② “ALIVE” の制作過程を経た「クラス」の変化について

次にALIVE制作を経て、「クラス」において具体的にどのような変化があったかという質問に対する自由記述結果からは、「団結力（一体感）の向上」が両年度共に8割前後となり、「協調性」についての内容や「お互いに」、「みんなで」頑張れたという内容の記述が数多く見られた（表6）。また、それ以外の記述では「互いに意見を言い合えるようになった」、「積極的に動く人が増えた」、「良い緊張感があった」等が見られた。この結果からは、“ALIVE”という共同制作の過程を経てクラスが一つにまとまり、その中でお互いを思いやり、協調する気持ちが生まれ最終的な「楽しさ」へと結実したと考えられる。

表6 ALIVE事後における「クラス」の変化について

＜自由記述内容＞	2011年度	2012年度
団結力（一体感）の向上	76.5%	81.5%
協調性の向上	41.2%	11.1%
1つの作品をみんなでつくる楽しさを知り味わうことができた	23.5%	33.3%
お互いを思いやる気持ちの向上	17.6%	7.4%
素晴らしい思い出になった	17.6%	7.4%
みんなで頑張れた（友情を分かち合えた）	11.8%	18.5%

③ “ALIVE” の制作過程を経た「自分」の変化について

では、保育学生個人における変化はどのようなものであったのだろうか。自由記述

の集計結果からは、両年度共に「みんなで創り、踊る楽しさを実感した」65～70%、「身体で表現することが楽しくなった」30%、「達成感を感じた」22～24%という結果になった（表7）。表現体験に対する自己評価は、個人差が大きく今回は自由記述という形式をとったにも関わらず、上記3点においては共通した回答項目として挙げられた。各年度、各個人差が大きい状況でこうした一致した回答が抽出されるということは非常に興味深い。よって全体の傾向として、①「グループやチームでの共同作業に対する意識の向上」、②「身体表現への苦手意識の改善」の2点を事後変化の特徴としてとらえることができる。

表7 ALIVE事後における「自分」の変化について

	2011年度	2012年度
みんなで創り、踊る楽しさを実感した	64.7%	70.4%
身体で表現することが楽しくなった	29.4%	29.6%
達成感を感じた	23.5%	22.2%
将来、この楽しさを保育現場で生かしたい	17.6%	37.0%
もっと早くから頑張れたらよかった	17.6%	11.1%
これから将来辛いことがっても頑張ろうと思った	11.8%	0.0%
楽ではなかったが楽しかった	11.8%	0.0%
普段関われない人と仲良くなれた	5.9%	7.4%
積極的に参加できるようになった	5.9%	7.4%
自分なりに一生懸命取り組めたこと	5.9%	18.5%
始めは恥ずかしかったが徐々に楽しいと思うようになった	0.0%	25.9%
表現力や集中力の向上	0.0%	11.1%

またその他の記述においては、個人差があるものの「身体表現活動を通した

自己の成長」を感じさせるものが多く、また「クラスにおける自身の関わり方が改善された」という内容も散見された（表8）。

表8 ALIVE事後における「自分」の変化について（その他の記述）

	2011年度	2012年度
友達と一緒に頑張ろうと思えた	5.9%	0.0%
感情を表現することで少し成長できた	5.9%	0.0%
自分の中にあった壁を壊すことができた	0.0%	7.4%
手話での身体表現が初体験で楽しかった	0.0%	7.4%
人前で発表する時の緊張感が減った	0.0%	3.7%
忙しくてもがんばる力がアップした	0.0%	3.7%
工夫の幅の広がり	0.0%	3.7%
クラスを怖がらない気持ちが出てきた	0.0%	3.7%
責任感やリーダーシップがもてた	0.0%	3.7%
最後に諦める自分が、最後は参加できたのは大きく変わった	0.0%	3.7%
音楽を聴いている時に歌詞の意味を考えるようになった	0.0%	3.7%
自信が出てきた	0.0%	3.7%

4. 保育学生に必要な表現体験とは何か

4.1 一人から二人，そして全体へ

“ALIVE”制作過程では、振付者のアイデアが、アドバイザーの身体、パートナーの身体へと流れ込み、同化と変容を繰り返す時、身体同士の関わり、触れる、押す、引く、共に動く振り付けが、何度も繰り返し行われる。その過程の中で、徐々に互いの身体が共振しあい、息が合い、絶妙に動きのタイミン

グが重なってくる瞬間が生まれてくるのが感じられる。それはペアから周りの学生、最終的には全体へと波紋のように徐々にふくらみ、一体化した空気感を生み出していく。こうした現象は、言葉から発信されず、身体から身体へと発信され受診されていくことによって広がっていく。

舞踊研究者である石黒によれば、演者と観客が同じ地平地点に立つとき、舞踊のコミュニケーションにおける、感染するという意味が成立するとし、さらに特にしつらえられた舞台ではなく、日常に近い空間で行われるパフォーマンスにもこのような形態が多くみられるという（石黒 1989）。まさにダンスの振りうつしとは、モチーフの創り手から踊り手へと「感染する」過程を通して踊り手の身体の中へと浸透していくものである。

またこうした身体間の共振は、内的な共振を誘発し、共に動くことによって学生同士の内的な位置が接近し、また集中するフォーカスも一つの動きの中で一致する。学生が感じた「一体感」や「団結」とは、こうしたダンス本来に備わっている身体言語の最たる特徴の一つともいえるだろう。よって学生たちの身体は、振りうつしの空間の中で一体化し無意識の内に気持ちを一つにまとめていくという時間を重ねていったと考えられる。

さらに毎回の振り付け指導においては、2人組で動くパートなど、「相手」を感じる振付をいくつか組み込むことによって、お互いの皮膚感覚から温もりや動きのエネルギーなどを感じあい、共感しながら動くことを仕掛けとして組み込んでいる。その結果、一人から二人、二人で踊るエネルギーから全体へと拡大していく様子が見て取れた。中には、一人で踊り続けることに不安を感じる学生も含まれているが、こうした仕掛けを組み込むことにより、一人ではない安心感、いわば「安全基地」を意識しながら各々が一人で踊るパートを思い切り表現していたように感じられた。

これらダンス内におけるノンヴァーバル・コミュニケーションの連続がスパイラルのように渦巻き、積み重なり、結果として「全体が安心して一体化する場」が生み出されたのであろう。そして自然と仲間とのつながりが深まり、共に踊る安心感を生み、本番当日の充実感へと結実していったと考えられる。

4.2 全員で創り、踊る意味

ダンスをグループで踊るということは、そのグループの中で個人が自分の場所やアイデンティティを確立し、決められた振付の中で自分自身の表現を行い、仲間の身体との関わりを体得しながら、「共に踊る」体験を共有することである。その体験の中で、個人としての役割や集団における仲間とのバランス、心理的・身体的距離感を図る行為を連続的に行うことでもある。こうした視点からみれば、ダンスを全体で創り、踊るという過程は仮想コミュニケーションの練習ともいえるだろう。よって、今回事例として取り上げた“ALIVE”というダンスパフォーマンス企画の制作過程の事例結果からも明らかになったように、コミュニケーションツールとしてのダンス企画は保育学生において、「仲間」や「自分」を再認識する装置として非常に効果的な機会をもたらしたといえるだろう。

5. まとめ –“ALIVE”＝「表現体験覚醒装置」という解釈

「身体表現」や「ダンス」の講座においては、そこに少なからず含まれる「苦手意識」保持者をどう変化させていくか、ということが指導法の中で課題となるが、今回の事例からは、保育学生が潜在的にもっている可能性を覚醒させることが、最も重要な事項であると考えられた。事前調査において、全体として「身体活動」すなわち身体を動かすことに対して積極的ないしは普通の学生が多い傾向にあり、「身体表現」については苦手、普通という比率が高くなっていた。またグループワークにおいても「普通」と回答する率が多く、「得意」や「非常に好き」という回答が出るには何らかの「成功体験」がなければならない。今回、ALIVEという企画を通して、学生が実感した一体感や達成感、いくつかの課題はあったにせよ、まぎれもなく自分たち自身の肌で実感した成功体験ともいえる。「将来、保育現場でこの体験を生かしたい」とまとめた学生が2012年度においては37%含まれていたように、こうした保育学生自身の「表現体験」が保育現場へと直結することは紛れもない事実である。

幼児期は特に身体を通して、その時々動き、力の流れ、空間、時間、イメ

ージを感じながら、リズムに乗って遊んだり、まねっこやごっこ遊び等をしな
がら、行動の様式や表現の方法を体験に比例して構築していく時期である。そ
うした子どもたちに対して、「適切かつ柔軟な指導や保育活動を提案」するこ
とは簡単な事ではない。何よりも、実体験のない感動を子どもたちに伝えるこ
とができないからである。本研究では、手法やテクニックを習得すると同時に、
表現における「成功体験」が何らかの形でもたらされる装置を授業内で企画す
ることによって、その活動の基盤が形づくられることが明らかになった。今後
さらに手法的側面、振付の形式、他の表現領域との関係性について言及し、考
察を深めていく必要があると考える。

<引用参考文献一覧>

- ・飯森真善 町田章一編 『ダンスセラピー』 岩崎学術出版社、2004年、p.33
- ・池田三鈴、‘からだ育て’ 試案-野口体操を手がかりに-、淑徳幼児教育専門学校
『研究紀要』第20号、2004年、pp.11-15
- ・池田(尾畑)三鈴、保育現場における身体性の再建を探る-野口体操のことばと手法
から、『紀要人間学部篇』第8号、埼玉学園大学、2008年、pp.163-175
- ・石黒節子、『イメージ・コミュニケーションとしての舞踊』、三一書房、1989年、
pp.13-14
- ・岩下徹、舞踊家とダンスとコミュニケーション、月間ナースデータ17、1996年、p.7
- ・文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/qa/kihon.htm
- ・Sandel, S. eds. Foundations of Dance/Movement Therapy: The Life and Work of
Marian Chace. The Marian Chace Memorial Fund of American Dance Therapy
Association. Columbia 1993
- ・高安マリ子、『ダンス療法』、『表現療法』、ミネルヴァ書房、2003年、p.123-140

中年期の発達課題と社会参加

——「心の正午革命」とその後をどう生きるか——

加 地 雄 一

1. はじめに

人間は生まれて死に至るまで人生の各段階で様々な心理的問題に直面する。その中でもことのほか重要とされているのが中年期の問題である。Jung, C.G. は1930年代初頭に「統計によれば、四十前後の男性には抑鬱症状がかなりの頻度で見られる」と述べている (Jung, 1931 / 1979)。それは現代日本においても変わらず、女性にも同様の現象が生じている (厚生労働省, 2012)。人生の後半における成人の発達について、はじめて心理学的に着目したのがこの Jung, C.G. であると言われている (Levinson, 1978)。Jung, C.G. の中年期に関する洞察は今日においても実り多い示唆をもたらすと思われるため、本研究では Jung, C.G. の中年期論を概観し、それを踏まえて現代日本の成人が中年期をどのように生きているかについて、質問紙調査をおこなう。

2. Jung, C.G. の中年期論

Jung (1931 / 1979) は Figure 1 (次ページ) のように人間の生涯発達を毎日の太陽の運行に喩えた。この比喩の中で、太陽は「人間的な感情と人間的な瞬間の意識を具えているもの」を意味している。東から西へ弧を描く太陽運行の180度のアーチは人間の一生の長さを表し、それは4つの部分に分けられている。東から数えて第一の四半期は少年期を、次の第二の四半期は青年期を意味する。南中点 (太陽の軌道の最も高い所) を超えた第三の四半期が中年期、最後の第四の四半期が老年期とされている。

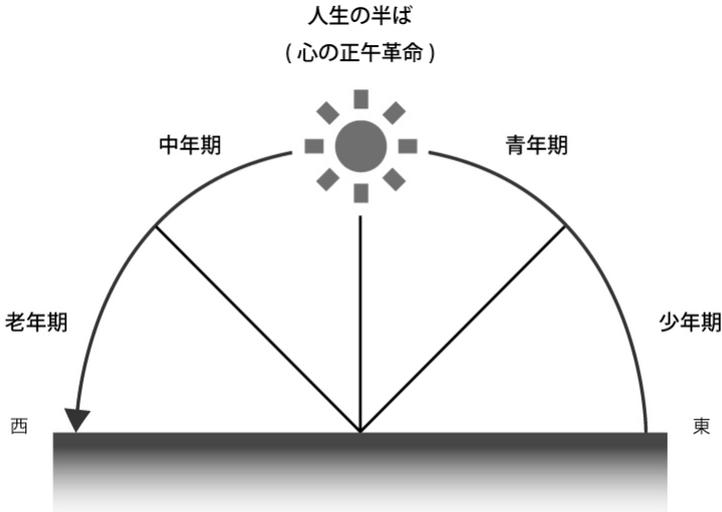


Figure 1 Jung (1931 / 1979) の中年期論 (図式化は筆者による)

この中でJung (1931 / 1979) が特に重要視しているのが、正午十二時の時点である「人生の半ば」とその後の中年期である。年齢区分については、「人生の半ば」の時期が「およそ三十五歳から四十歳にかけて」とされており、40歳以降が中年期と考えられているようである。午前(少年期・青年期)に抱いた価値と理想の絶頂が正午に訪れるが、その絶頂の訪れは前もって知ることができないという。この絶頂を境に価値と理想が反転し、下降が始まるため、彼はこの人生半ばの時期を「心の正午革命」と呼んでいる。

人生の午前の目標は、「生の拡張、功利性、効率の良さ、社交における格好の良さ、手まわしよく子孫につりあいのとれた縁と良い地位を見つけてやること」などとされている。正午をまたぎ午後になると、これらの価値や理想が反転するという。このことの例として、夫が中年期に破産した後、その妻がかいがいしく小さな雑貨店を営み、そこで夫が手伝いをすることがしばしば見られることや、教会の教区委員長をしていた信心深い男性が45歳を迎えたある時を境に、その後の人生を歓楽に費やしてしまったことなどが紹介されている。人生の午前に輝いていたものが (Figure 2) (次ページ)、人生の午後には輝

いて見えずに (Figure 3), 影がそれまでとは逆方向に映し出されるように、理想や価値が反転する。Jung (1931 / 1979) は精神分析家として多くの人々を診察した経験から、このような法則を見出した。

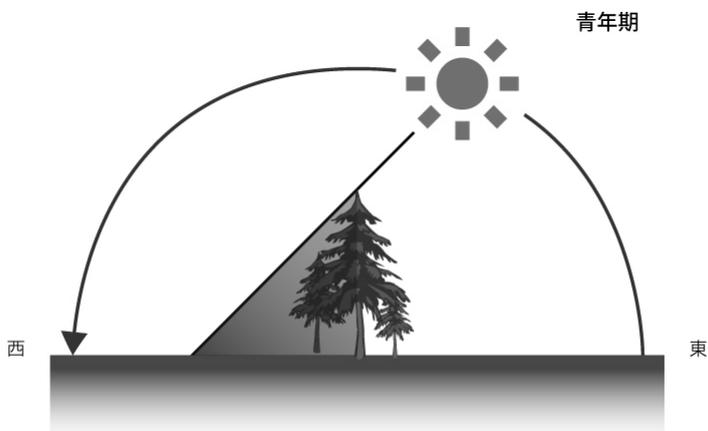


Figure 2 人生の午前

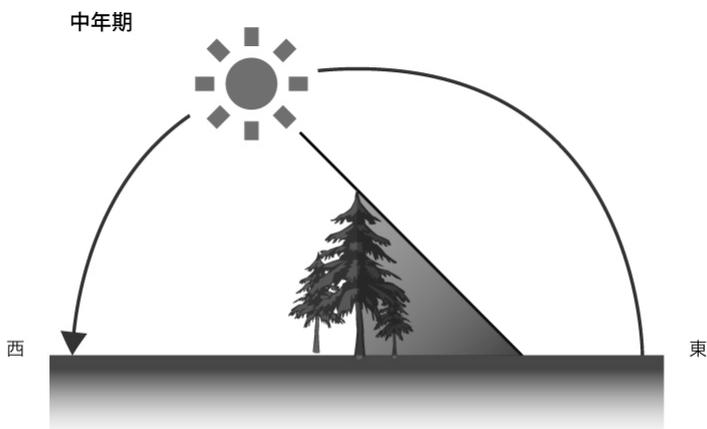


Figure 3 人生の午後

人間は人生の午後を、午前と同じようには生きられず、「人生の午後にいる

人間は、自分の人生が上昇し拡大するのではなく、仮借ない内的過程によって生の縮小を強いられるのだということを悟らなければならない」と考えられている。もちろん、人生の後半を前半の延長とみなし、前半の価値や理想を追求し続ける人もいるだろう。しかし、午前目標を理由なくそのまま午後持ち越す場合は、そのために「心の損害という対価を支払わなければならなくなる」という。先の信心深い男性の例や、中年期に抑うつ症状が現れやすいという統計の例などは、まさにこのことに当てはまるだろう。そして多くの場合、人間は心の準備をしないで人生の後半を歩み始めるのだという。Jung (1931 / 1979) によれば、若年者が人生の前半を生きるのに必要なことを学校で学ぶように、中年期にさしかかった40代の成人が人生の後半を生きるのに必要なこと（老年や死について）を学ぶための学校はなく、あるとすればそれは宗教であるという。

宗教がそれほど信仰されていない現代日本において、中年期の成人は人生の後半を豊かに過ごすためにどのような「学校」に通っているのだろうか。仕事に必要なスキルを学ぶことなどは「生の拡大」にあたるため、これに該当しないであろう。そこで本研究では、ボランティアなどの社会参加が中年期成人のための「学校」であると仮定し、この仮説を検証するために質問紙調査をおこなう。中年期では自己・他者の枠組みを超えて、より大きな社会に関心が転化され、現実参加をして、他者の発達に自己を介入させるとともに、それを自己に還元させることを通じて、発達課題達成のプロセスが進んでいくと考えられている (Erikson, 1982 / 1989 : 丸島, 2009)。こうした中年期の発達課題達成のプロセスについて、世話、創造性、世代継承性の3つの側面から関心と行動のレベルで測定するための尺度として、「改訂版世代性関心尺度 (the Generative Concern Scale-Revised : GCS-R)」(丸島・有光, 2007) と「改訂版世代性行動チェックリスト (the Generative Behavior Checklist-Revised : GBC-R)」(丸島・有光, 2007) がある。本研究ではこの2つの尺度を用いて調査をおこなう。

3. 質問紙調査

方法

調査対象者 著者の指導のもと、調査者（50代女性）の知人を対象に、年齢が35歳から64歳までの範囲に収まる男女60名に質問紙調査を実施した。その結果、有効回答を得た53名（男性10名、女性43名、平均年齢53.7歳、年齢の範囲36～63歳、年齢の標準偏差6.0歳）を分析対象とした。年齢範囲をこのように設定したのは、Jung（1931 / 1979）が「人生の半ば」の時期を「およそ三十五歳から四十歳にかけて」とし、40歳以降を中年期と考えていたためと、65歳以上は一般に（例えば、世界保健機関（WHO）の定義などでは）「高齢者」とであるとされるからである。

調査時期 2012年8月23日～9月10日であった。8月23日に質問紙を郵送し、回答投函の期限を9月10日とした。

調査方法 郵送自記方式による質問紙調査で、無記名回答方式で行った。上述の通り、有効回答は60名中53名であった。

質問紙の構成 質問紙の構成は、①GCS-R（丸島・有光，2007）、②GBC-R（丸島・有光，2007）、③フェースシート、とした。フェースシートを冒頭ではなく末尾に配置した理由は、対象者の属性を最初に尋ねることでその後の世代性に関する項目への回答に影響を与えてしまうことが予想されたためである。フェースシートは事実を記入するため、末尾に配置しても影響はないと考えた。

質問紙の内容 ①GCS-Rは創造性8項目（例：私は自分がすることはたいてい新しく創造的であるように努めている）、世話7項目（例：奉仕活動によるこんで参加する）、世代継承性5項目（例：自分の経験を通して得た知識などを他人に伝える努力をしてきた）、計20項目から成っており、②GBC-Rは創造的行為7項目（例：自分のためになにか新しいことを習得することを始めた）、世話行為8項目（例：若い人が面倒な問題の処理に私を頼ってきたので、助けた）、世代継承性行為8項目（例：私はこれからの世の中、私の家族や若い人たちがどのようになるのか心配で、そのことを彼らと話し合った）、計23項目から成っている。各質問紙における項目は同じカテゴリに属する項目が連続し

ないという制約のもとでランダム順とした。回答・採点方法は、「全く当てはまらない」1点、「どちらかといえば当てはまらない」2点、「どちらかといえば当てはまる」3点、「非常に当てはまる」4点の4件法であった。これは得点が高い方が発達課題である「世代性」の達成度合いが高いことを意味する。

フェースシートは、上石（2005）を参考に、調査対象者の属性（年齢、性別、配偶者の有無、子どもの有無、同居者の有無）、職業形態、社会活動の有無と活動内容、その他の活動の有無と活動内容、最近周りで起きた変化を質問項目として設けた。

結果

フェースシートから得られた調査対象者の属性についてTable 1に示した。

Table 1 調査対象者の属性

年齢	35～44歳	45～54歳	55～64歳	
	4	27	22	
性別	男性		女性	
	10		43	
配偶者	有		無	
	46		7	
子ども	有		無	
	47		6	
同居者	有		無	
	51		2	
職業	常勤	パート	自営	無職
	13	19	5	16
社会活動	有		無	
	30		23	
その他の活動	有		無	
	34		19	
変化	有		無	
	30		23	

注：セル内の数字は人数を表す。

各属性の違いによるGCS-R得点とGBC-R得点の変化について検討していく。

年齢 「35～44歳」に属する参加者は4名と少なかったため、「45～54歳」と「55～64歳」とで比較した（Figure 4）。GCS-R得点について尺度因子（創造性，世話，世代継承性：参加者内要因）×年齢（45～54歳，55～64歳：参加者間要因）の分散分析を行ったところ，尺度因子の主効果が有意であった（ $F(2, 94) = 26.65, p < .01$ ）。年齢の主効果及び交互作用は有意でなかった（それぞれ， $F(1, 47) = .59, n.s. : F(2, 94) = 1.71, n.s.$ ）。尺度因子の主効果が有意であったので多重比較（Bonferroni法）を行ったところ，「世話」が「創造性」，「世代継承性」よりも有意に高かった（それぞれ， $p < .01 ; p < .01$ ）。

GBC-R得点についても尺度因子（創造的行為，世話行為，世代継承性行為：参加者内要因）×年齢（45～54歳，55～64歳：参加者間要因）の分散分析を行ったところ，尺度因子の主効果が有意であった（ $F(2, 94) = 27.17, p < .01$ ）。年齢の主効果及び交互作用は有意でなかった（それぞれ， $F(1, 47) = 1.27, n.s. : F(2, 94) = .14, n.s.$ ）。尺度因子の主効果が有意であったので多重比較（Bonferroni法）を行ったところ，「世代継承性行為」が「創造的行為」と「世話」よりも有意に高く（それぞれ， $p < .01 ; p < .01$ ），「創造的行為」が「世話行為」よりも有意に高い傾向が見られた（ $p < .10$ ）。

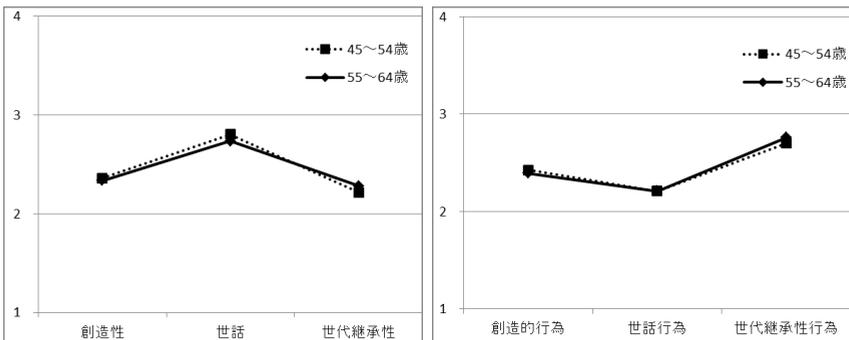


Figure 4 年齢の違いによる各尺度の平均得点（左がGCS-R，右がGBC-R）

性別 男女の違いについてFigure 5（次ページ）に示した。GCS-R得点に

ついで尺度因子（創造性，世話，世代継承性：参加者内要因）×性別（男性，女性：参加者間要因）の分散分析を行ったところ，尺度因子の主効果が有意であった（ $F(2, 102) = 10.55, p < .01$ ）。性別の主効果及び交互作用は有意でなかった（それぞれ， $F(1, 51) = 2.05, n.s.$ ； $F(2, 102) = 1.33, n.s.$ ）。尺度因子の主効果が有意であったので多重比較（Bonferroni法）を行ったところ，「世話」が「創造性」，「世代継承性」よりも有意に高かった（それぞれ， $p < .01$ ； $p < .01$ ）。

GBC-R得点についても因子（創造的行為，世話行為，世代継承性行為：参加者内要因）×性別（男性，女性：参加者間要因）の分散分析を行ったところ，尺度因子の主効果及び交互作用が有意であった（それぞれ， $F(2, 102) = 9.92, p < .01$ ； $F(2, 102) = 14.34, p < .01$ ）。性別の主効果は有意でなかった（ $F(1, 51) = .41, n.s.$ ）。尺度因子の主効果が有意であったので多重比較（Bonferroni法）を行ったところ，「世代継承性行為」が「創造的行為」と「世話行為」よりも有意に高かった（それぞれ， $p < .01$ ； $p < .01$ ）。交互作用が有意であったので下位検定として単純主効果の検定を行ったところ，「世話行為」において男性が女性よりも有意に高かった（ $p < .01$ ）。

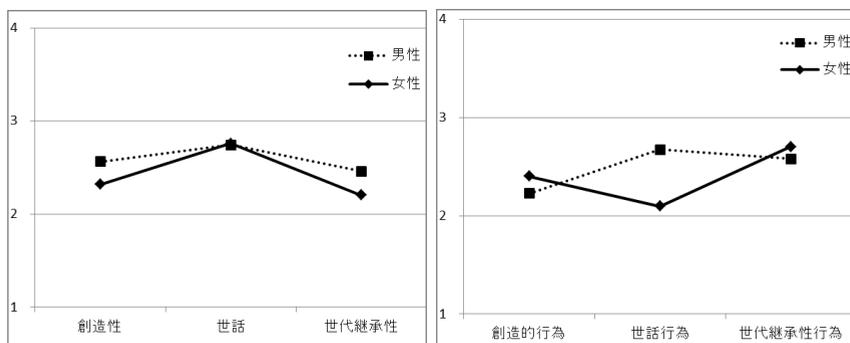


Figure 5 性別の違いによる各尺度の平均得点（左がGCS-R，右がGBC-R）

配偶者の有無，子どもの有無，同居者の有無 これらの項目は「無」への回答が10名未満であったため，統計的分析による比較は難しいと考え，ここでは分析を割愛した。

職業形態 「自営」への回答が5名と少なかったため、「常勤」「パート」「無職」の3者間で比較した (Figure 6) (次ページ)。GCS-R得点について尺度因子 (創造性, 世話, 世代継承性: 参加者内要因) × 職業形態 (常勤, パート, 無職: 参加者間要因) の分散分析を行ったところ, 尺度因子と職業形態の主効果及び交互作用が有意であった (それぞれ, $F(2, 90) = 20.92, p < .01$; $F(2, 45) = 4.59, p < .05$; $F(4, 90) = 3.25, p < .05$)。尺度因子の主効果が有意であったので多重比較 (Bonferroni法) を行ったところ, 「世話」が「創造性」, 「世代継承性」よりも有意に高かった (それぞれ, $p < .01$; $p < .01$)。職業形態の主効果が有意であったので多重比較 (Bonferroni法) を行ったところ, 「常勤」が「パート」, 「無職」よりも有意に高かった (それぞれ, $p < .05$; $p < .05$)。交互作用が有意であったので下位検定として単純主効果の検定を行ったところ, 「創造性」において「常勤」が「パート」よりも有意に高く ($p < .05$), 「世話」において「常勤」が「無職」よりも有意に高く ($p < .05$), 「世代継承性」において「常勤」が「パート」, 「無職」よりも有意に高い傾向が見られた (それぞれ, $p < .10$; $p < .10$)。

GBC-R得点についても尺度因子 (創造的行為, 世話行為, 世代継承性行為: 参加者内要因) × 職業形態 (常勤, パート, 無職: 参加者間要因) の分散分析を行ったところ, 尺度因子と職業形態の主効果及び交互作用が有意であった (それぞれ, $F(2, 90) = 24.43, p < .01$; $F(4, 90) = 6.11, p < .01$; $F(2, 45) = 6.39, p < .01$)。尺度因子の主効果が有意であったので多重比較 (Bonferroni法) を行ったところ, 「世代継承性」が「創造的行為」, 「世話行為」よりも有意に高かった (それぞれ, $p < .01$; $p < .01$)。職業形態の主効果が有意であったので多重比較 (Bonferroni法) を行ったところ, 「常勤」が「パート」よりも有意に高かった ($p < .01$)。交互作用が有意であったので下位検定として単純主効果の検定を行ったところ, 「世話行為」において「常勤」が「パート」, 「無職」よりも有意に高かった (それぞれ, $p < .01$; $p < .01$)。

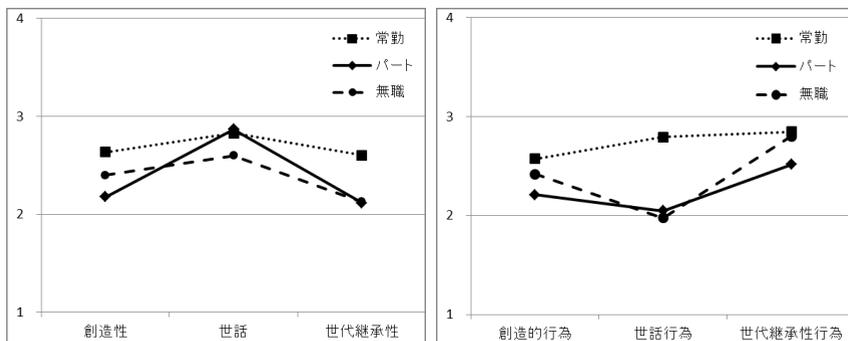


Figure 6 職業形態の違いによる各尺度の平均得点(左がGCS-R, 右がGBC-R)

社会活動の有無と活動内容 「社会活動の有無」に「有」と回答した場合には自由記述を求めたが、「有」と回答した30名のうち27名から自由記述を得た (Table 2)。Table 2を見ると、ここでの「社会活動」とはサークル活動やボランティア活動、役員や委員会、自己研鑽活動を指していることがわかる。

Table 2 社会活動についての自由記述回答

1	朗読ボランティア, 太極拳, ウォーキング, 料理教室	12	サッカークラブ
2	手芸教室	13	地域福祉活動, 朗読ボランティア, 習字, ゴルフ
3	テニス, 太極拳, カウンセリング	14	華道, フィットネス
4	スイミング	15	習字, 英語, カリグラフィー
5	水泳	16	フラワーアレンジ, 紀州てまり
6	大学院	17	助産師会役員, 教会受付係, 山登りサークル, 絵手紙
7	農園ボランティア, 無農薬有機栽培, カウンセリング勉強会	18	コーラスサークル, スポーツジム, 料理・パン作り
8	PTA活動	19	子どものPTA, 子育て支援サークル
9	語学	20	青少年育成委員, 話し方の会
10	体操教室	21	不登校・引きこもりの親の会運営, 英会話, ジャズダンス, ジムトレーニング
11	ヨガ, ダンス	22	パッチワーク, 編み物, 布教活動

23	体操, ダンス	26	電話相談ボランティア
24	ヨガ, 太極拳	27	茶道
25	スポーツクラブ, ビーズ		

社会活動の有無についてFigure 7に示した。GCS-R得点について尺度因子(創造性, 世話, 世代継承性:参加者内要因)×社会活動の有無(有, 無:参加者間要因)の分散分析を行ったところ, 尺度因子の主効果が有意であった($F(2, 102) = 25.20, p < .01$)。社会活動の有無の主効果と交互作用は有意でなかった($F(1, 51) = .01, n.s. : F(2, 102) = .27, n.s.$)。尺度因子の主効果が有意であったので多重比較(Bonferroni法)を行ったところ, 「世話」が「創造性」, 「世代継承性」よりも有意に高かった(それぞれ, $p < .01 : p < .01$)。

GBC-R得点についても尺度因子(創造的行為, 世話行為, 世代継承性行為:参加者内要因)×社会活動の有無(有, 無:参加者間要因)の分散分析を行ったところ, 尺度因子の主効果と交互作用が有意であり(それぞれ, $F(2, 102) = 25.80, p < .01 : F(2, 102) = 6.75, p < .01$), 社会活動の有無の主効果に有意な傾向が見られた($F(1, 51) = 3.03, p < .10$) (つまり, 社会活動「有」の方が「無」よりも有意に高い傾向が見られた)。尺度因子の主効果が有意であったので多重比較(Bonferroni法)を行ったところ, 「世代継承性行為」が「創造的行為」, 「世話行為」よりも有意に高った(それぞれ, $p < .01 : p < .01$)。交

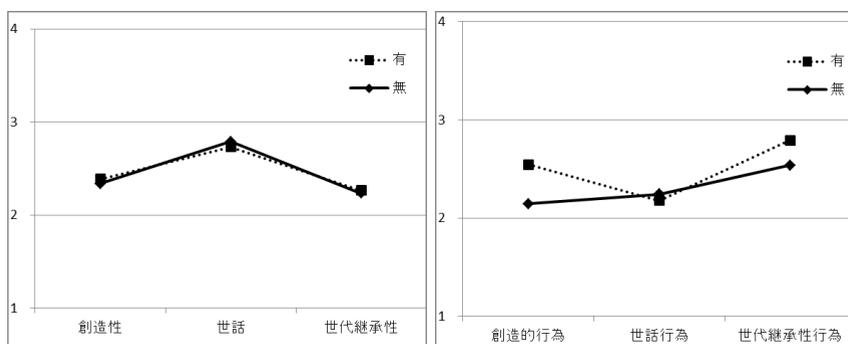


Figure 7 社会活動の有無による各尺度の平均得点(左がGCS-R, 右がGBC-R)

相互作用が有意であったので単純主効果の検定を行ったところ、「創造的行為」と「世代継承性行為」において「有」の方が「無」よりも高かった（それぞれ、 $p<.01$ ： $p<.05$ ）。

その他の活動の有無と活動内容 「その他の活動の有無」に「有」と回答した場合には自由記述を求めたが、「有」と回答した34名のうち32名から自由記述を得た。32名全てが家事、家族（親、子ども、孫、身内）の世話のいずれかについての記述をしていた（複数記述あり）。

その他の活動の有無についてFigure 8に示した。GCS-R得点について尺度因子（創造性、世話、世代継承性：参加者内要因）×その他の活動の有無（有、無：参加者間要因）の分散分析を行ったところ、尺度因子の主効果が有意であった（ $F(2, 102) = 25.15, p<.01$ ）。社会活動の有無の主効果と交互作用は有意でなかった（ $F(1, 51) = .07, n.s.$ ； $F(2, 102) = .11, n.s.$ ）。尺度因子の主効果が有意であったので多重比較（Bonferroni法）を行ったところ、「世話」が「創造性」、「世代継承性」よりも有意に高かった（それぞれ、 $p<.01$ ： $p<.01$ ）。

GBC-R得点についても尺度因子（創造的行為、世話行為、世代継承性行為：参加者内要因）×社会活動の有無（有、無：参加者間要因）の分散分析を行ったところ、尺度因子の主効果と交互作用が有意であり（それぞれ、 $F(2,$

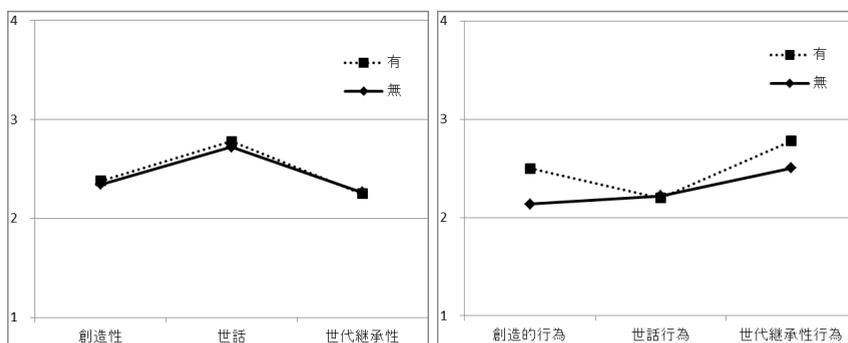


Figure 8 その他の活動の有無による各尺度の平均得点（左がGCS-R，右がGBC-R）

102) = 21.55, $p < .01$: $F(2, 102) = 4.32, p < .05$), 社会活動の有無の主効果に有意な傾向が見られた ($F(1, 51) = 3.14, p < .10$) (つまり, その他の活動「有」の方が「無」よりも有意に高い傾向が見られた)。尺度因子の主効果が有意であったので多重比較 (Bonferroni法) を行ったところ, 「世代継承性行為」が「創造的行為」, 「世話行為」より有意に高った (それぞれ, $p < .01$: $p < .01$)。交互作用が有意であったので単純主効果の検定を行ったところ, 「創造的行為」と「世代継承性行為」において「有」の方が「無」よりも高かった (それぞれ, $p < .05$: $p < .05$)。

最近周りで起きた変化 この項目は自由記述欄であったが, 30名から回答があった (Table 3)。Table 3を見ると, ライフイベントというべき大きな出来事があったことがうかがわれる。

Table 3 最近周りで起きた変化についての自由記述回答

1	末子の就職決定, 配偶者の病名判明	16	子どもの病気, 親の介護
2	子どもの妊娠	17	後輩の結婚式参加3度, 子どもとの旅行
3	義母の介護	18	自営業廃業, 転職
4	義父の病気	19	自分の病気, 母親の介護
5	退職, 配偶者の転職	20	退職, 再就職
6	腰を痛め退職	21	孫の世話, 親の病気と介護, 自分の病気
7	親の入退院	22	身内の逝去, 親の病気
8	親の病気	23	配偶者の入院
9	職務内容の変化 (現場から事務へ)	24	自分の病気, 母親の介護
10	実母のけがと介護	25	義父の病気, 退職
11	離婚	26	子どもの結婚決定
12	子どもの大学入学・別居	27	退職
13	退職, 再就職	28	親の入院, 配偶者の単身赴任が終わり同居
14	配偶者の転職, いとこの妻の死亡	29	両親・夫の体調変化
15	退職, 実母の介護	30	親の逝去

最近周りで起きた変化の有無についてFigure 9 (次ページ) に示した。

GCS-R得点について尺度因子（創造性，世話，世代継承性：参加者内要因）×最近周りで起きた変化の有無（有，無：参加者間要因）の分散分析を行ったところ，尺度因子の主効果が有意であった（ $F(2, 102) = 24.76, p < .01$ ）。その他の活動の有無の主効果と交互作用は有意でなかった（ $F(1, 51) = 1.72, n.s. : F(2, 102) = .10, n.s.$ ）。尺度因子の主効果が有意であったので多重比較（Bonferroni法）を行ったところ，「世話」が「創造性」，「世代継承性」よりも有意に高かった（それぞれ， $p < .01 : p < .01$ ）。

GBC-R得点についても尺度因子（創造的行為，世話行為，世代継承性行為：参加者内要因）×最近周りで起きた変化の有無（有，無：参加者間要因）の分散分析を行ったところ，尺度因子の主効果が有意であった（ $F(2, 102) = 24.18, p < .01$ ）。その他の活動の有無の主効果と交互作用は有意でなかった（ $F(1, 51) = 1.47, n.s. : F(2, 102) = .10, n.s.$ ）。尺度因子の主効果が有意であったので多重比較（Bonferroni法）を行ったところ，「世代継承性行為」が「創造的行為」，「世話行為」よりも有意に高かった（それぞれ， $p < .01 : p < .01$ ）。

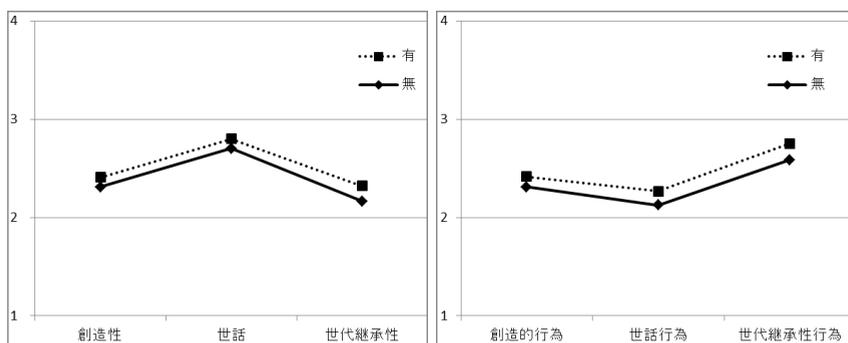


Figure 9 最近周りで起きた変化の有無による各尺度の平均得点
(左がGCS-R, 右がGBC-R)

考察

全体を通して，GCS-Rにおいて「世話」が「創造性」，「世代継承性」よりも高く，GBC-Rにおいて「世代継承性行為」が「創造的行為」，「世話行為」よ

りも高いという結果が得られた。このことは中年期の成人において、関心（気持ち）は子どもの世話や、奉仕活動などに向いているが、実際の行動（生き方）は先祖や子ども、後輩を大切にするといったことなどに表れていることを意味する。中年期成人の、したいと思っていることと実際にしていることとの乖離は、中年期危機の問題を考える上での重要なヒントになると思われる。なぜこうした乖離が生じるのか、この乖離の中年期危機への影響の解明などは今後の課題である。

「年齢」と「最近周りで起きた変化」においては、それぞれの主効果と交互作用が見られず、上述の尺度因子の主効果のみが得られたため、今回の結果からは中年期の発達課題達成のプロセスに及ぼす影響は大きくないと考えられる。「性別」においては、GBC-Rで交互作用が見られ、男性の「世話行為」が女性よりも高かった。一般に女性の方が男性よりも世話をするイメージがあるため、この結果は直観に反するものである。しかし、尺度の項目を見てみると、仕事の場面での後輩指導に関する項目が少なくないため、仕事で指導的立場にある中年期の男性が後輩指導をする、といった意味では直観的にも納得できる結果である。

「職業形態」においてはGCS-Rで職業形態の主効果と交互作用が見られたが、全体的に「常勤」が「パート」、「無職」を上回った。GBC-R得点でも職業形態の主効果と交互作用が見られ、全体的に「常勤」が「パート」よりも高く、特に「世話行為」において「常勤」が「パート」、「無職」よりも高いという結果が得られた。これらの結果は、常勤で仕事をしている方が、パートや無職よりも中年期の発達課題が達成されやすいことを意味する。素朴に考えると、仕事を常勤でしている方が忙しくて中年期の発達課題を達成するのが難しく、中年期危機に直面しそうに思えるが、本研究は反対の結果となった。むしろ、仕事を常勤でしているという制約があるからこそ、自分の関心や実際の行動を振り返りやすく、中年期の課題に取り組む意欲がわいてくるのではないかと考えられる。

「社会活動」と「その他の活動」はほぼ同様の結果となった。GBC-Rでは全体的に「有」の方が「無」よりも高い傾向があり、特に「創造的行為」と

「世代継承性行為」において「有」が「無」を上回った。これは「社会活動」(Table 2)と「その他の活動」(家事や家族の世話)自体が「創造的行為」、 「世代継承性行為」にあたるため、当然の結果であると言えよう。

4. まとめ

中年期の発達課題をテーマに、職業形態や様々な活動を通じた社会参加の面について調査をした。本研究の結果から、中年期の成人が職業従事という形での社会参加だけでなく、趣味や、サークル活動、ボランティア活動などの社会的活動や、家事・子育て・介護などの家庭内での活動も発達課題達成のプロセスにおいて重要な役割を果たしていることが明らかとなった。

特に、中年期成人には、「したいと思っていること」(関心)と「実際にしていること」(行動)とで乖離が生じていることが明らかとなった。これは、中年期危機の問題を考える上での重要な示唆となると思われる。これが中年期に特有の現象であることを検討するためには、今後、他の世代と比較検討していくことが望まれる。

また、常勤で仕事をしている人の方が、中年期の発達課題に取り組んでいることもわかった。Jung (1931 / 1979) の理論を踏まえると、青年期の価値や目標を自覚なしに中年期に持ち越して仕事をバリバリこなすと危機が生じることが予想される。しかし、今回の結果は、中年期成人は仕事で業績を伸ばすのではなく、後輩に活躍の場を譲り、自らは後輩を育てる立場となるといった価値の転換が見られることを示すものであり、Jung (1931 / 1979) の「心の正午革命」の理論と一致する。

「人生の午後」を実り豊かに過ごすには、予測不能な価値転換(心の正午革命)(Jung, 1931 / 1979)に慌てふためかずに、他者や社会とのつながりの中で、価値(関心や行動)のとらえ直しが必要であることが本研究から示すことができた。

引用文献

- Erikson, E.H. (1982). *The life cycle completed*. New York: W.W. Norton & Company. (エリクソン, E.H. 近藤邦夫・村瀬孝雄 (訳) (1989). ライフサイクル, その完結 みすず書房)
- Jung, C.G. (1916). *Über die Psychologie des Unbewussten*, Zürich. (ユング, C.G. 高橋義孝 (訳) (1977). 無意識の心理 人文書院)
- Jung, C.G. (1931). *Die Lebenswende*, in *Seelenprobleme der Gegenwart* (Psychologische Abhandlungen, III ; Zürich). (ユング, C.G. 鎌田輝夫 (訳) (1979). 人生の転換期 (『現代思想』「臨時増刊 総特集=ユング」VOL.7-5所収, 青土社)
- 上石美紀 (2005). 中年期女性の自己分化とアイデンティティ, 精神的健康との関連: 母親との関係に注目して 平成17年度兵庫教育大学大学院学校教育研究科修士論文 (<http://repository.hyogo-u.ac.jp/dspace/bitstream/10132/1584/1/ZB10602004.pdf>: 2012年12月7日参照)
- 厚生労働省 (2012). 平成23年患者調査 (http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001103075&requestSender=dsearch: 2012年12月7日参照)
- Levinson, D.J. (1978). *The Seasons of a Man's Life*. New York: Random House. (レビンソン, D.J. 南博 (訳) (1992). ライフサイクルの心理学 〈上〉〈下〉 講談社)
- 丸島令子 (2009). 成人の心理学: 世代生と人格的成熟 ナカニシヤ出版
- 丸島令子・有光興記 (2007). 世代性関心と世代性行動尺度の改訂版作成と信頼性, 妥当性の検討 心理学研究, 78 (3), 303-309.

ホテル・旅館の業態転換について

下 田 將 文

まえがき

ホテル・旅館・保養所など宿泊営業をしていた施設が、建物・施設の老朽化又は観光地に対する利用者側のトレンドの変更などによつて、宿泊営業を廃止し、その後の施設の利用に悩んでいる経営者・オーナーなどは数多く存在している。

施設の大半は鉄骨・鉄筋コンクリート造りであり、鉄筋建築の建物は100年間はもつなどとも言われており、解体するには得策ではないとの意見も多くある。

従つて、施設・世設備を再活用すべきとの論議があちこちでなされている。他方、リゾート旅館を含めて、ホテル業界には1970年代の終わり頃より「ホテル25年寿命説」が流布されている。即ち、オープン後4分の1世紀を経過すると、施設が陳腐化するとの説である、やや先走った論議であるが、一部には的を射ているといえる。

1. ホテル・旅館の業態の転換の可能性

ホテル・旅館の業態の転換といっても、矢張り宿泊を伴ったものになるのは当然のことであり、その用途の種類は多くはない。考えられるのは、企業や学校の寮、研修施設などがあるが、この程度では、施設の業態を転換したいとの経営者・オーナー転用したいとの需要を満たすことは到底不可能である。大半の施設は転換・転用の計画は頓挫して解体の道を辿らざるを得ない結末が待っているともいえる。

このような宿泊施設が増加している時機に宿泊を伴う介護施設の不足がクロ

ーズアップされ、宿泊施設、特にリゾート旅館が業態の転換の分野として注目されている。

本稿では、営業的に成り立たないホテル・旅館等、特に温泉地のリゾート旅館に的を絞って介護施設への業態の転換問題を、特に温泉旅館のオーナー及び就業者の面から考えてみる。

1) 温泉地旅館が介護施設へ

温泉地旅館の業態の転換を論ずる場合、当然、新規事業に対する経営・営業的な面から話を進めるべきであろうが、事柄が福祉・医療に関する分野であり、国及び地方自治体からの補助金への依存度も少なくなく、営利事業であってはならないので、経営・採算面の検証は後に回し、発想の精神面、奉仕の心から述べていき、次いで業種を転換する際のプラス面及びマイナス面に言及し、最終的に経営的な面に進めていく。

2) 介護施設への転換の発想は

上述したように、介護施設は決して営利本位であつてはならない。温泉地旅館の経営が成り立たないから、「介護付有料老人ホーム」に業態の変更をしたいとのことでは、「福祉・介護」の理念から考えると、いかがなものかとの思いもあり、世間から受け入れられるものではない、特段に「崇高な精神」を提唱するつもりはないが、この業種に算入するならば、矢張りお年寄り及び地域社会への奉仕の心構えが最低の必要要件である。これは仮に「社会福祉法人」であっても設立目的を時々確認・評価する必要がある。

2. 介護施設の市場性は

温泉地旅館が介護施設への転換を志向した場合、表現が適当でないかもしれないが、マーケット、つまり市場性が問題になる。温泉地旅館のマーケットは減少しつつあり、ピーク時の20年前に各種の旅館の合計79,000軒あったが40,000軒にまで激減している。

それに対して、シルバー層は激増しているわけであり、閉館した旅館を宿泊付き介護施設に転用すれば、介護施設の新設は必要ないともいえよう。

1) 介護施設の市場性は

営業不振の宿泊施設は継続の望みを断たれ解体への結末が、大勢であったところ、近年、中高年齢者が急速に増加傾向となり、特に65才以上の高齢層が3000万人に至ったとのことであり、特2000年に施行された介護保険の適用を申請して、介護施設に入居を希望する人々が急増しているが、経費面より入居希望者の多い「特別擁護老人ホーム」は入居者が約45万名であり、希望者が常時40万名が待機状態とのことである。

それに対して、有料老人ホームは乱立気味である、とはいえ比較的低額の有料老人ホームは少なく、需要を賄えないといわれている。また、高額な費用の支払いを求められる有料老人ホームは、入居者の費用の問題より、入居可能者は限られてしまう。

従って、低価格の有料老人ホームには、今後も需要は十分存在する。

2) 温泉地の動向

盛況ともいえる介護施設の現況より、温泉地に位置する旅館・保養所などが介護施設への転換の名乗りを上げている例が急増している。

温泉地を中心とするリゾート嗜好が強くあった1980年前後にオープンした温泉旅館などが、利用層の円高による海外指向及び大都市指向により、リゾートの旅館・ホテル離れが進み、リゾート地の宿泊施設の経営が難しくなっている例が多くなっていることは周知の事実である。そのような時に丁度好タイミングに介護保険の制度ができた結果、かつての「簡保の宿」などが新しい取得者の意向で「介護施設」に業務転換をする例がマスメディアにて紹介されており、各地で旅館の業態変更の選択肢の一つとして、「介護施設」への転換をする動きが活発化し始めている。

このような動きを聞くことは、宿泊産業の末端に関連してきた者としてやや忸怩たるものがあるが、解体される運命にあるのであれば、施設の寿命を勘案

して業態の転換により、今後も長く役に立つのであれば、それも前向きに算入すべきかなと理解している。

地域の雇用の確保問題より、該当地域の行政なども支援体制に向かいつつある。

3. 宿泊施設を介護施設に転換するアドバンテージ

温泉地旅館を有料老人ホームに転換する際の有利な点、又は不利と推測される点を、思いつくままに2～3点づつ列挙してみる。しかし、それらが本当にプラス・マイナスに作用するか否かは疑問点が残る。

1) ソフト面での有利さ

旅館営業を介護施設に転換する場合の、何よりのアドバンテージは、お客様を「もてなす心」を伝統として抱いていること、24時間体制で運営してきた実績にある。

これらの実績より、宿泊事業者にとって介護施設への業態の転換は「とっつきやすい」要素の一つといえる。

現在のリゾート旅館の客層は圧倒的に中高年の婦人層及び高齢者であり、いわゆる「お年より」への接遇に習熟しており、特にローカル度？の高い地域の施設程「親切さ」も高いものと推測する。

また、入居者の最大の関心事である食事のメニューは、どこの旅館でもベテランの調理人を抱えており、その人たちの一部でも新しい業態を理解して残留しメニューの創意工夫次第で、食事は楽しい時間になるはずである。

2) 温泉地旅館のハード面での有利さ

浴場、トイレ、洗面所などが収容人数見合いにて設置されている。冷暖房完備がしており、寒暑に抵抗力が強くない高齢層に適応している。

温泉地の旅館の大半は、宴会場を保有しており、介護施設に転換した場合、各種のイベントなどに利用でき、入居者の慰めとなる外部からの慰問芸能グループなどにも活用できる。

ただし大浴場などの温泉施設は健常者には歓迎されるであろうが、車椅子利用者が大半である介護施設では無用の長物になりかねないことも念頭に置くべきである。

3) 介護施設固有の施設・設備の要求

利用者の多くは車椅子の生活が想定されるが、最大の問題は建物の階数が多いケースである。災害があった場合、2階以上の全ての車椅子の利用者をエレベーターで非難させることになるが、その際、エレベーターの収容能力は少なく、もし三階以上の建築物であれば、とっさの場合には間に合わない、2011年3月11日の震災直後の数多くあった余震の際にB施設で収容者の避難状況を実見したが、時間が正午に近く職員が多く勤務している時間帯であったので、ほぼスムーズに避難が終了していたが、それでも車椅子に乗せる時に頭部保護のための綿入り頭巾を被せたり、防寒用にブランケットを羽織らせたりし、またエレベーターは順番待ちで大混雑をし、簡単な業務でないことを実感した。

各フロアーを車椅子で通行するための「スロープ」が設置されていれば、より迅速に車椅子の収容者を移動・避難させることが可能であろうが、新設の大病院でもなければ設置されていないであろう。

エレベーターの必要がない、平屋建ての建築が望ましいが、多くの温泉地旅館の場合、敷地面積が狭く、どうしても5～10建の建築物が多く、一考を要する。

建て増しをした旅館の場合、本館と新館の間に段差があるケースが多い、古い旅館には「バリアフリー」の発想が皆無の場合がある。客室の入口に僅かな段差があるケースも多く、車椅子で入れるトイレは皆無であろう。

また、温泉旅館自慢の客室のバスルームも被介護者が利用できるケースは少なく、介護施設に特化した舟形のバスタブ等の新設が必要である。

3. サービス問題

「介護サービス」という言葉が周知のこととなり、介護側の業務はサービス

なのか？被介護者はサービスされる顧客なのか？との論議もあるが、これは医師・看護師と患者の関係に似ており、介護者・被介護者の相互に尊敬の気持ちを持ちながら接し、また被介護者は絶えず感謝の心を持っているべきであり、決してホテル・旅館などにおける顧客サービスであるはずはない。従ってサービスの意味が異なっている。しかし、高級と名のつく介護施設では、サービスの問題はエンドレスで続いている。

次に介護施設における「特有のサービス」の例を見て、ホテル・旅館、特に温泉地の旅館におけるサービスを対比してみる。

1) 介護施設におけるサービスとは

介護施設を含む医療・養護などに関する「福祉サービス」の度合いを評価する「福祉サービス評価制度」を厚生労働省がガイドラインを作成し、それに則り各地方自治体ではその評価制度を推奨している。

有料老人ホームに関しては大項目、中項目、小項目に分類をし合計で95項目の要求事項的なチェック項目を設定し、その利用を推奨している。その内、要介護者に直接係わるチェック項目は、特に

■大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項のうちの…

◆中項目2. 利用者本位のサービスの確保のために講じている措置のうちの…

「6. 介護サービスの実施」のなかに、

◆少項目として下記の内容が求められている。

⑬入浴時の介護、⑭入浴時の被介護者のプライバシーの保護、⑮食事は各人の体調に対応したものを提供し摂取の把握、⑯体調を整えるため水分の補給と排泄のリズムの把握、⑰排泄介助の際の要介護者のプライバシーの保護等等…

2) 旅館のサービスの例

介護施設における「サービス」の例を上述したが、温泉地の旅館のサービスを考えてみる。

①宿泊客には笑顔で接するが、ベタベタした密着サービスはしない、②求められたサービスは「ノー」とはいわず、可能な限り要求に対応する、③宿泊客

の自主的な行動を尊重し、「つかず離れずの関係」を構築する。宿泊客の中には、「人にかまわれる」ことを嫌うケースも多々ある。

2) 介護施設と温泉地旅館のサービスで根本的な相違点

正確な表現ではないが、介護施設の「サービス」は、どちらかといえば、介護側の職員が主体となり、被介護者は従属的な位置関係となっている。これは、身体が不自由な被介護者が多いため、やむを得ない対応であり、病院における入院患者とナースとの関係に似ている。

それに対して、温泉地旅館の「サービス」は、サービスを受ける側の宿泊客が主導し、旅館側は、従属的なサービスの提供者となる。「宿泊客の邪魔にならない、サービス」を心がける。事実、旅館スタッフと会話もしたくない、といった利用客も多い。

上記の相違点から解かるように、旅館従業員が、もし注文が多い、又クレーム的な利用客にも対応しているので、「おとなしい、お年より」に接することは、いと易しいことであるなどと想定しているのであれば、参入した場合に決して良い結果は生まないことは確実といえる。

3) 介護施設と温泉地旅館のサービスの特性の深掘り

温泉地旅館の経営者及び管理職の経験している宿泊客に提供するサービスは、連日続くものではなく、オフシーズンもあるということである。廃業・解体などで悩んでいる温泉地旅館は、客室稼働率が100%になる日は正月休み、お盆休み、ゴールデンウィーク、春秋の観光シーズンの終末、忘年会の利用などで、客室稼働率は年間30～40日程度、30～40%しかも定員の充足率では、もつと下回るものと推測する。

従って、シフト勤務する一般従業員は別として、繁閑差の少ない都市ホテルの経営者・管理職のように年間365日、エンドレスで緊張を強いられている職責とは、ほど遠い管理職としての生活を過ごしている場合は、その理解を超える責務が両肩にのしかかってくるはずである。

温泉旅館の従業員が宿泊者に接するのは、夕刻に到着した宿泊客の大半は翌

朝に出発するのが常である、例えていえば「点と線」であり、介護施設の従業員は要介護者と連綿と続く生活を共にしているのであり、興味や収入期待のみでは続くものではない。

介護施設の従業員は、シフト勤務者とはいえ、出勤するたびに同じ被介護者に会うわけであり、一週間は168時間あり、その内の勤務時間は仮に42－48時間であっても、勤務時間が終わっても、気が抜ける時間は少なく、中には楽天的な性格の介護従業員もいるであろうが、一般的にはストレスが溜まり易い業務である。

4) 板前料理か家庭料理か

温泉地旅館の多くは、夜は会席料理、朝は和定食など、定番のサービスで終わる例が多いはずであるが、有料老人ホームなどの介護施設では、定番の給食は決して多くはなく、大半は、特別給食である、咀嚼が十分でない被介護者への「おかゆ」、又は流動食など、温泉地旅館の如く、その土地の名物料理のようにバラエティに富んだ食材を使用しての提供ではないが、被介護者の一人、一人に対して、「好き嫌い」、「消化する力」、「塩分控え目」などを考慮しての調理方法には日本料理の板前より、家庭の主婦の方が適しているといえるかもしれない。

とはいえ、季節ごとの食材の旬を活かす温泉地旅館の板前の調理方法も長い被介護生活の中に「うるおい」を付加するするために大いに貢献する。

5) 介護施設特有のサービス

繰り返して述べるが、日常の起居に不自由な被介護者が多い、勿論、寝たきりの被介護者もいる。従って、介護の仕事の例として、赤ちゃんに離乳食を与えるような給食、入浴、排便などに関する支援など介護者の労力は大きく、ベットから車椅子への移乗の際などには力も必要である。

また、医師、看護師などが常駐していない場合は、医師の指示を電話等で受けながらの酸素吸入、痰の吸入などの初歩的な医療的な行為もせざるを得ない場合もあり、時には、転倒による切り傷、骨折などの患者の発生もあり、介護

の仕事は多種多様である。

従って、これらのサービスは温泉地旅館の仲居さん等には経験をするのが、ほとんどない仕事であり、見ると聞くとでは大きく異なり、ご家庭にての介護経験のある仲居さん等は別として、初めて体験する場合は、カルチャーショック的な驚きを経験することになる。就業には相当な覚悟が必要である。

4. 介護施設と温泉地旅館従業員の勤務の相違など

冒頭でも述べたように、ホテル・旅館などの宿泊施設は24時間営業であり、一部の交通機関同様に、深夜・早朝において就業するための体調の維持などは、経験してみなければ、理解できないハードな業務である。

1) 温泉地旅館従業員のシフト勤務

温泉地旅館における就業は、原則的には三交代制であり、従って、フルタイムの従業員が、一定の時間帯に勤務している従業員は全体の30～40%であり、例えば、早出は6～14時、遅出は14～22時、深夜勤務22～6時となるであろうが、実際には、早出、遅出、深夜勤務を少なくし、9～17時などの日勤を多くしている。利用客の目に写る旅館従業員の数は、多分全従業員の30%程度である。

通常、出発客の午前10時のチェックアウト後、到着客が午後3時以降にチェックインするまでのアイドルタイムには、極端に言えば接客要員はゼロに近くなり、反対に夕刻から翌朝までが勤務のピークとなる。宿泊客が宴会後などに夜半まで、客室内又は館内のバー、クラブなどで、「カラオケ」、「ダンス」、「酒盛り」などを続けるケースも多く、サービスをする従業員は通常の社会人生活とは逆の生活が多くなる。

尚、就職難を叫ばれる今日でも深夜勤務が可能な従業員を採用することには困難さがある。従って、職員の適正配置は当然のことであるが、深夜勤務可能者の深刻な採用問題も根底にある。温泉地旅館の「布団の上げ下げのバイト」などの短時間のパートタイマーを多く雇用し、従業員を小刻みに運用する経験

を豊富に持つ温泉地旅館にとっては、介護施設への新規参入の際に労務管理に一日の長があるといえる。

2) 介護施設の勤務は

有料老人ホームなどの介護施設では、たいてい午後6時には夕食が終了し、翌朝7時頃の朝食までの時間は、早々と部屋で休む被介護者が多く、温泉地旅館に比べると深夜勤務者のウエートは多くはない。事実、仄聞するA施設では、収容者100名に対しての深夜勤務者は4名であり、B施設では収容者150名に対して5名である。

しかし、施設長、副施設長などの基幹となる男子従業員は、三日に一度の宿泊勤務となりハードな勤務となるであろう。

その他一般の従業員は9時～5時の日勤、17時～翌朝9時までの泊まり番を中心に、7～11時、11～15時、17～21時などの短時間のパートタイマーを加えて、朝・昼・夜の食事の準備・提供時間、午前中の清掃時間などの人手を要するピークの時間帯には、従業員を多く・厚く集中させ、入居者が就寝している夜間は、定時の巡回、急患の発生などに備える要員のみの少数配置として、従業員の有効使用を心がけている。

これらの体制は、温泉地旅館の従業員の「シフト勤務」に似通っているが、午後11の最終巡回時に被介護者の異常に気が付くなどのケースは、病院の病棟の看護師の勤務にも類似しており、勤務者に「気丈さ」が求められ、勤務者に求められる勤務特性である。

3) 深夜勤務者の問題

温泉地旅館にとって、例えば22時より翌朝5時までの深夜勤務奢り即ち宿直者は至って少ない、地方によっては、深夜勤務は男性の仕事と決めている企業風土もかんがえられする。

調べた例では、150名収容の施設では、宿直奢は5名、100名収容の施設は4名が宿直しており、多くの業務は早朝の5～6時の出勤者、夜は22時までの遅出勤務者によって対応している、交通機関にウィークポイントのある地方

ではマイカー通勤の可能者に頼っており、この面では、温泉地旅館と介護付き有料老ホームの悩みは類似している。

また、医師、看護師の常駐が望めない施設では、医療資格者に関しては、マイカー利用で15分以内に来所可能な医師・看護師と契約しているケースもある。

5. 温泉地旅館の業務転換の前に

既述したように温泉地旅館と介護施設の間に類似点もあり、相違点もあるが、それらの問題を解決して業務の転換を志向するとしても、その前に、福祉施設とはいえ、営利事業と同様にマーケットリサーチが必要である。

1) 有料介護施設の分布

温泉地旅館の経営難による介護施設への転換問題は、現在の自社施設のロケーションの問題に起因するケースも多いことと推測する。従って、介護施設に転換を考える際に、再度、ロケーション問題を検討する必要があるものと考えらる。

もし、自社の施設のロケーションにウィークポイントがあり、集客がままならないのであれば、もし、介護施設に転換した場合、そのロケーションで果たして、入居希望者が集るであろうか、有料介護施設の場合は、ホテル・旅館と同様に、ロケーションとプライスの問題は厳然として存在する。

介護施設を造れば入居者が殺到する時代は過ぎており、特養などの比較的低費用で入居可能な施設は、ロケーションに係わらず入居希望者が多数あるが、有料介護施設は高級であればあるほど、競争があり、集客に苦勞しているケースもある。

特に健常者に近い高齢者の場合は、ショッピング、音楽会・美術館目的などへの外出、子供達や親類などへの訪問などの要望があり、その際は施設の足場の良いところが選択される。

温泉付きをアドバンテージとする温泉旅館の転換問題も料金は兎も角として、転換に踏み込む前に、繰り返すがロケーションの再確認が必要である。ミスジ

ヤッジをすると、成功しなかった温泉地旅館商法の二の舞になる危険性をはらんでいる。

2) 大都市部の高齢者のニーズとは

人口比例より高齢層の居住地も圧倒的に大都市圏に集中しており、有料老人ホームも大都市の周辺・外郭都市に位置している例が多いが、大都市の中心部には少ない。独歩可能な高齢者が希望するロケーションに位置にしている施設はまれである。

温泉地旅館を介護施設に転換する場合は、高齢者及び被介護者に「日常生活の最適」をうたっているが、大都会での生活をしてきた人々にとって、未経験の田舎ぐらしに入るためには、相当な踏ん切りが必要であり、また、近くに居住している子供達と遠く離れるこの寂しさ、不安感、新生活への危惧を抱くことなど問題もある。

例として述べるが、昭和の初期ぐらいまでは、当時的高级軍人は退役をすれば故郷に近い田舎に引退して恩給生活をする、実数は把握できないが、将官を多数輩出した某県の海岸にはそれらの年金生活者が釣りをしている姿が多く見られ、当時は引退すれば「故山」に帰りひっそり余生を送るとの生き方が普通であったとの著述もあるが、現代の高齢者にはそのような「枯れた生活」は考えられず、大都会にこだわる限り、大都市から遠く離れた温泉旅館の介護施設への転換にも限界があるものと考えられる。

できないことながら、国の方針で、被介護者は必ず大都市から見れば遠隔地で人口過疎地への施設への入居を義務付けでもしない限り、介護施設のミスマッチング的なロケーション問題は簡単には解決しないであろう。

3) 被介護者にとっての適正価格とは

繰り返すが、高価格の介護施設は乱立競争であるが、低価格の介護施設は不足している現況から、介護付き有料老人ホームの適正価格とはいか程のものを考えて見る。尚、この問題は温泉地旅館の宿泊見込み客にも関連することで

ある。

被介護者の大半は、年金生活に頼っている例がほとんどである。倒産した企業においてマスメディアが報道する高額な「企業年金」の給付者はさておき、一般論として、厚生年金の給付は平均で16万円と報道されている。また40年以上勤務したサラリーマンの厚生年金の給付は平均で23万円との報道もある。

仮に厚生年金を20万円とした場合、平均年齢の差より、配偶者に先だたれた女性が寡婦年金を給付されるケースが多いものと推測する。その場合は70%が給付されるとのことであり、給付額は14万円である。この金額では、その女性は一般的な有料老人ホームへの入居は少々無理である。蓄えがあり、それを取り崩せば入居が可能であろう。

したがって、上記の年金額での入居可能であることが望ましい。

6. 温泉地旅館を有料介護施設に転換後の採算は

各種の補助金、介護保険の適用などへの依存度が高い介護施設への転換は、営利本位で考えて参入してもらうわけにはいかない。しかし、事業である以上は、少なくとも赤字を出すことはできない。

経営的に考えた場合、批判はあるだろうが、あえて有料介護施設と温泉地旅館の経営を対比させながら、その採算性に踏み込んでみる。

1) 有料老人ホームの料金と収支は

有料老人介護施設を例にとると、設立資金の一部として、入居一時金が必要とされるケースが多くあるが、室料及び食事は平均して14～22万円が多く、平均すると既述したように約18万円の料金建ての施設が多く見られる、これを旅館の例に置き換えてみると、一泊三食付きで1日約6000円となる。この金額は、平均的な団体旅館の料金に近いものといえる。ただし、この料金ならば、昼食は「おにぎり」程度になるかもしれない。

また、個室指向の問題、介護専門職員の常駐も必要であり、一概には論じられないことは十分理解できる。しかし、繰返すが経営ができなくなった温泉地

旅館の業態の転換の選択肢として、否定してよいものでもない。

2) 介護保険の適用による介護施設の収入

収支の問題で、見逃せないのは、介護保険の被適用者が増加しつつある現在、施設によっては入居者の大半が介護保険の被適用者である。

少々粗雑な推測だが、介護保険の適用が被要介護者に対する給付に加えて、各種の補助金などがあれば、経営的にも問題はなさそうに見える。

しかし、介護施設の特有の設備などに多大な投資が必要であり、温泉地旅館的な発想では採算が難しいことに気が付くはずであろうことを次項に説明する。

3) 有料介護施設との温泉旅館との経費の違い

先ず決定的に異なるのは、後述するが、多数の従業員を必要とすることである。次いで、施設の特性もあるが、設備が、ちょっとした病院並に必要なことである。目につくものでだけでも、介護用のベッド、介護用のトイレ、酸素吸入器、たんの吸い取り器、点滴用機器、人数分の車椅子、歩行器、ストレッチャー、被介護者の体調を管理するために各室ごとのエアコンディショニングのユニットなどがある。

また、リハビリのためのホール及び平行棒などの設備を持ち、そのための理学療法士、トレーナーなどを配置している施設もある。

4) 介護付き有料老人ホームの運営

介護付き有料老人ホームの運営に関しては、地方自治体などでガイドラインを出しているが、施設長、副施設長、事務員、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、栄養士、調理員などの常勤を求めている。この職種を見る限り、従来の旅館の従業員と共通しているのは、調理員のみであり、仲居サンは介護ヘルパーの資格を取ることが条件となる。

100名収容の介護付き有料老人ホームの平均的な配置は、施設長1名、副施設長2名、事務員3名、介護チーフ4名、介護職員60名、調理員3名、空調管理者2名、看護職員3名、清掃員3名、理学療法士2名などが考えられ。パ

ート職員を含めて、何処のホームでも入居者の人数の70%~105%の職員を抱えており、事業の性格上、営利企業である温泉地旅館などの宿泊産業と比較すべきではないが、典型的な労働集約型の産業であることは同様である。

5) 人件費のコントロール

正規雇用の介護職員の月収平均は23万円とのますメディアの報道もあるが、全員が正規雇用者であれば介護収入のみでは賄えるはずはなく、介護保険収入をプラスし、反面、正規雇用の職員は20~30%程度に押さえ、他はパート職員にて、人件費を節約しているのは、温泉地旅館の運営方式と類似している。

医療部分、理学療法的部分など温泉地旅館では必要がない分野があり、旅館の一泊三食的から考えると、経費のかかるものが多く、単純に旅館的な発想で収支を立てると多大な間違いを起こすことになりかねない。

しかし、ベッド利用率が100%であれば、収支のバランスに配慮し、特に人件費に注意を払いながら運営すれば、温泉地旅館の経営者であれば、経営できるものと推測する。

7. 小規模の介護施設は小規模旅館の転換のヒントに

現在、家庭的な「ぬくもり」のある介護生活を志向して「グループホーム」が多数存在しており1ユニット9名から経営が可能であり、個人的経営のホームが多い、又、有料老人ホームでも、別棟など施設の一部を「グループホーム」として運営している例がある。

家族プラスアルファで経営している小規模の温泉地旅館の転換の課題にヒントがあるものと推測する。

1) 小規模介護施設の実例

首都圏にある小規模のAホームの実例であるが、施設長、施設長代理、看護師の基幹要員3名のみが正規職員であり、他はすべてパートタイマーによって運営されている。

システムは「1ユニット」9名を定員としており、このホームでは3ユニットを保有している。1ユニットにはは3名の従業員の配置を義務付けられており、仮に完全3交代制に換算すれば、3倍の介護要員が必要になってくる。1ユニット9名の入居者に対して9名の就業者が必要になることになり、単純計算では3ユニットでは27名の介護職員が必要となるが、実際の介護職員は19名であり、深夜は宿直者のみとして運営している。

しかし、サービスの良さを売り物とする温泉地旅館と比較しても従業員の多さ、濃さが推測される。

2) 小規模が有利とは限らない

上記の例でも解るように、規模の大小にかかわらず、施設長などの基幹職員は必要であり、小規模のホームの方が固定職員、固定施設などの割合が、入居する被介護者の人数に比例すると、その率が高い場合が多く、これらは、温泉地旅館における、番頭、板長、仲居頭、送迎のためのドライバーなどの部門長の配置にも似ており、旅館の場合は一人三役的な兼務で運営しているが、行政の規制・指導を受けるホームでは、職員給与の制限もあり、コンプライアンスの問題より、各部門長と一般従業員との給与の平準化、給与をダウンしてのワーキングシェアが課題になる。

8. ロケーションの再考

先に述べた有料老人ホームの収支は、あくまでも温泉地旅館という満室状態を想定したものである。逆にいえば、満室状態でなければ、ヒマな温泉地旅館の二の舞になるわけである。

1) 交通至便なロケーション

従って、大都市圏から近く、交通の便、特に鉄道の便が至便であり、しかも駅前立地するところが有利である。例えば湯河原駅前、熱海駅前といったような現役世代が、週末に会社の帰りに直接通えるセカンドハウスを求めたいよ

うなロケーションであれば最適と推定する。

このような条件を示せば、温泉地旅館の経営者は、当該施設がそのような場所であれば、無理に介護付き有料老人ホームに転換しなくてもすむ、との論議を蒸し返すことになるであろう。

しかし、ロケーションが子供たちの居住する大都市圏から遠く離れたところであれば、年老いた親は、田舎の鄙びた温泉地のホームに入居することに躊躇し、子供に対して極端な表現であるが、親を現代の「ナラヤマ詣で」をさせるのか、との拒否反応を示すケースもあるかもしれない。だが、繰返すが、温泉地旅館の経営ができないようなロケーションにあるからこそ、介護付き有料老人ホームへの転換を考えるわけであり、経営者は、身勝手に自分たちの都合のみで転換をし、成功させるとの願望を持つとすれば、たちまち壁に突き当たるかもしれない。

2) ロケーション問題の解決は

ロケーションに難点がありながら、あえて有料老人ホームへの転換を志向する温泉地旅館は、採算点に持っていく方法があるのだろうか、苦戦することを覚悟して、3～5年後にペイラインにもっていき予算措置・回転資金を準備して長いスパンで計画をし、ソフト面の充実させ、そのサービスの良さを口コミで大都市圏の居住者に知られるようになれば、成功の果実を得ることが可能かもしれない。もっとも、相当以前より、温泉地旅館の経営に、そのような配慮をしておれば、転換問題は発生しなかったかも知れない。

3) アクセス問題の一助に

都内有数の高級住宅地より、1キロメートルほどの所に位置する、高級といわれる有料老人ホームでは、支配人に著名ホテルの管理職経験者を採用し、商店街がある最寄りの私鉄駅に一日二回マイクロバスを運行して、独歩可能な被介護者のショッピングの便を図っている。このサービスは観光地の旅館サービスと類似しており、ロケーションとアクセスを解決するための古典的ともいえる解決方法である。

むすび

温泉地旅館を介護施設に業態転換を志向する場合は、先ず奉仕の心、次いでロケーション、施設と設備、人材、回転資金など以外に行政による許認可とクリアーを要する課題が多くある、また、料金建てに左右される採算点問題などを勘案して綿密な計画をする必要がある。繰返すが365日、24時間を営業している温泉地旅館を運営してきた経験は大きなアドバンテージである。

今後数十年間、営業可能なハードが業態を転換して再生できるなら、選択肢の一つとして評価されてしかるべきである。

参考文献

川原経営センター 2011 『介護ビジネスの動向がわかる本』 秀和システム版

田中 元 2012 『介護ビジネスの動向がわかる本』 秀和システム版

聞き取り施設 2010～2012 千葉県特別養護老人ホーム清和園

児童養護施設における家族支援と ソーシャルワーカーの専門性について

朴 美 京

1. はじめに

児童養護施設で生活する子どもたちは多くの課題を抱えており、その支援を行うソーシャルワーカーには経験や勘による支援だけではなく、専門的な支援が求められる。しかし日本におけるソーシャルワークの遅れは顕著であり、児童養護施設で生活する子どもたちの多くが十分な支援を受けられていない。一つの例として、児童福祉法は1947年に制定されて以来、十分な改正がなされておらず、児童養護施設における職員配置の基準や子ども一人当たりの施設面積の狭さ等は児童福祉法の問題点としてよく取り上げられる。

厚生労働省の統計（2011）によると現在、日本の児童養護施設は585ヶ所あり、およそ3万人の子どもたちが施設で生活をしている。児童養護施設では基本的に2歳から18歳までの子どもを対象としており、また幼児期から施設に入所する子どももいるため保育は欠かせない支援である。しかし保育だけでは補うことのできない社会的養護が子どもたちには必要である。ソーシャルワーカーは支援者として子どもたちが児童養護施設に入所するまでに経験した過去を含めた子どもの未来を子どもと共に考え支援していかなければならない。

そこで、この論文では児童養護施設におけるソーシャルワークの必要性を追求し、その手がかりとして家族支援と家族支援を行うソーシャルワーカーの専門性を柱として挙げ、この2つの柱を手がかりに児童養護施設におけるソーシャルワークを追求していきたい。

2. 児童養護施設とは

1) 現在の児童養護施設と子どもの権利

児童養護施設とは、児童福祉法第41条で規定されている施設の一つである。2008年に実施された児童養護施設入所児童等調査によると、在籍期間は4.6年で、入所理由は虐待による親子分離が最も多く、職員構成は、児童指導員、保育士、栄養士、事務、心理士、家族支援専門相談員などが連携して業務を行っている。児童福祉法の定める最低基準によると2歳児2人に対して職員一人、3歳～6歳児4人に対して職員一人、小学生以上では子ども6人に対して職員一人という少なさであり、入所する子どもやその家族が抱える課題が複雑化しているのにもかかわらず最低基準の改正がなかなかなされなかった。そしてついに2011年6月改正がなされ、職員が一人増えるくらいの改正であったが、長年最低基準の改正がなされていなかったことを考えると、大きな一歩なのかもしれない。

現在の児童養護施設への入所理由が虐待による親子分離であることから、児童養護施設への役割は大きく3つあると考えられる。

1つ目は、子どもの支援である。日常生活・心理・自立へ向けての支援など、様々な方向からの支援が必要とされる。偏った支援ではなく子どもの必要としている支援を子どもと一緒に考え、また子どもにあった支援を職種に関係なく職員同士が自由に議論を深めていくことが重要であるとされている。

2つ目は子どもとその家族の支援である。現在、虐待による親子分離、つまり、児童養護施設に入所する子どもの多くが親からの不適切な養育を受けて入所するのである。戦後に比べれば両親がいて児童養護施設に入所するという子どもが増え、子どもにとっても、家族と、どのようにかかわりながら自立を目指すのかということが重要な課題となる。そこで子どもだけが支援を受けても家族との関係の再構築にはつながらない。家族もまた、必要な支援を受け、子どもとの関係を再構築させる努力が必要である。家族に必要な社会資源の提供や、家族の気持ちの代弁も児童養護施設に期待される役割である。

3つ目は地域開放されることである。核家族が増えている現在、子育てを母

親が独りで抱えた結果、行き詰まり、虐待をしてしまうというケースも多く、子育てに対する支援も様々である。そのうちの一つとしても、地域に存在する児童養護施設が開放されることで、子育てを地域で行っていく手がかりになるのではないか。

このようにかつてとは違った役割が、児童養護施設に期待されている。そのため、児童養護施設で働く職員も、また、子どもの支援だけではなく、こうした役割にも応えていくことのできる専門性が求められる。その専門性を身につけるためにも、児童養護施設の権利主体である、子どもの権利について、知るべきである。

子どもの権利が言葉にされたのが1989年に国連で採択された児童の権利に関する条約である。日本では1994年に批准しており、専門家だけではなく広く子どもの権利ということが注目されるようになった。この条約では、子どもは保護されるだけではなく、権利を行使する主体であり、18歳未満の全ての子どもがその権利を持っているとされている。具体的には、差別の禁止（2条）や子どもの最善の利益（3条）、意見表明権（12条）、親による虐待・放任搾取からの保護（19条）、家庭を奪われた子どもの養護（20条）などが述べられている。

子どもたちの権利を守るために多くの児童養護施設では意見箱の設置や、第三者評価を受け、子どもの生活環境や支援の改善を行えるよう務めている。何より重要なのは子どもが自らの生活と結びつけ、改善を求めるように声を上げていくことである。そこで重要なのが、「大切にされている実感」（牧野2010）である。

2) 現在の児童養護施設が抱える課題

現在の児童養護施設が抱える課題は、人的なゆとりと運営財政面でのゆとりがないことである。児童養護施設は、子どもの日常生活場面における支援を行うとしての役割が期待されている。それには児童養護施設で働く職員と子どもの関係が重要と考えるが、職員と子どもの関係は日常生活で子どもから発せられる要求とそれに応えることから築かれると考える。現在の職員の配置基準が

十分ではないことも、児童養護施設において人的なゆとりが必要なことも明らかにできよう。

人的なゆとりがないことが、職員の離職率の高さという悪循環をも生み出している。どの業界でも言われることであるが、3年が節目となり離れていく若い職員が後を絶たない。児童養護施設において離職率の高さは、児童養護施設という現場が過酷過ぎるのである。

この人的なゆとりという課題を解決するには、運営財政面のゆとりが必要と考えられる。児童養護施設の職員体制は児童福祉法で定められた最低基準がベースとされているが、それ以上の人数を配置することは、施設の運営財政面にも厳しいのが現状である。その他に児童養護施設は様々な職種が連携することが必要な環境であり、そのためには、お互いの役割を理解しなくてはならない。このことは、児童養護施設で働く職員が自らの役割を理解すること、自らを理解することにつながる。

また社会の意識変革も人的なゆとりを解決するために必要と考えられる。近年ますます子どもや家族が抱える課題は深刻、且つ、複雑化しており、児童養護施設に期待される役割も変化している。具体的には、家族支援や、日常的な支援から、自立に向けた支援、また地域で子育てを支えるために、地域に開けた施設などの役割である。

児童養護施設は、行き場のない子どもたちを収容するのではなく、現在の社会にとって必要な場であることは確実である。社会の意識変革をもたらすことができれば子どもたちの暮らし、人生がプラスに動き、社会にとっても大きなプラスになるはずだ。

3. 児童養護施設における家族支援の重要性

従来、問題を抱える家族は問題家族とされ、「機能不全状態」とみなされ、「問題等を抱える家族員のみをクライアントとらえ、そのクライアントを家族や地域社会から隔離あるいは保護することに重点がおかれ」（北川2005）社会から排除されてきた。そして排除された者が収容された場が施設であった。つ

まり、家族として支援するというのではなく、力のない、排除されるべき対象として捉えられてきた。しかし近年は、次のような状況が顕在化している。

「家族の「強さ」を前提としたエンパワメントを原理とする新しい家族支援モデルへの転換」が図られている。そのため、問題家族としてではなく、課題を抱えた家族と捉えられ、家族支援とは家族の「強さ」に着目し、主体は子どもや家族員であり、専門家との協働が必要とされている。そして課題を解決するために、社会資源の開発や変革を行うことが強調されている（北川2005）。

また児童養護施設における家族支援は、子どものエンパワメントのために欠かせない支援である。児童養護施設における最終的な目的は、家族再統合であり、特に、虐待を背景に抱えた親子分離での入所が増えている現代において、単に親子を引き離すだけではなく、「家族が持つ本来の課題解決の力を引き出し、子どもの再統合の可能性を探る支援」（北川；2008）が目指されている。つまり生活の主体が子どもであり、家族支援もまた子どもが本来持っている力を引き出しつつ、子どもが自立していくために必要な支援なのである。児童養護施設に入所する子どもが抱える課題は、子ども本人が抱える課題もあるが、子どもの家族が課題を抱えているため、それが子どもにも影響を与えている場合がある。児童養護施設は、子どもが生活を送る場であって、子どもを収容する場ではない。子どもが自らの人生を歩んでいくために解決しなくてはならない課題の一つに家族との関係の回復をあげることができる。

つまり児童養護施設における家族支援で重要なことは、家族支援を子どもの視点から捉えることである。菅原は家族支援を子どもの視点から捉え、次のように述べている。「実際に私たちが相對しているのは、一人一人の子どもであり、その子どもであり、その子どもの心身のうちにあらわれる家族の像と、現実の家族との葛藤にいかに関わるかである」（菅原2004）。子どもから見た家族がどのように映っているかは、児童養護施設において家族支援をしていく上で重要と考える。

また児童養護施設での家族支援は、子どもに寄り添った支援であるため、成長過程の子どもと家族に安定した距離を築いていくことは容易ではない。しかし児童養護施設において家族支援を行うことで、子どもの問題解決に向かい、

そのことが自立につながり、貧困や虐待などの負の連鎖を断ち切ることができると考えられる。

児童養護施設における家族支援は子どもの支援であり、子どもが生きていく上で重要な役割を果たしていることが分かる。また家族支援において重要なことは、家族を個別化することである。

4. 児童養護施設におけるソーシャルワーカーの専門性

1) 児童養護施設におけるソーシャルワーカーとは

まず、ソーシャルワークとは国際ソーシャルワーク連盟（IFSW）によって次のように定義されている。

「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々にエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間行動と社会システムに関する理論を利用して、人々がその環境と相互に影響しあう接点に介入する。人権と社会正義は、ソーシャルワークの拠り所とする基礎である。」

児童養護施設におけるソーシャルワーカーも、この定義を根底に置くべきである。児童養護施設において利用者は子どもである。つまり、子どもの福利の増進を目指さなくてはならない。

次に、社会の変革を目指している以上、ソーシャルワーカーは施設内にと止まらず、社会に対して子どもたちの声を代弁していくことが求められている。具体的には子どもが自分に必要な社会資源を選択できるように、選択肢を広げられるような呼びかけを社会、国に訴えていくことが必要である。

児童養護施設におけるソーシャルワーカーは、子どもや、その家族の生活に密着している。ソーシャルワーカーとしての専門性が持てないと子どもやその家族の生活にのめり込んでしまう恐れがある。また、支援の過程で子どもの成育歴などを知る必要があるが、その知り得た情報を間違った支援に使用してしまえば、簡単に人権侵害を侵すことができる。密着に関わっている分、子どもたちとどのように距離を取っていくのか、自分の支援が子どものためになってい

るのか常に振り返る必要がある。

2) 児童養護施設におけるソーシャルワーカーの専門性

専門性がどのようにあるべきかということは、まず、ソーシャルワーカーとはどのようにあるべきなのかが十分に理解されていることが求められる。その基礎となるのがIFSWによるソーシャルワーク定義や社会福祉専門職団体協議会発行のソーシャルワーカーの倫理綱領である。北川氏は、不祥事を生む要因の分析の中で「専門職実践の根底を支える「基礎となる学問 (discipline)」の体系が不明確なことと相俟って、行為・行動に関する思考の「形式」「方法」「枠組み」に共通性・一貫性が欠如し、専門性を唱える上で必要な広場 (common green) や大義 (mission statement) と同一化 (=専門職としてのアイデンティティ) も図りにくい構図を長期にわたって放置してきた点にある」(ソーシャルワーク研究Vol.34NO.1) と指摘している。

児童養護施設は民間運営が多く、基礎理念とするところが施設によって違う。しかし、ソーシャルワーカーがどのような存在であるべきかという根底は共通性を持たせるべきである。そのためにも、まずは倫理綱領を理解し、その倫理や価値、原則に則った存在であることが第一条件である。また山田氏は児童養護実践において「突きつけられる子どもの現実に対し、それでもなお、子どもと向き合い、子どもの課題性を的確にアセスメントしていく力である」と述べている。また多くの職員が子どもと敵対関係のようになってしまう、子どもと向き合えなくなる状況を「それは、一言で言えば、「苦しい」からである。樂をしたい、自分を肯定したい、認められたいということが、日々逆になってしまう現実が苦しい、さらに、職員自身も「生身の自分」を突き付けられ、自分と向き合うこと自体も苦しいのである。ここで苦しさが一体どこからくるものなのか、誠実に向き合う姿勢が求められる。しかし誠実に向き合うことは容易ではない」(社会福祉研究 第106号) と述べている。自分の価値判断を否定されれば苦しく、現場において自分の価値観がずれていればそこに“なぜ”という視点を持ち、自らと向き合わなくてはならない。そうした自分との向き合いは容易ではなく、時には自分自身をすべて否定されているような絶望感に陥

ることも考えられる。

このようにソーシャルワーカーの専門性は、人として社会に受け入れられる存在であることが求められているように考えられる。他の職員と連携する場面では、自分の支援を語ることに、他の人の話を聞くことのどちらもが求められる。他の人の価値観を柔軟に受け入れる姿勢も必要である。さらには、子どもたちの生活に密着しているからこそ、子どもたちに安定した生活環境を提供しつつ、生活する力を養わせなくてはならない。どのような時も、ソーシャルワーカーとして生きることに向き合っていることが専門性ではないかと考えられる。

3) 児童養護施設におけるソーシャルワーカーの抱える課題

ソーシャルワーカーの社会的地位が確立されておらず、社会からの認知度が低い課題がある。そのことに関連し、専門教育が確立されていない。専門教育をしっかり受けていないと、現場に出てから自分のソーシャルワーカーに対するビジョンとのずれに絶望し、早々にバーンアウトしてしまう。そのようなソーシャルワーカーが少なくないのが現状である。北川が指摘するように、未だに、社会福祉実践は「経験と勘と骨と直観」(北川2010)で行われていると言っても過言ではない。確かに、経験や勘、骨、直観が全く必要ないとは思わない。しかし根拠に基づいた支援を行うことこそが専門性として求められているのである。

ソーシャルワーカーは、子どもや子どもの家族が抱えるニーズの複雑化する課題に対応していくために、自分も成長していかなければならない。その自ら秘める可能性を自覚し、高い志を持ち続けること、また周りの環境がそれを後押しするようなものであることが求められている。

社会福祉制度面でも専門性を発揮できる環境を整える必要がある。社会福祉制度の改正が現場の声を十分に活かしていないことは多くの先覚が述べてきている。児童養護施設におけるソーシャルワーカーは社会福祉の制度と日々の子どもたちへの支援の中で多くのジレンマを感じているのである。国が費用を拠出し、職員も十分に配置でき、子どものプライバシーを守る環境を提供すれば、すべての問題が解決されるわけではないが、第一条件として、これらの課

題が解決されるべきである。

5. まとめにかえて

以上のことから児童養護施設におけるソーシャルワークを次のようにまとめる。

児童養護施設におけるソーシャルワークは、子どもの生活そのものに密着しており、一言で言い表すことはできないが、子どもの最善の利益が追求・確保される場であり、子どもたちが安心し、安全に暮らすことのできる場を支援することと考える。

子どもの抱える課題が環境に左右されやすく、家族という集団の中でいくつも課題が複雑に絡み合っていることが分かる。そこで児童養護施設においては、その課題を抱える子どもを中心に置き、家族という集団を支援していくことで、子どもや家族が本来持っている力を支援していくことの重要性が明らかになった。

子どもたちは、児童養護施設において自らの人生を豊かにするために、様々な課題に立ち向かう。児童養護施設で働くソーシャルワーカーは、そのような子どもたちに寄り添い、子どもたちの課題解決に向けた取り組みを支援する。ソーシャルワーカーの支援は、何かをしてあげるのではなく子どもが本当に求めていることが何かを考え、子どもが自分の力で課題を解決できるように力を添える。他人の人生にかかわり、共に歩むソーシャルワーカーは専門職としての価値や倫理を十分に身につける必要があり、専門教育の重要性が叫ばれているが、現実課題として、そうした重要性に社会の関心が低いことから、子どもたちの支援に対して、社会的な責任が果たせる日はまだ遠いと考えられる。

児童養護施設は子どもを社会的に養護する場であり、子どもや子どもの抱える問題の多くが社会から与えられていることから社会はその責任を果たさなければならない。例えば、貧困や孤立、こうした課題を解決するためには社会が関心を持ち、改善しようとする意識が必要である。社会という大きな集団が足並みをそろえて課題解決に向かうことは容易ではないが、他人事としてではなく明日自分に身に起こりうる課題として取り組むべき時代だと考える。

児童養護施設におけるソーシャルワークは時代と共に変化している。それは

時代と共に子どもや子どもの家族が抱える課題が変化しているからである。この変化に対応するには、ソーシャルワーカーも日々、社会に対して敏感であり続ける必要があるだろう。いつの時代にも変わらないことは、社会的責任を果たす児童養護施設が子どもの最善の利益を追求する場であることだ。

本研究では、児童養護施設で生活を送る子どもについて言及したため、施設を退所した子どもと施設・社会との関係を迫及することができなかった。施設を退所した子どもから見えてくる施設の課題・社会の問題も含めて、子どもたちを支援していくべきと考える。その他にソーシャルワーカーがどのような機関・職種と連携しているかということと言及することで児童養護施設やそこで生活する子どもを様々な視点から捉えるべきだと考える。

こうした課題についても今後検討していきたい。

【引用・参考文献】

- 浅倉恵一・峰島厚他『子どもの生活と施設』ミネルヴァ書房、1996
- 福島一雄『社会福祉サービスの質の向上と第三者評価：児童養護施設の場合』「社会福祉研究」第108号鉄道弘済会福祉センター弘済会館pp49-57, 2010
- 星野智子・和田美智代『家族のこれから：社会学・法学・社会福祉からのアプローチ』三学出版、2010
- 北川清一『三訂 児童福祉施設と実践方法：養護原理とソーシャルワーク』中央法規、2005
- 北川清一『児童養護施設のソーシャルワークと家族支援：ケース管理のシステム化とアセスメントの方法』明石書店、2010
- 塩田規子『児童養護施設のソーシャルワーク実践：初歩から始めた成立可能性への模索』「ソーシャルワーク研究」34 (2) 相川書房pp158-163, 2008
- 住田正樹『子どもと家族』文学社、2010
- 田中理絵『家族崩壊と子どものスティグマ：家族崩壊の子ども社会研究』九州大学出版会、2009
- 富川和彦『児童養護施設「神戸真生塾」120年の歩み：これからの役割と方向について』「社会福祉研究」第104号鉄道弘済会福祉センター弘済会館pp94-100, 2009
- 上野加代子・野村知二『「児童虐待」の構築：捕獲される家族』世界思想社、2003
- 牧野敦『児童養護施設における子どもの権利擁護について』「季刊 児童福祉」41 (3) 全国社会福祉協議会施設協議会pp12-14, 2010

横山登志子『ソーシャルワーク感覚』弘文社，2008

渡部律子『ソーシャルワーク研究方法：ソーシャルワーク研究の発展にむけて』「ソーシャルワーク研究」35（2）相川書房pp84-96，2009

菅原哲男『家族の再生：ファミリーソーシャルワーカーの仕事』言叢社，2004

Doctor-Child Relationship to Effectively Support Children's Participation in Health Care : Based on the Activities of Children's Medical Associations in Japan

Tomoko YAMAMOTO

Abstract

This study discusses the doctor-child relationship which effectively supports children's participation in health care, based on the activities of children's medical associations in Japan.

Participation is a fundamental right of children, as stated in the "Convention on the Rights of the Child" setting out the rights of children as rights holders and citizens. Children's right to participation ensures their right to express their feelings and views in all matters affecting them, and requires that they be heard and given due weight in decision-making processes in both private and public lives. In recent years, also the importance of protecting the rights of infants has been focused on. These rights are positioned in health care as standards to promote children's healthy development and well-being, and are vital as they have a marked influence on children. The Convention stresses that children's expressions of feelings and views should be respected. In 2009, the understanding and implementation of these rights were strongly demanded again as they were deemed as being insufficient 20 years after the adoption of the Convention.

Children's medical associations in Japan, mainly founded by parents, are organized by disease, stage, or medical center. Currently more than 100 associations are coordinating peer support programs and public activities, including support for children's participation in health care, such as the promotion of children's expressions of feelings and views, sending messages to society based on their willingness, and, as a

prerequisite for these activities, the provision of information about their diseases.

Children's participation in health care is also supported by doctors, who aim to realize health care while respecting children's decision-making and are supported by these activities at the same time. Further, such an interactive relationship between doctors and children is established, supported by the doctor as well.

Based on the activities of children's medical associations in Japan, the doctor-child relationship which supports children's participation in health care is an interactive one, wherein doctors support such participation and, thereby, they are also supported, to be established and supported partly by the doctors through these activities.

Keywords

1. Doctor-child relationship
2. Convention on the Rights of the Child
3. The right of the child to participate
4. Support children's participation in health care
5. Children's medical associations in Japan

Background

Up to now, diverse models of the doctor-patient relationship have been typologically established, such as 3 models: "Activity-Passivity Model"(parent-infant),"Guidance-Cooperation Model" (parent-child or adolescent), and "Mutual Participation Model" (parent-adult)[1]; 4 models: "Engineering Model", "Priestly Model", "Collegial Model", and "Contractual Model"[2]; 4 models: "Paternalistic Model", "Informative Model", "Interpretive Model", and "Deliberative Model"[3] ;2 models: "Independent Choice Model" and "Enhanced Autonomy Model"[4]; and 4 models: "Commercial Model", "Guild Model", "Agent Model", and "Interactive Model"[5]. These models have also been presented in Japan[6].

Based on these views, however, children were not viewed as active participants in health care, and their special support needs for participation, unlike those of adults, were not mentioned.

In 1989, the "Convention on the Rights of the Child" was adopted in the UNITED NATIONS General Assembly, and the children of the signatories of this Convention are holistically ensured to have the right to life, development, protection, and participation today.

Particularly, children's participation is one of the guiding principles of the Convention, which is the first legally binding instrument to recognize their needs and protect their rights in all matters that affect their lives. These rights imply the Conversion of the adult-child relationship, advocating sharing information and dialogue between them based on mutual respect. Recently, the importance of protecting the rights of infants, who are not yet able to express their feelings and views, is also emphasized, based on the results of an increasing number of studies evaluating infants' abilities[7]. The Convention legally ensures that all children of the signatories can freely and easily access information, and requires that their views be heard and given due weight in decision-making processes in both private and public lives.

However, in 2009, the understanding and implementation of these rights were strongly demanded again as they were still deemed insufficient 20 years after the adoption of the Convention[8].

In short, the protection of children's right to participation is a global issue today and, as mentioned later, regarded as essential for health care having a marked influence on children.

At the same time, the participation of children with disease in health care requires the support of doctors. Thus, the question here is which type of doctor-child relationship is required to effectively support such participation.

This study aimed to answer this question, discussing the doctor-child relationship in terms of support for children's participation in health care, based on the activities of children's medical associations in Japan.

Objective and Methods

Children's medical associations in Japan, which had been introduced in publications, or presented on the websites of public institutions and publishing houses, were investigated as follows:

First, using the above sources, all children's medical associations in the country were listed and classified by disease and stage, or medical center. According to the information on the website of each association, the details of their activities were classified, among which the activities to support children's participation in health care were extracted. Then, the doctor-child relationship implied in them was evaluated.

Outcomes and Observations

1. Types of children's medical association in Japan

The types of children's medical association in Japan were investigated as follows:

These associations, organized by disease and stage, or medical center, had been mainly established by parents, following the foundation of All Japan Children's Heart Association in 1963[9]. Currently more than 100 are being organized in the country[10].

– Classification by disease and stage –

- Congenital Cytomegalovirus Infection, "Oya No Kai".
- Cryopyrin-Associated Periodic Syndrome, "CAPS Kanjya Kazoku No Kai".
- Subacute Sclerosing Panencephalitis, "SSPE Aozora No Kai".
- Influenza Encephalopathy, "Chiisana Inochi".
- Disabilities Are Caused by a Chromosome, "Oya No Kai, Four Leaf Clover".
- Turner Syndrome, "Himawari No Kai".
- Klinefelter's Syndrome, "KS Family Japan".
- Disorders of the Sex Development, "PESFIS".
- Ectodermal Dysplasia, "Gaihaiyo-ikeiseisyo No Kai".
- Wolf-Hirschhorn Syndrome, "Four Seasons".

- 5-p Syndrome, "Chamomile No Kai".
- "13 Trisomy No Kodomo O Shien Suru Oya No Kai".
- "The Trisomy 18 Support Group".
- "Japan Down Syndrome Society".
- "NPO The Japan Down Syndrome Network".
- CATCH 22 Syndrome, "22 Heart Club".
- Apert Syndrome, "Aperu-Syokogun No Kai".
- Angelman Syndrome, "Angel No Kai".
- "Japan Williams Syndrome No Kai".
- "Japan Association of Wilson's Disease".
- Lissencephaly, "Kathunosyo Oya No Kai, lissangel".
- "Kabuki Syndrome Network in Japan".
- Tuberous Sclerosis, "Kessethuseikokasyo No Ko O Mothu Oya No Kai, TS Thubasa No Kai".
- "Gaucher's Disease Patients and Their Parents".
- Cornelia de Lange Syndrome, "CdLS Japan".
- Joubert's Syndrome, "Joubert's ☆ Net".
- Citrullinemia, "Shitorurin-Kessyo Home Page".
- "Japanese National Network of Xeroderma Pigmentosum (XP)".
- Bloch-Sulzberger Syndrome, "Kijira No Page".
- Sotos Syndrome, "Show's Home Page".
- "Japanese Epilepsy Association".
- "Spina Bifida Association of Japan".
- "Japan Huntington's Disease Network".
- "Fabry Disease Patients and Associations".
- "Prader-Willi Syndrome Association in Japan".
- Beckwith-Wiedemann Syndrome, "Joho Kokan No Page".
- Pompe Disease, "Pompe House".
- Marfan Syndrome, "Marfan Network Japan".
- Marfan Syndrome, "NPO Japan Marfan Association".
- Mitochondrial Disease, "MCM Kazoku No Kai".
- Insensitivity to Pain with Anhidrosis, "NPO Muthu-Mukansyo No Kai, Tomorrow".
- "Association of Persons with Moyamoya Disease and Their Family".
- Rubinstein-Taybi Syndrome Family Support Group Japan, "COSMOS".
- "Japan Rett Syndrome Association".
- Primary Immunodeficiency Syndrome, "NPO PID Thubasa No Kai".

- Hydrocephalus, "Suitosyo. net".
- Osteogenesis Imperfecta, "Network OI".
- Osteogenesis Imperfecta, "Kothu-Keiseihuzensyo Tomo No Kai".
- "Japan Achondroplasia Association"
- Cystic Fibrosis, "Nohosei-Senisyo Kanjya To Kazoku No Kai".
- "Japan Muscular Dystrophy Association, Corp.".
- Spinal Muscular Atropy, "Network for Spinal Muscular Atropy".
- Perthes' Disease, "Perthes Network Japan".
- Funnel Chest, "Zenkoku Rotokyoikko No Kai".
- Scoliosis, "Sokuwansyo Ji O Mamoru Kai".
- Microtia, "Shoji Sakuru MIMI".
- "Japan Cleft Palate Foundation".
- Lip or Palate Dysgenesis Network, "Ozora Kai".
- Cleft Lip and Cleft Palate, "Koyu Kai".
- Anal Atresia, "Sako No Kai".
- "Japan Ostomy Association, INC.".
- Biliary Atresia, "Tando Heisa Syo No Kodomo O Mamoru Kai".
- "Social Welfare Foundation, Nationwide Association for Children with Heart Disease".
- "Children and Person with Heart Disease Communication, ASTRO HEARTS PROJECT".
- "Congenital Heart Disease Ebstein home page".
- Children with Ventilator, "Jinkokokyuki O Thukeru Ko No Oya No Kai, Bakubaku No Kai".
- Children with Intravenous Hyperalimentation in Home Care, "HPN Kanjya To Kazoku No Kai, Kakurenbo No Kai".
- Kawasaki Disease, "Kawasaki Byo Tomo No Kai".
- "Children with Kawasaki Disease, Oya No Kai".
- Phenylketonuric, "Feniruketonnyosyo Oya No Kai Renraku Kyogi Kai".
- "The Japanese Society of the Patients and the Families with Mucopolysaccharidoses".
- Menkes Disease, "Menkes-Byo No Kai, Maho No i Land".
- Inborn Error of Metabolism, "Leukodystrophy Network".
- Langerhans' cell Histiocytosis, "LCH Kanjya Kai".
- IDDM, "Thubomi No Kai".
- "NPO Japan IDDM Network".
- Adrenoleukodystrophy, "ALD FAMILY SUPPORT".
- Short Stature, "Children and person with Tei-Shincho Tomo No Kai, Popura No Kai".
- Children with Pituitary Dwarfism, Oya No Kai, "Wakatake Kai".

- Nephrogenic Diabetes Insipidus, "Jinsei-Nyohosyo Tomo No Kai".
- Nephritis, Nephrotic Syndrome, "Zenkoku Jinen Nefuroze No Kodomo O Mamoru Kai".
- Nephrotic Syndrome, "Soramame No Kai".
- Collagen Disease, "Zenkoku Kogenbyo Tomo No Kai".
- Juvenile Rheumatoid Arthritis, Oya No Kai, "Asunaro Kai".
- Atopic Disease, "Atopikko Chikyu No Ko Network".
- "NPO Nationwide Network to Support for Children with Allergy, Allergy Pot".
- Allergic Disease, "NPO Japan Allergy Tomo No kai".
- Diamond-Blackfan Anemia, "Daiamond-Burakkufan-Hinkethu Kanjya To Kazoku No Wa".
- "NPO Japan Brain Tumor Alliance".
- Retinoblastoma, "Momakugasaibosyu No Kodomo O Mothu Oya No Kai, Sukusuku".
- Hepatoblastoma, "Kangasyu No Kai".
- "Japan Ewing's Sarcoma Family".
- Childhood Tumor, "NPO Mille-feuille".
- Childhood Tumor, "NPO Medical Communication & Community, Es-Bureau".
- "Children's Cancer Association of Japan".
- Intellectual Impirment, "Inclusion Japan".
- Learning Disability, "Akashi LD O Kangaeru Kai, Little Dolphin".
- Learning Disability, "NPO Zenkoku LD Oya No Kai".
- AD/HD, "NPO Edison Club".
- Asperger Syndrome, "NPO Asperger Society Japan".
- Difficulty in Speech, "Zenkoku Gengo Syogai Ji O Mothu Oya No Kai".
- Difficulty in Speech, "NPO Zenkoku Kotoba O Hagukumu Kai".
- "Japan Stuttering Genyukai Association".
- Gilles de la Tourette Syndrome, "NPO Japan Tourette Association".
- Difficulty in Hearing, "Zenkoku Nantyo Ji O Mothu Oya No Kai".
- Crippled, "Zenkoku Shitai Hujiyu Ji/Sya Fubo No Kai Corporation, Hibiki".
- "Alternating Hemiplegia of Childhood".
- "Social Welfare Foundation, Nationwide Association for Children (Persons) with Severe Physical and Intellectual Disabilities".
- Persistent Disturbance of Consciousness, "Zenkoku Kazoku No Kai".
- Rare Intractable Disease, "Kisyo Nanbyo Sya No Kai, Asebi Kai".
- Intractable Disease, "NPO Nanbyo No Kodomo Shien Zenkoku Network".
- "Japan Society for Siblings of Persons with Disabilities".

– Classification by medical center –

- Sapporo National Hospital, "Syabondama No Kai".
- Ibaraki Children's Hospital, "Oya No Kai".
- Fukushima Medical University Hospital, "Hikari No Ko O Mamoru Kai".
- Chiba Children's Hospital, "Himawari No Kai".
- International Medical Center of Japan, "Kodomo To Tomoni Ayumu Kai".
- National Cancer Center Department of Pediatrics, "Oya No Kai, COSMOS Kai".
- National Center for Child Health and Development, Cancer in Childhood, "Oya No Kai, Yuuki No Kai".
- Juntendo Hospital Department of Pediatrics, "Oya No Kai, Ekubo" .
- St. Luke's International Hospital, "Links".
- The Jikei University Hospital, "Margaret".
- Toho University Omori Medical Center, "Himawari".
- Nihon University Itabashi Hospital, "Genki No Kai".
- Tokyo Metropolitan Cancer and Infectious Disease Center Komagome Hospital and The University of Tokyo Hospital, "NPO Momo No Ki".
- Saitama Children's Medical Center, "Biscuit".
- Kanagawa Children's Medical Center, "Kanagawa Tsubasa No Kai".
- Kanagawa Children's Medical Center, "Oya No Kai, Hot Cocoa".
- Kanagawa Children's Medical Center, "IDDM Kanjya Kazoku No Kai, Clover No Kai".
- Kanagawa Children's Medical Center, "Brain Tumor in Childhood, Shoni Nosyuyo No Kai".
- Tokai University Hospital, "Hikari No Kai".
- Yokohama City University Hospital, "Sunflower".
- Yokohama City University Hospital, "Cover No Kai".
- Shizuoka Children's Hospital Department of Hematologic Neoplasm, "Oya No Kai, Hohoemi No Kai".
- Numazu City Hospital, "Oya No Kai".
- Nagano Children's Hospital and Shinsyu University Hospital, "Kangaroo No Kai".
- Gifu Municipal Hospital, "Marukke Kai".
- Nagoya University Hospital, "Monami No Kai".
- Japanese Red Cross Nagoya Daiichi Hospital, "Haatopoppo".
- Nagoya Daini Red Cross Hospital, "Kidney Club".
- Japanese Red Cross Kyoto Daiichi Hospital and Shiga University of Medical Science University Hospital, "Nakayoshi Kai".
- Kyoto University Hospital, "Tanpopo".

- Kyoto University Hospital Department of Pediatrics, "Nikoniko Tomato".
- Kyoto Prefectural University Hospital, "Syuyoseisikkan Ji To Tomoni Ayumu Kai, Kagayaku Mirai".
- Osaka City University Hospital, "Himawari Kai".
- Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital Department of Hematology and Oncology, "Oya No Kai, Sakuranbo No kai".
- Kyusyu University Hospital, "Smile".
- Kurume University Hospital Department of Pediatrics, "NPO Support for Cancer in Childhood, Mokuyo Kai".
- Fukuoka University Hospital, "Oya No Kai, Mirai".

2. Activities

The activities of the above associations were investigated as follows:

Most of the associations coordinate a variety of peer support programs and public activities independently, or in a nationwide and international collaboration with similar associations or other branches, as follows:

(1) Peer support programs

Peer support programs, in which members provide practical help for each other, hold meetings and events, provide consultation, learn about children's diseases, have an independent financial aid system, and give support to children:

1) Meetings and events

The associations provide members with opportunities to meet their peers, such as regular meetings, events, and recreation programs, making effective use of electronic aids and offering alternatives to facilitate their participation in them, in consideration of their diverse situations under medical treatment.

2) Consultation

A large number of associations provide peer consultation for members with similar experiences. Various forms and tools such as telephone, E-mail, on-line, and face-to-face consultation are available.

In some cases, doctors also provide consultation regarding children's diseases.

3) Learning about children's diseases

The associations provide mainly parents with opportunities to learn about their children's diseases.

Educational programs cover a wide area of medical issues related to: studies such as the translation and introduction of foreign documents; diseases and treatments such as regarding the long-term goal and terminal care; medical systems and doctors such as information and doctors' advice including second opinions; social support such as public services, tax deduction for medical expenses, and the introduction of other associations; and support for children such as tutoring in complementary to school education and explanation of diseases.

Although most of these programs are organized exclusively by members, some of them are supported by doctors giving lectures on diseases.

4) Independent financial aid system

A small number of associations also manage independent financial aid systems for their members to provide medical expense subsidies and information about inexpensive accommodation for children and families.

5) Support for children

In addition to the above activities, some of the associations provide direct support for children with or experience of disease, as well as their brothers and sisters, including: later-mentioned display of drawings painted by children with diverse ages and health statuses; peer exchange and counseling; play and recreation programs inside and outside the hospital; educational support such as assistance in school work and returning to school; and support for children's own private and public activities:

i) Displaying of children's drawings

Children's drawings and handicrafts are actively displayed to promote children's expressions of emotions and views.

ii) Peer exchange and consultation

Peer exchange and consultation programs for children include support for their

brothers and sisters, who also experience stress, and opportunities to coordinate these activities by themselves.

iii) Play and recreation programs

Some of the associations provide children with a variety of play and recreation programs.

These programs are not limited to activities inside the hospital such as book reading, parent-child collaborative toy creation, clown doctors, movies, puppet shows, concerts, and seasonal events including a Christmas party, but also involve those outside such as watching soccer and baseball games, outdoor barbecues, and camping trips. In some cases, the associations train volunteer staff by themselves to provide effective support for the above activities.

Most of the activities including those to be provided outside the hospital are also supported by a number of doctors.

iv) Educational support

Educational programs include student volunteer coordination in cooperation with neighboring universities, the use of on-line educational services, which allow children to learn together simultaneously, and the provision of information and support for children's return to school.

v) Support for children's own activities

A wide range of support for individual, group, peer, and public activities of children with or experience of disease is available.

For individual activities, the associations provide financial aid for advanced education such as college and university, license acquisition, and independent life.

For group activities, children are supported to construct a website and organize events only for children including their brothers and sisters to make friends and exchange information.

Support for peer activities includes decoration of the play room in a children's ward, coordination of play and recreation programs, and peer tutoring system management to complement school education.

Lastly, support for children's public activities covers the regular issuing of bulletins, website management, organizing nationwide meetings in collaboration with local branches, participation in international events, education of the local community and fundraising campaigns, publication of books, contribution to popular and technical magazines, attendance at academic meetings, and participation in the media such as news programs[11]. Their expressions of views and opinions at academic meetings and technical journals are also supported by doctors.

As a prerequisite for the realization of these activities, children should be informed of and fully understand their diseases and situations. The provision of information about diseases to children is being actively promoted by some doctors.

(2) Public activities

In Japan, a number of social problems are still involved in children's medical treatment, such as an insufficient provision of information about diseases, the lack of public understanding and prejudice, bullying, difficulties in returning to school, going on to the next stage of education, and employment[12].

To cope with such problems, some of the associations are developing public activities to advocate establishing medical systems and social relationships related to medical treatment for children, which contribute to their quality of life and the realization of their hopes.

These activities include: the gold ribbon campaign for children with cancer; educational campaigns such as puppet shows to raise awareness of children receiving medical treatment or participation in university festivals; report on surveys conducted by the members, related to children's well-being, education, and employment; and political commitment such as announcements and suggestions regarding health care. As previously mentioned, part of them are supported by children themselves.

Further, the doctors supporting these activities are also supported by the associations, who are engaged in the promotion of doctor-children-family relationships, cooperation with medical research projects, attendance and assistance at

academic meetings, organizing seminars and training programs for medical professionals and students, and, in a few cases, financial aid for doctors' research and studies abroad.

3. The relationship between doctors and the activities for children's participation in health care

(1) The activities of children's medical associations for children's participation in health care

Children's right to participation is positioned as a standard in health care to promote children's healthy development and happiness[13]. Therefore, methods of children's participation in health care should facilitate their access to information presented in an understandable way and allow them to express their views in all health-care-related matters affecting them, requiring that those views be heard and given due weight in both their personal decision-making and policy or project planning processes related to health care.

The practice in supporting children's participation in health care of the associations include the promotion of children's expressions of feelings and views, sending their messages to society based on their willingness, and the provision of information about their diseases:

1) Support for children's expressions of feelings and views

As children's participation in health care requires that their feelings and views be understood/heard, their expressions should be affirmed in the first place.

Support for children such as displaying their drawings and consultation, as well as peer meetings and consultation programs, conform to such a prerequisite.

2) Sending children's messages to society

Children's participation in health care also requires that the feelings and views children express be widely known by sending messages to society.

As previously mentioned, supportive activities of the associations such as the issuing of bulletins, website management, organizing meeting events, street campaigns,

the publication of books, attendance at academic meetings, contribution to technical journals, and participation in the media, both by children themselves and in collaboration with them, are encouraging them to send messages to society.

3) Support to help children understand their diseases

Providing children with information about their diseases is a prerequisite for their participation in the health-care-related decision-making processes.

The associations advise parents on how to talk to children about their disease, nurturing their understanding at the same time.

(2) Doctor-child relationship regarding activities for children's participation in health care

Children's activities such as presentation at academic meetings and expression of their views in technical magazines are also supported by doctors, who support children's participation in health care.

On the other hand, as such participation is a prerequisite for child-centered health care, doctors aiming for the realization of health care with respect to children should also be supported. Consequently, the activities to promote children's participation in health care imply an interactive relationship between doctors and children, which is also established by doctors.

In the case of children with limitations due to the disease and in need of empowerment, the importance of such interaction in the relationship, which allows them to adopt certain approaches, not being unilaterally supported, is further emphasized[14].

As previously mentioned, a number of secondary problems involved in children's medical treatment, such as the insufficient provision of information about diseases, the lack of public understanding and prejudice, bullying, difficulties in returning to school, going on to the next stage of education, and employment, tend to deprive children with or experience of disease of their empowerment. To empower these children, their own commitment to the problem-solving processes supported by adults and self-confidence

improved through this experience are essential. Therefore, children under medical treatment with secondary disabilities particularly require such an interactive relationship, wherein they also develop approaches.

4. Doctor-child relationship to effectively support children's participation in health care

Based on the activities of children's medical associations in Japan, the doctor-child relationship to effectively support children's participation in health care may be concluded as follows:

Firstly, it is a relationship wherein doctors support children's participation in health care. In the case of children with disease, their support is indispensable.

Secondly, it is interactive; thereby, doctors are also supported. In the case of children under medical treatment with secondary disabilities and in need of empowerment, the importance of interactivity, which allows them to make approaches, is further emphasized.

Thirdly, such an interactive relationship is also established and supported by doctors. Doctors' support is essential for the participation of children under medical treatment.

The activities of the associations have been promoting the interactive relationship between doctors and children, effectively supporting children's participation in health care.

On the other hand, however, children's participation in policy and project planning processes related to health care affecting children has yet to be realized in Japan. It is necessary for their feelings and views to be given due weight also in the public area of health care.

Conclusion

The doctor-child relationship which effectively supports children's participation in

health care, was discussed in this study, based on the activities of children's medical associations in Japan.

The associations provide a variety of peer support programs and public activities, including support for children's participation in health care, such as the promotion of children's expressions of feelings and views, sending messages to society based on their willingness, and, as a prerequisite for these activities, the provision of information about their diseases.

These activities to promote children's participation in health care are supported by doctors, who are also supported through the activities at the same time. Further, such an interactive doctor-child relationship is established by doctors as well.

In conclusion, the doctor-child relationship to effectively supports children's participation in health care is an interactive relationship, wherein doctors support such participation and, thereby, they are also supported, established and supported partly by the doctors through these activities.

References

1. Szasz, TS., & Hollender, MH. (May, 1956). A Contribution to the Philosophy of Medicine. *Archives of Internal Medicine*, 97(5), (pp.585-592). Chicago: American Medical Association.
2. Veatch, RM. (June, 1972). Models for Ethical Medicine in a Revolutionary Age. *Hastings Center Report*, 2(3), (pp. 5-7). New York: The Hasting Center.
3. Emanuel, EJ., & Emanuel, LL. (April, 1992). Four Models of the Physician-Patient Relationship. *The Journal of the American Medical Association*, 267(16), (pp. 2221-2226). Chicago: American Medical Association.
4. Quill, TE., & Brody, H. (1 November, 1996). Physician Recommendations and Patient Autonomy: Finding a Balance between Physician Power and Patient Choice. *Annals of Internal Medicine*, 125(9), (pp. 763-769). Philadelphia: American College of Physicians.
5. Ozar, DT. (2003). Profession and Professional Ethics. *Encyclopedia of Bioethics 3rd Edition*, (Edited by Post SG), (pp.2158-2169). New York: Macmillan.
6. Nukaga, Y. (2005). Iryojujisyu-Kanjya Kankei. *Nyumon Iryorinri I*, (Edited by Akabayashi A.), (pp. 129-130). Tokyo: Keisoshobo. (in Japanese).
7. UNITED NATIONS Convention on the Rights of the Child Committee on the Rights of the

- Child. (2005). *GENERAL COMMENT No.7 Implementing child rights in early childhood*.
8. UNITED NATIONS Convention on the Rights of the Child Committee on the Rights of the Child. (2009). *GENERAL COMMENT No.12 The right of the child to be heard*.
9. URL: <http://www.heart-mamoru.jp/> (accessed 11 May 2012, in Japanese).
10. Edited by Kanjya No Network Hensyu Iinkai. (2000). *Byoki Ni Natta Toki Sugu Yakunitathu Sodan Madoguchi-Kanjya Kai 1000*. Tokyo: Sanseido. (in Japanese).
Supervised by Chihiro W. (2004). *Zenkoku "Kanjya Kai" Gaido*. Tokyo: Gakken. (in Japanese).
Edited by "Zenkoku Kanjya Kai Syogaisya Dantai Yoran" Hensyu Shithu. (2006). *Zenkoku Kanjya Kai Syogaisya dantai Yoran 3rd edition*. Osaka: PRIMED. (in Japanese).
Edited by Iina Station (2007). *Gan! Kanjya Kai To Sodan Madoguchi Zen Gaido*. Tokyo: Sanseido. (in Japanese).
Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology-Japan and Ministry of Internal Affairs and Communications in Japan. *Nanbyo Kanjya Dantai To Eno Link Syu*.
URL: <http://www.nise.go.jp/portal/universal/shogai/nanbyo.html> (accessed 11 May 2012). (in Japanese).
PRIMED. *Kanjya Kai To Syogaisya Dantai No Link Syu*.
URL: <http://www.primed.co.jp/selfhelp/> (accessed 11 May 2012). (in Japanese).
Iina Station. *Kanjya Kai-Kanjya Community Cite List*.
URL: <http://www.e7station.com/html/kanja-kai/index.html>
(accessed 11 May 2012). (in Japanese).
11. NHK. *News Watch*. (televised 31 July 2009).
12. Edited by the Executive Committee of "Iryo Ni Okeru Kodomo No Jinken O Kangaeru Sympojjium"(2007). *Iryo Ni Okeru Kodomo No Jinken*, (pp. 16-23). Tokyo: Akashisyoten. (in Japanese).
13. UNITED NATIONS Convention on the Rights of the Child Committee on the Rights of the Child, (2009), op.cit.
14. Yoshinaga, S. (2003). *Kodomo No Empowerment To Kodomo Ombuspersion*, (pp. 107-115), (pp. 243-264). Tokyo: Akashisyoten. (in Japanese).

余滴 学生のための文学講座

恋歌のゆかり

桑田佳祐作詞「LOVE AFFAIR―秘密のデート―」について

西脇 哲夫

数年前から、本学オープンキャンパスでは、模擬授業が行われている。大学教員にとっては雑用の一種でもある。しかし、私にとって、受験生の興味を惹くような内容を毎回考えるのも、楽しい頭の体操であった。今までお話しした内容は、千差万別である。能・狂言から、オペラやミュージカル、「pop」に至るまで、時代や文化、文学伝統にからめた啓蒙的な内容であることを心がけてきた。そろそろ、そうした機会にお話ししてきたことを、少し書き残しておこうと思う。文学好きでなくても、好奇心さえあれば文学の楽しさを味わうことができるはずである。私の考えたことの真偽・正誤はともかく、学生諸君にそんな風に考えることもできるのかと思っただけならば、幸いである。

目下、サザンオールスターズは活動休止中である。私は、オープンキャンパスで三回ほどサザンの楽曲（歌詞）を

取り上げている。サザンなんかもう古いという向きもあるかと思うが、それは短慮というものだろう。すでに、サザンは、日本の音楽シーンのスタンダードになっていると思うからである。彼らのデビュー時からファンである中高年世代から最近の若い世代まで、幅広い支持層をもっているのはいうまでもない。彼らが活動を再開するのを待ち望んでいるファンは、決して少なくないであろう。今回は、サザンの親しまれている楽曲の数々の中から、ファン投票でも上位に入っていた「LOVE AFFAIR - 秘密のデート -」の詞を取り上げ、その発想の基となっている文化的な背景を探ってみたいと思う。

まず、この曲のシチュエーションを簡単に説明しておこう。

夜明けの街を、恋人を送り届けて帰って行く男。夜は、まだ完全に明けていないようである。恋人と離れることの切なさ、名残惜しさが強調される。帰りたくない。だが、夜明けと共に早く帰らねばならない二人。他人に知られてはいけない関係にあるらしい。つれて歩けず、いつも他人を演じなければならぬ二人。儂い夢と知りつつ、不倫関係にある二人であることが暗示されている。

私が初めてこの曲を聴いたのは、通勤途上のことだった。その時、すぐにどこかで聞いたことのあるような歌詞であるという感覚に襲われた。古典の恋歌を思い起こしていたのである。平安時代は通い婚だったとか、恋をするには上手に和歌を読むことが必須だったとか、古文の授業などで聞いたことがあると思う。恋をする男性は、相手の女性の名譽を守るために自分の影を消さねばならない。こっそりと、女性のもとへ訪ねていくのである。当然、人目に立

たないよう深夜に訪れ、早朝に帰参する。あまりに早く女性のもとを去れば、無粋な男と思われてしまうだろう。もちろん、ひと目に立つような時刻まではいられない。許されるぎりぎりの時刻まで別れを惜しみ、男は帰途につくのである。このあたりの機微を演出するのも、男性に求められるインテリジェンスだったのだろう。まさに、「秘密のデート」であったわけだ。そもそも、恋歌には、「東雲（しののめ）」をうたったものが数多く存する。別れの時を知らせる東の空は、別れがたい時を過す恋人たちには恨めしいものと思われたのだろう（古今和歌集⁵²）。しののめのほがらほがらとあけゆけば おのがきぬぎぬなるぞかなしき 等）。「LOVE AFFAIR」の歌詞は、そのことを私に思い起こさせたのである。特に、古文の教科書に必ずといっていいほど収載されている一首の和歌だ。誰でも知っていると思われる、『新古今和歌集』の歌風を象徴しているといわれる和歌のひとつである。

『新古今和歌集』巻一・「春歌」上

守覚法親王、五十首歌よませ侍りけるに

藤原定家朝臣

38 春の夜の 夢の浮き橋 とだえして 峰に別るる 横雲の空

守覚法親王が五十首の歌を詠ませました時に

藤原定家朝臣

春の夜の、短くてはかない夢がとぎれて、見ると、今しも、横雲が峰から別れてゆく曙の空であることよ。

「峰に別るる横雲」は、春の夜の美しくはかない夢の内容を暗示し、それに『源氏物語』の幕切れの世界が重なって、妖艶である。

(小学館 日本古典文学全集『新古今和歌集』)

日本古典文学全集の解説は、書物の性格上、きわめて簡潔なものになっている。また、頭注には『古今和歌集』巻十二・恋歌二の〇〇「風吹けば 峰にわかるる白雲の 絶えてつれなき 君が心か」(壬生忠岑)をあげている。いわゆる、「本歌取り」の歌であることも示してある。いうまでもなく、「本歌取り」は、古歌の語句・発想などを意識的にとりいれて、新たな和歌世界を創造する表現技法である。

気の利いた人であったなら、もう少し説明を加えるかもしれない。たとえば、「春の夜の夢」がはかない恋の夢であること、「夢の浮き橋」は、『源氏物語』の巻名であり、それは尼になった浮舟という女性に愛を拒絶された薫(光源氏の子)の悲しみの物語であることが語られたかもしれない。また、「峰」と「横雲」とが、それぞれ男女を象徴しており、一夜を過ごした女性の元から帰って行く男性を連想させること。壬生忠岑の和歌に触れて、「絶えてつれなき君が心か」が、定家によって浮舟の薫を拒絶する心に転化されていることなども説明されたかもしれない。定家の和歌は、『新古今和歌集』では春の歌に分類されてはいるが、濃厚な男女の情交を連想させてやまない歌でもあるのだ。だから、日本古典全集の解説にあるとおり、「妖艶」な和歌と感じられるのである。

松尾芭蕉の作品や俳論も、必ず習ったことがあるだろう。蕉門俳諧の重要な理念として、「不易流行」という言葉

も習っていると思う。芭蕉自身の著作に、その言葉はない。弟子の去来・許六の『俳諧問答』、土芳『三冊子』に、芭蕉の教えとして記されている。『三冊子』には、次のようにある。

師の風雅に萬代不易有り。一時の變化有り。この二つに究まり、其本一つ也。その一つといふは風雅の誠也。不易を知らざれば實にしれるにあらず。不易といふは、新古によらず、變化流行にもか、わらず、誠によく立ちたるすがた也。代々の歌人の歌をみるに、代々其變化あり。また新古にもわたらず、今見るところむかしみに不替、哀成るうた多し。これまづ不易と心得べし。又千變萬化する物は自然の理也。變化にうつらざれば風あらたまらず、是に押うつらずと云ふは、一端の流行に口質時を得たるばかりにて、その誠を責めざるゆへ也。せめず心をこらさざる者、誠の變化を知るといふ事なし。たゞ人にあやかりてゆくのみ也。せむるものはその地に足をすへがたく、一步自然に進む理也。行く末いく千變萬化する共、誠の變化はみな師の俳諧也。かりにも古人の涎をなむる事なかれ。四時の押うつるごとく物あらたまる、皆かくのごとし共いへり。

（岩波書店 日本古典文学大系『連歌論集 俳論集』）

「不易」は時が遷っても不変であること、伝統的なものといってもいいだろう。「流行」は、新しい発想や感覚で自然に變化していくことである。いずれも、不可欠の要素である。伝統を守るだけでも、新奇を銜うだけでもいけない。本質的なもの（風雅）を大切にするというのである。単なる古典の受け売りではなく、古典の伝統を踏まえつつ、新しい感覚や趣向でもって、革新的であり美の本質を備えた作品を生み出していくことを目指すというのである。

「本歌取り」の発想にも通じるものであろう。模倣のようでいて、単なる模倣に終わらず新しい作品世界を創造していく。それは、もとより独創的な作品でなければならぬ。「LOVE AFFAIR」は、まさに「本歌取り」または「不易流行」を地で行った作品として評価できると思うのである。また、日本文学の伝統的な技法を現代に蘇らせた作品だということができると思う。

賢しらに考えてみれば、不倫関係にある恋人を夜明けに送りとどけるといふ場面設定には、無理がある。特別な条件でもない限り、不倫関係にある男女が夜通し家を空けるといふことが可能だとは思われないからである。前述した通り、『源氏物語』『夢浮橋』には、尼になった浮舟の許されない恋心が描かれていた。壬生忠岑の和歌の「絶えてつれなき君が心か」が浮舟の許されない恋心を抑制する心情に転化されていたことをも意識下にあつて「LOVE AFFAIR」の作詞がなされたとしても何の不思議もないと思う。許されない恋は、民主主義の世の中では存在しないといつてもよいだろう。その例外として、不倫関係がある。そこに着目して、恋歌の「秘する恋」のイメージを、現代の許されない恋愛関係に置き換え、場面展開した発想こそが作詞者の功績であつたのではないかと思うのである。

「LOVE AFFAIR」の作詞者 桑田佳祐氏は、間違いなく天賦の才能に恵まれていると思う。しかし、桑田氏は勉強家であるのだろう。語呂合わせのように思われている「愛の言葉〜Spiritual Message〜」などの詞を聞いても、その巧妙な仕掛けに感心する。それは、また別の機会に述べようと思う。

編 集 後 記

▶日本中が恐怖に慄いた東北大震災から2年が経過した。暗中模索の中、地震による津波被害と放射能汚染の解決へ向けて、ただひたすら歩んでいる。今もなお行方不明の方々と犠牲になられた方々に、祈りと深い哀悼の意を捧げる。さらなる決意を持って、教育と研究の場を通して復興に向けて取り組みたい。

▶平成24年、本学の「現代コミュニケーション学科」は、幼児教育専攻54名、現代コミュニケーション専攻50名、合計104名の入学者を迎えた。思えば、平成13年、減少していく入学者に歯止めをかけるため、学科名を「英米語学科」から、幅広く学生を受け入れる「英語コミュニケーション学科」へと名称変更したが、入学者は激減し、遂に平成14年、今は亡き副学長石川教張先生による趣意書を骨格にして「現代コミュニケーション学科」への改組が行われた。その後今日に至るまで、入学者の確保は短期大学存続の第一条件となった。趣意書に書かれている「現代に適応したコミュニケーション能力を習得する教育」は、本学すべてのカリキュラムの中に息づいている。あれから、10年の月日が経過し、幼児教育専攻では、今年度より2年間で幼稚園教諭二種免許と保育士資格をダブル取得できるカリキュラムが実施された。現代コミュニケーション専攻では、就職の知識と技能をめざす科目、「キャリアガイダンス」をより充実させ、ハローワークや東京仕事センターから外部講師を招き、履歴書の書き方、面接場面での対応を学べるようにした。課外授業の「公務員対策講座」は人気があり受講者も多く、すでに3名の公務員が誕生している。来年度はさらに入学者が増えると予想され、増員した学生を収容するために、4階の教室を広げる改築工事が進んでいる。また、授業数も増え、新しくエネルギーな若い先生方を迎えて、新学期をスタートすることとなった。

▶毎年、本学紀要にご寄稿して下さり、オープンキャンパスでは心理実験等の模擬授業も担当して下さった土田昌司先生が昨年12月に逝去された。この場をおかりして、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

▶この度、9編の論文を載せることが出来た。ご多忙の中、ご寄稿下さった先生方へ感謝の意を伝えたい。毎年のことながら、無理なスケジュールを調整していただいた三協社出版の高橋社長にもお礼を述べたい。

(『紀要』編集委員会)

東京立正短期大学紀要編集委員会規程

(設置)

第1条 東京立正短期大学（以下「本学」という）に、紀要編集委員会を設置する。

(目的)

第2条 紀要編集委員会は、教育研究に資するため研究紀要の編集および刊行を行う。

(任務)

第3条 紀要編集委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) 研究紀要誌「東京立正短期大学紀要」の編集、刊行、配布
- (2) 編集方針の決定と編集内容の選定
- (3) 寄稿者の選定と依頼
- (4) 原稿の整理、保管
- (5) 合評会等の開催
- (6) その他必要な事項

(組織)

第4条 紀要編集委員会は、教授会の議を経て学長の委嘱する委員若干名をもって組織する。

2. 委員長は委員の互選とする。委員長に事故ある時は他の委員が代行する。
3. 委員は専任教員より選任、委嘱する。
4. 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(寄稿細目)

第5条 紀要編集委員会は、円滑な寄稿・掲載を図るため、別に寄稿細目を定めるものとする。

(事務処理)

第6条 紀要編集委員会の業務は、紀要編集委員会が行う。但し、研究紀要誌の保管、配布に関しては図書館運営委員会と提携して処理する。

附則 この規程は、平成13年4月1日より施行する。

この規程は、平成17年4月1日より一部訂正施行する。

「東京立正短期大学紀要」寄稿細目

1. 寄稿者は本学専任教員および非常勤教員とする。但し、紀要編集委員会が特に認めた者はこの限りではない。
2. 未発表の論文、翻訳、エッセイ並びに書評、資料紹介、記録などを掲載する。掲載の採否は紀要編集委員会が決定する。
3. 枚数は論文の場合400字詰原稿用紙50枚以内（和文）または7500語以内（英文）とする。その他は和文20枚以内、英文はこれに準ずる。手書き・ワープロ、縦書き・横書きいずれも可とする。
4. 原稿は返却する。寄稿の際、表題に英文を付し氏名はローマ字で表記する。現在の研究職名を和文で明記する。また原稿のコピーを一部添付する。但し、ワープロ原稿の場合は使用機種名を記しフロッピーディスクを提出する。
5. 寄稿者に初校、再校を依頼する。
6. 稿料は支払わない。但し、「紀要」5部・抜刷り30部を進呈する。なお特殊製版（図版、写真版など）の費用は寄稿者が負担する。
7. 原稿提出期限は毎年11月末日とし、発行は年1回、3月末日までとする。
8. 紀要に掲載された論文は、国立情報研究所主催の「研究紀要公開電子化支援事業」のウェブページ <http://kiyo.nii.ac.jp> で公開され、閲覧される。

付則 この細目は、平成17年4月1日より施行する。

この細目は、平成19年4月1日より一部訂正施行する。

執筆者紹介（掲載順）

秋 山 綾 …… 本 学 非常勤講師
新 井 大 輔 …… 本 学 非常勤講師
有 泉 正 二 …… 本 学 准教授
池田(尾畑)三鈴 …… 本 学 講 師
加 地 雄 一 …… 本 学 非常勤講師
下 田 將 文 …… 本 学 非常勤講師
朴 美 京 …… 本 学 非常勤講師
山 本 智 子 …… 本 学 非常勤講師
西 脇 哲 夫 …… 本 学 教 授

第41号 紀要編集委員

飯 田 宮 子 ・ 金 玫 志

東京立正短期大学紀要 第41号

平成25年3月20日 印刷

平成25年3月25日 発行

編 集 東京立正短期大学紀要編集委員会

発行所 東京立正短期大学

〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内2-41-15

TEL 03 (3313) 5101 (代)

印刷所 株式会社 三 協 社

〒164-0011 東京都中野区中央4-8-9

TEL 03 (3383) 7281 (代)

THE JOURNAL OF TOKYO RISSHO JUNIOR COLLEGE

No.41

March 2013

CONTENTS

A Study on Less Interest in Territory and Travel in Youth····· AKIYAMA, Aya	1
“Dual Structure of Finance” and Relationship Banking in the Period of High Economic Growth····· ARAI, Daisuke	12
Social Analysis of Graffiti (1): A Japanese Perspective in Visual Images····· ARIIZUMI, Shoji	37
Thoughts on Expression Experience in Nursery Teacher Training Course : From the Creative Process of “ALIVE” Dance Performance Project ····· IKEDA-OBATA, Misuzu	60
Developmental Tasks and Social Participation of Middle-aged Adults: How We Live During and After the Psychic Revolution of Life's Noon ·····KAJI, Yuichi	79
The Conversion of Business Condition on Hotel-Ryokan ·····SHIMODA, Masafumi	96
About Specialty of Family Support and the Social Worker in the Child Care Institution····· PARK, Mikyung	114
Doctor-Child Relationship to Effectively Support Children's Participation in Health Care: Based on the Activities of Children's Medical Associations in Japan ····· YAMAMOTO, Tomoko	125
Gleaning from Lectures on Literature for College Students: Ties of Koiuta (Love Songs): ‘LOVE AFFAIR-Himitu no dēto’ Words and Music by Keisuke Kuwata····· NISHIWAKI, Tetsuo	150
◇Editors’ Notes ·····	144

Published by
Tokyo Rishsho Junior College

TOKYO JAPAN

ISSN 1881-9400